

東北歴史博物館 研究紀要

[論 文]

- 真山 悟 「宮城の式内社」位置の検討
—城柵官衙・交通路とのかかわりー 71

- 村上 一馬 人馬を喰う狼、狼を獲る人びと
—「盛岡藩家老席日記 雜書」からー 28

[報 告]

- 佐藤 憲幸 興野コレクションの土偶②
—嘉倉貝塚・倉崎貝塚ー 1

はじめに

この度、『東北歴史博物館研究紀要』14を発刊することになりました。

当館は、宮城県を中心にしながら、東北地方の歴史・文化に関わる資料の収集と保存、研究に努めています。また、その成果を広く世界に発信することにより、社会との交流を促進し、国際化時代にふさわしい地域づくりと地域活性化に貢献することを使命としています。

本紀要是、そうした使命のもと、当館職員の地道な研究活動の一端を公表するものです。今回は歴史学の論文2編、考古学の報告1編を掲載しております。

真山論文は、従来明確ではなかった宮城県内における式内社の位置について、近世の地誌類や伝承の精査を通して検討し、式内社が城柵官衙や水陸交通と関連しながら立地していることを明らかにしました。

村上論文は、盛岡藩の藩日記である「盛岡藩家老席日記 雜書」のなかの狼による人馬の被害記事に注目し、その被害傾向を論じるとともに、様々な捕獲対策がとられた背景には、藩が飼育する馬の保護があったことを指摘しました。

佐藤報告は、前号に引き続き、当館所蔵の興野コレクションのうち、嘉倉貝塚および倉崎貝塚から出土した土偶について整理したもので、他遺跡の出土資料と比較検討しながら、類例や所属時期について考察しています。

今後とも一層の研鑽に努めてまいりますので、忌憚のない御批判や御意見をいただければ幸いです。

平成25年3月22日

東北歴史博物館長 今泉 隆雄

興野コレクションの土偶 ②

—嘉倉貝塚・倉崎貝塚—

佐 藤 憲 幸(東北歴史博物館)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. はじめに | 4. 土偶について |
| 2. 遺跡の位置と環境 | (1) 特徴 |
| 3. 土偶の収集時期について | (2) 類例と時期 |
| | 5. あとがき |

1. はじめに

今回は当館が所蔵する興野コレクション考古資料の内、嘉倉貝塚と倉崎貝塚出土の土偶について報告を行うものである。

なお、コレクションの概要や寄贈者である興野義一氏の業績等については昨年度報告の「興野コレクションの土偶—糠塚貝塚—」『東北歴史博物館研究紀要』13(佐藤 2012)を参照いただきたい。

2. 遺跡の位置と環境

嘉倉貝塚は宮城県栗原市築館嘉倉、倉崎貝塚は宮城県登米市迫町新田倉崎に所在する(図1)。栗原市や登米市がある県北部の地形をみると、中央部に北上川が南流し、その西側には奥羽山脈から東に派生する築館丘陵が発達している。築館丘陵の中には、県内最大の湖沼である伊豆沼の南・北岸に発達し、栗原市築館から登米市迫町にかけて樹枝状に東西に延びる低丘陵がある。両貝塚はとともに、この丘陵の北東端にあり、嘉倉貝塚は伊豆沼の北岸から約1km北西に位置し、倉崎貝塚は昨年度報告の糠塚貝塚と同一丘陵上の西側約300m、長沼北岸から約0.6km北に位置している(図2)。

伊豆沼や長沼周辺は北上川下流域に分布する内陸淡水産貝塚群の北部にあたり、周辺には多数の縄文時代の遺跡が存在する(図2)。

特に今回取り上げる嘉倉貝塚は、近年、道路建設

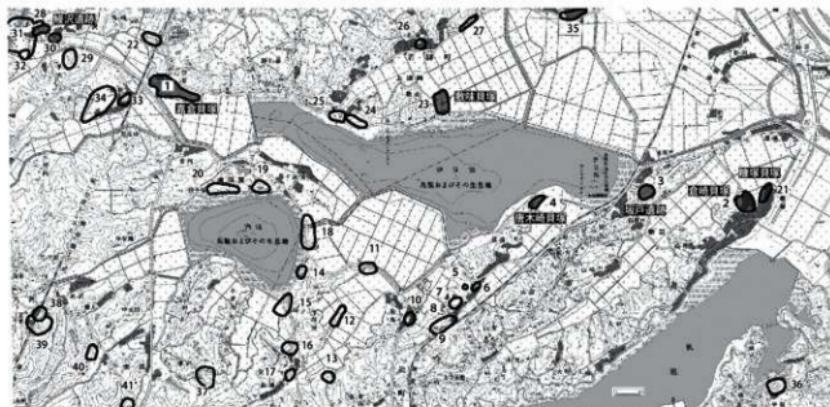


図1 遺跡の位置 国土交通省国土地理院調査課「1/200,000 土地分類図(地形分類図)」「宮城県」(1972)を元に作成

に伴う大規模な発掘調査が実施されている。それによって縄文時代前期後葉から中期初頭にかけての100軒を超す多数の堅穴住居跡や掘立柱建物跡、土壙等が調査されており、広場を中心とした環状集落を形成していたことが確認されている。

遺物は多量の縄文土器や石器の他、土偶56点を含む土製品85点などが出土しており、類例の少ない本コレクションの検討を行う上で、貴重なデータを提供している(築館町教育委員会 2002・2003、宮城県教育委員会(以下、宗教委と略す) 2003)。

倉崎貝塚でも過去に道路建設に伴う発掘調査が行



国土土地院「地図25000(地図画像)」一関ICHINOSEKI!「豪傑」(佐沼)の一部に加筆

No.	遺跡名	立地	種別	時代	No.	遺跡名	立地	種別	時代
1	高倉貝塚	立地	貝塚	縄文前～晩・弥生	22	高倉貝塚	丘陵	貝塚	中世
2	倉崎貝塚	丘陵斜面	貝塚	縄文前・晩	23	市史跡 菓味田塚	丘陵	貝塚	古墳後・晩
3	坂戸遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文後～晩	24	原貝塚	丘陵	貝塚	縄文晩
4	唐木貝塚	丘陵斜面	貝塚	縄文後～晩	25	半船跡	丘陵	城郭	中世・近世
5	茂葉古墳	丘陵斜面	円墳?	古墳後?	26	末ヶ瀬遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文晩
6	茂葉横穴墓	丘陵麓	横穴墓	古墳	27	市史跡 大立塙穴墓群	丘陵麓	横穴墓	古墳後・古代
7	茂葉遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文	28	柿沢遺跡	丘陵麓	集落	縄文中
8	赤堀遺跡	丘陵	城郭	中世	29	小食貯	丘陵	城郭	不明
9	赤谷遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文後	30	萩沢城跡	丘陵	城郭	中世・近世
10	鶴島遺跡	丘陵斜面	割石遺跡	不明	31	木戸遺跡	丘陵	集落	縄文中・古代
11	砂崎遺跡(品崎)	沖積平野	散布地	縄文中～晩・平安	32	木戸平沢遺跡	丘陵麓	散布地	縄文
12	鶴ヶ崎城跡	丘陵	城郭	中世	33	玉岱台遺跡	丘陵	散布地	縄文中～晩・古代
13	多賀古墳群	丘陵斜面	古墳・経塚	古代・中世	34	原根台遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文中～晩・古墳・古代
14	今土遺跡	丘陵麓	堆布地	縄文中・晩・弥生・古代	35	海穴櫛穴墓群	丘陵麓	横穴墓	古墳後
15	折立軒跡	丘陵	城郭	中世	36	星坂廻路	丘陵	城郭	中世
16	品ノ浦空堀跡	丘陵斜面	空跡	中世	37	東沢空堀跡群	丘陵斜面	空跡	中世
17	品ノ浦城跡	丘陵	城郭	中世	38	八重遺跡	丘陵斜面	散布地	古代
18	合土遺跡	湖沼岸	散布地	縄文中～晩・弥生	39	八戸食芳遺跡	丘陵麓	城郭・量敷跡	中世・近世
19	櫻須賀貝塚	丘陵麓	貝塚	縄文物・弥生	40	太田遺跡	丘陵斜面	散布地	古墳後・古代
20	砂子崎遺跡	丘陵斜面	散布地	縄文後	41	施狩1号跡	丘陵斜面	空跡	中世
21	糠塚貝塚	丘陵斜面	散布地	縄文後					

図2 周辺の遺跡

われており(宮教委 1990)、土壇3基や遺物堆積層が確認され、縄文時代中～晩期の土器、石器、骨角器が出土している。

3. 土偶の収集時期について

土偶は興野氏本人によってネーミングされている。出土年月日が判読できるものには昭和38～43年の日付が記されており(表1)、昨年報告した糠塚貝塚出土土偶の収集時期と前後する時期に収集されたことがわかる。

4. 土偶について

嘉倉貝塚からは板状土偶8点、倉崎貝塚からは中空の立体土偶が1点収集されており、資料の一部は、これまでの研究において、既に取り上げられているものである(近藤・阿部 1994、阿部・藤沼 1996)。

本稿では、これらの形態、施文方法等の特徴を詳述し、糠塚貝塚及び後年調査された嘉倉貝塚資料等との比較により、その位置づけを検討してみたい。

なお、資料の法量等、基礎データについては表1を参照していただきたい。

表1

No.	遺物名	登錄名	形状	残存部位	長(cm)	幅(cm)	厚(cm)	特徴・施文方法等	出土年月日
1	高賀貝塚	高賀No.1	板状	頭～胸	2.9	3.9	0.9	頭部山形・貫通孔有【正面】刺突文【背面】無文	38.4.5
2	高賀貝塚	高賀No.2	板状	頭～腕	6.2	5	2.4	頭部山形・貫通孔有【正面】半截竹管平行沈線文磨滅著しい、【背面】無文	42.2.12
3	高賀貝塚	高賀No.3	板状	腰	3.6	2.9	1.5	【正面】無文	記載無
4	高賀貝塚	高賀No.4	板状	頭～腰	7.3	6.1	2.3	2.5 頭部山形・正面頭部に珠帶【背面】無文	43.4.7
5	高賀貝塚	高賀No.5	板状	腰	3.3	2.9	0.9	【正面】無文	記載無
6	高賀貝塚	高賀No.6	板状	腰	7.2	5.9	1.5	【正面】無文	記載無
7	高賀貝塚	高賀No.7	板状	腰	4.2	3.6	1.5	【正面】刺突文・沈線文【背面】無文	記載無
8	高賀貝塚	高賀No.8	板状	腰	3.4	4.5	0.9	頭部細孔・十字狀【正面】刺突文・沈線文【側面】刺突文【背面】欠損	43.3.23
9	合崎貝塚	合崎No.1	立体(中空)	頭	6.8	5.3	5.4	斜光形・頭・口部に貫通孔・珠帶部に刺目文・頭頂部に赤彩保存	記載無

(1) 特徴

嘉倉No.1

【形態】板状土偶

【残存】頭～胸部

【頭部】一部欠損するが短く張り出し、山形を呈する。2つの貫通孔により、目が表現されている。

【肩部】なで肩。

【腕部】腕は短く、十字形に張り出す。

【施文方法】正面に刺突文が施される。背面は無文である。

嘉倉No.2

【形態】板状土偶

【残存】肩～腕部

【肩部】なで肩。肩部と腕部の境には貫通孔が穿たれている。

【腕部】先端が短く張り出すのみで肩部と境は不明瞭である。

【施文方法】正面背面上ともに半截竹管による平行沈線文が施されている。背面は磨滅が著しい。

嘉倉No.3

【形態】板状土偶

【残存】腰部

【胴部】膨らみを有する。

【施文方法】正面背面ともに沈線文が施されている。

嘉倉No.4

【形態】板状土偶

【残存】肩～腕部

【肩部】なで肩。

【腕部】先端が短く張り出すのみで肩部との境は不

明瞭である。欠損しているが、胸から腕部にかけて隆帯の痕跡が認められる。

【施文方法】無文である。

嘉倉No.5

【形態】板状土偶

【残存】腰部

【腕部】湾曲しながら丸く下方に延びる。

【施文方法】無文である。

嘉倉No.6

【形態】板状土偶

【残存】腰部

【腕部】膨らみを有する。

【施文方法】無文である。

嘉倉No.7

【形態】板状土偶

【残存】胴部

【胴部】括れがあり、欠損するが下半にかけて膨らみを有すると考えられる。

【施文方法】正面は沈線文と刻目文。背面は、多くが欠損しているが残存部には沈線文が施されている。

嘉倉No.8

【形態】板状土偶

【残存】腕部

【腕部】細く直線的に延びる。

【施文方法】正面には押圧繩文がV字状に施されている。上側面には二股状工具による連続刺突文が施されている。下側面は無文。背面は欠損している。

倉崎No.1

【形態】立体土偶(中空)

【残存】頭部

【頭部】頭頂部には髪形表現と考えられる角状の突起がある。目は楕円形の沈線とその内部を横一文字の沈線によって表現されている。矮小化されではいるが、遮光器土偶に近い要素を有しているといえよう。鼻は立体的で先端部が尖り、2個の盲孔により鼻孔が表現されている。口は三角形の貫通孔により表現されている。周辺部に装飾などは認められない。耳は輪郭部から延びた隆帯が短く突起し、内部を円形の貫通孔によって表現されている。内面には輪積痕跡がみられる。

【施文方法】顔の輪郭部には刻目を施した隆帯と沈線がめぐっており、後頭部は同様の隆帯で左右に区画され、内側にはそれぞれ渦巻き文と入組文が透かし彫りされている。また、頭頂部には僅かに赤彩の痕跡が認められる。

(2) 類例と時期

今回報告の資料は全て破片資料であり、全容を知り得るものはない。したがって、他遺跡出土資料等との厳密な比較検討は、困難な面が多くあるが、後年の発掘調査による嘉倉貝塚出土資料や前回報告の糠塚貝塚出土資料を中心に比較検討し、可能な範囲で類例や時期的位置づけを試みたい。

嘉倉No.1：本資料に特徴的な貫通孔による目の表現は、大木6式期の嘉倉貝塚SI100堅穴住居跡第1層出土土偶(宮教委2003)や糠塚貝塚報文内で板状土偶5としたNo.81等に類例が求められる。他県の例を見ても岩手県北上市鳩岡崎遺跡(岩手県教育委員会1982)、同県零石町塩ヶ森I・II遺跡出土土偶((財)岩手県埋蔵文化財センター(以下、岩埋文と略す)1982)等、概ね大木6・7式期の板状土偶に多くみられる特徴である。また、1998年以降、数度にわたって行われた嘉倉貝塚での本格的発掘調査では、主として大木4~7b式期の土器が出土していることから、本資料についてはこの時期の範疇におさまる、且つ大木6・7式期頃に限定される

ものである可能性が高い。但し、顔表現がある類例の多くは方形や楕円形の頭部を有しており、山形にやや尖った頭部形態を呈する本資料とは相違が認められる。また、施文方法も類例の多くは沈線文や半截竹管文等によるものであるのに対し、本資料は刺突文によって施文されるなどの違いがある。こうした本資料の特徴は、むしろ嘉倉貝塚SI177堅穴住居跡床面上出土土偶(宮教委2003)や糠塚貝塚No.10(板状土偶2)等、大木5式期とされる資料に近い要素とも考えられ、本資料が時期的にやや遅る可能性も考慮されよう。今後の資料の増加を待ちたい。

嘉倉No.2・3：嘉倉No.2における短く突き出た腕部、肩部周辺の貫通孔、嘉倉No.3における腰部下半の丸い膨らみ、そして沈線文や半截竹管による平行沈線文で施文するといった特徴は、前出の嘉倉貝塚SI100出土土偶に類似した特徴である。また、糠塚貝塚No.84・102・107・108他(板状土偶5あるいは6に類する)の破片資料にも同様の特徴を見出すことができる。嘉倉貝塚SI100出土土偶が大木6式期、糠塚貝塚No.84・102・107・108他は大木6~7式期に位置づけられており、本資料についても概ねこれらの範疇に含まれるものと考えられる。

嘉倉No.4：胸から腕部にかけて隆帯が延びるといった特徴は、糠塚貝塚No.138・139(板状土偶10)にみられる特徴で、大木8a・b式期に位置づけられる資料である。したがって、本資料も概ねこれらと近い時期のものである可能性が考えられるが、前述のように嘉倉貝塚での発掘調査において出土した土器は主に大木4~7b式期のものであり、大木8a・b式のものは出土していない。また、本資料の腕部形態は糠塚貝塚No.138・139と比較して相対的に短く、むしろ前述の嘉倉No.2と近似するなど相違もみられる。時期的に大木7b式期以前に遡る可能性も考慮されよう。

嘉倉No.5：下方に丸く湾曲する腕部としては、やや大型であるが嘉倉貝塚SI45堅穴住居跡の堆積土から出土した腕部破片(宮教委2003)や、糠塚貝塚では

No.80(板状土偶2~5に類する)が本資料と類似する。前者は大木5式期、後者は大木5~6式期頃と考えられる資料あり、本資料もこれらと近い時期のものと考えられる。

嘉倉No.6: 正背面ともに無文で小破片のため、詳細の検討は困難であるが、糠塚貝塚ではNo.38・39・41・42・52等、板状土偶2~5に類すると推定された破片資料の中に同様のものが認められる。これらについては残存する脚部形態等から概ね大木5~6式期に位置づけられており、本資料についても同様の時期のものである可能性が考えられる。

嘉倉No.7: 括れた胸部及び沈線文とそれに沿って刻目文が施される文様の特徴は、糠塚貝塚No.123・124と類似する。また、同様の小破片は涌谷町長根貝塚(宮教委 1969)から大木7a式土器とともに出土しており、本資料についても、ほぼそれと近い時期のものである可能性が考えられる。

嘉倉No.8: 脇部は十字状に開いて延びると推定され、押圧縄文により施文される。こうした特徴は大木7b式期とされる糠塚貝塚No.113・116・117(板状土偶8)にみられる要素であり、本資料もこれと近い時期のものと考えられる。

倉崎No.1: 本資料は頭部に角状突起を有し、目が矮小化した中空の立体土偶である。これと同様の特徴を有する土偶は、嘉倉貝塚や糠塚貝塚においては未だ発見されていない。そこで他遺跡に目を向けてみると、藏王町鍛冶沢遺跡出土土偶(片倉信光 1932)、岩手県安堵屋敷遺跡出土土偶(岩埋文 1984: DR120-1~3他)等に同様の特徴を見出すことができる。

鍛冶沢遺跡出土土偶は頭部に工字文、胸部等に工字文化した雲形文が施されるといった特徴等が土器に施される文様と共にすることから「大洞C2式から大洞A式への移行期」や「大洞C2式新段階」として位置づけられている(相原 1997・2012)。安堵屋敷遺跡出土土偶については、金子昭彦は大洞C2式を古・中・新の3段階に区分し、各段階の土偶が認められるとしている(金子 1993)。

本資料は頭部のみが残存するものであり、文様構成の全容を知る事はできないが、金子によれば眉・鼻の位置、耳・鼻・口の形状、口周囲に施される文様、後頭部の文様・装飾等の特徴によって、古段階から新段階への時期的な変遷が提示されている。

本資料は鼻の位置は低く、口は貫通孔のみで装飾は施されていない。また、後頭部には入組文や渦巻文が施されており、金子の見解に従えば、こうした特徴は新段階よりも古く位置づけられる要素としてとらえることが可能である。

以上、興野コレクション土偶資料のうち、嘉倉貝塚及び倉崎貝塚出土資料についての報告である。

5. あとがき

当館では現在、館蔵資料の更なる積極的公開を推進し、そのための様々な施策を講じている。本報告についてもその一つに位置づけたものであり、昨年度の糠塚貝塚出土土偶の報告に引き続き、これまで研究や展示で取り上げられる機会に恵まれなかつた破片資料にも焦点をあて、資料全体の公開を行つた。

興野コレクション考古資料は土器、土偶やその他土製品、石器、骨角器等多岐にわたり、これらは現在、整理を進めている。その成果については順次報告、公開し展示品としても更なる活用を図つていきたいと考えている。

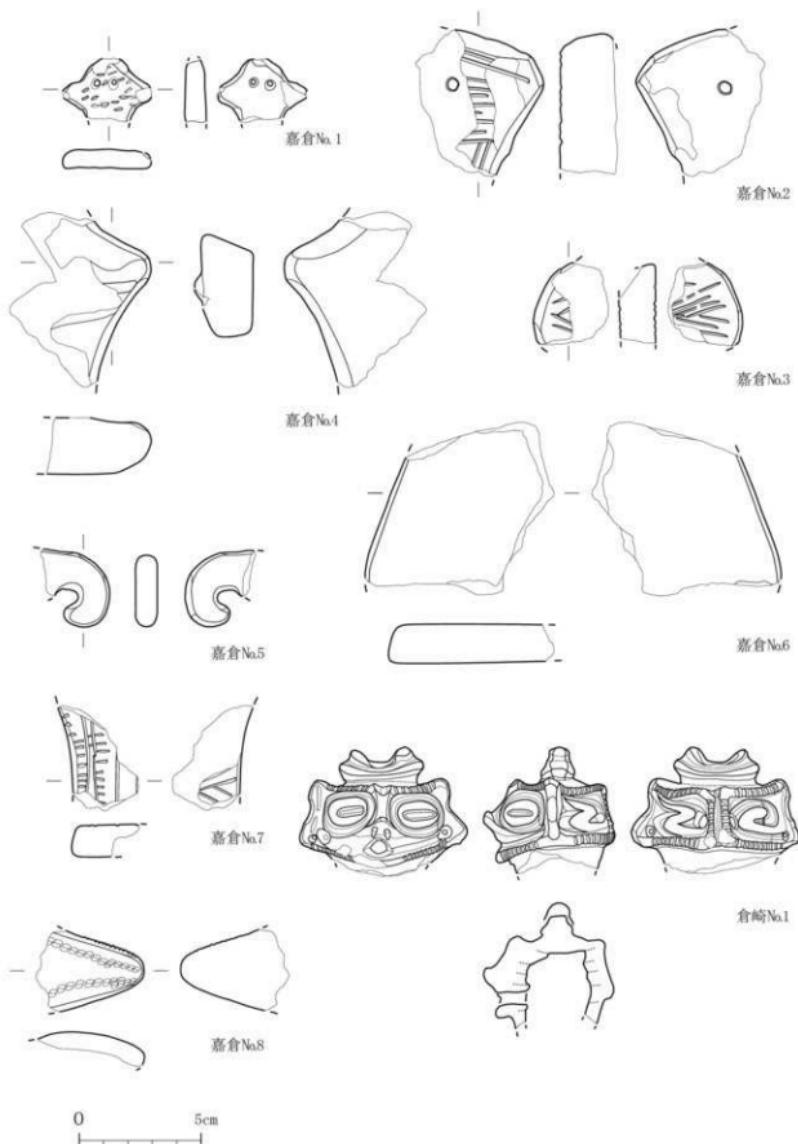


図3 実測図

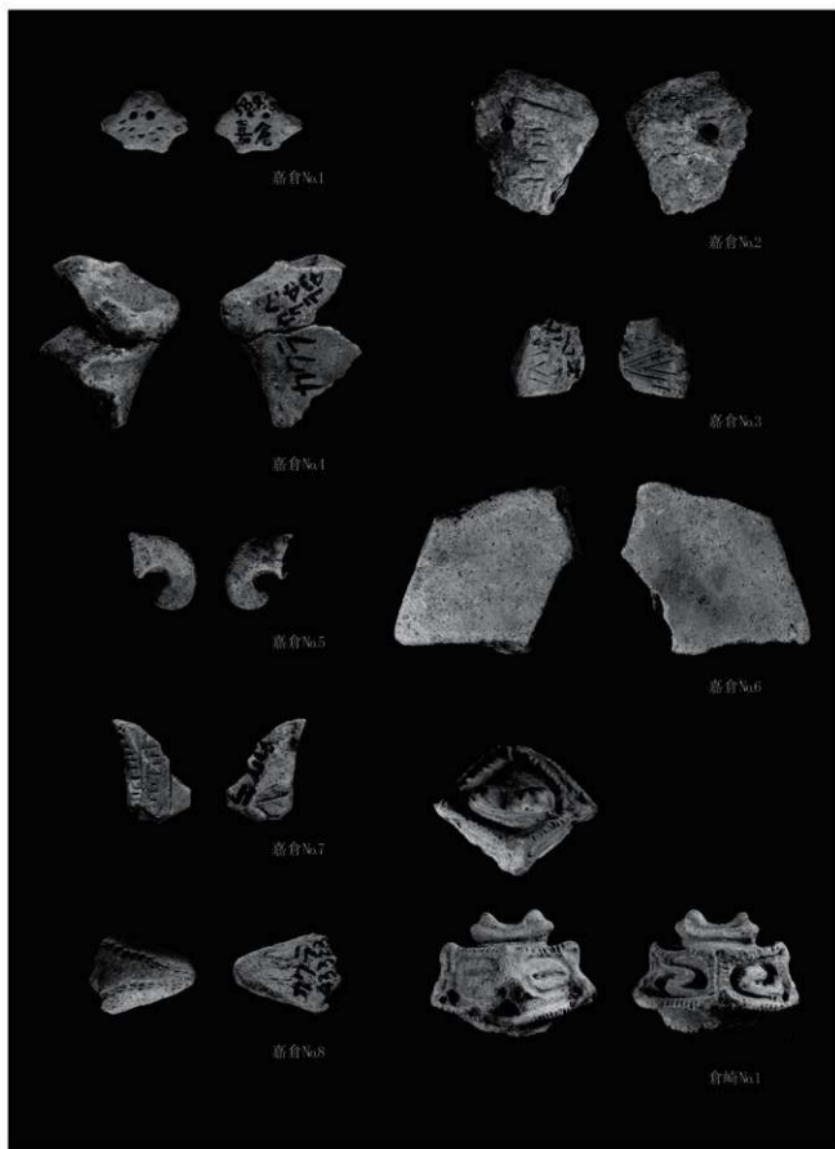


図4 写真図版

【引用・参考文献】

- 相原淳一 1997『宮城県蔵王町鍛冶沢遺跡の出土土偶について』『仙台市博物館調査研究報告』第17号
- 2012『宮城県の土偶(7)』『第9回土偶土器研究会 岩手県大会資料』土偶研究会
- 阿部博志・藤沼邦彦 1996「宮城県」『土偶シンポジウム 5宮城大会 東北・北海道の土偶Ⅱ』資料集
土偶とその情報研究会
- 阿部博志 1999「宮城県の土偶」『土偶研究の地平』3「土偶とその情報」研究会
- 岩手県教育委員会 1982「江釣子村鳩岡崎遺跡」『東北総貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』XV-1・2 岩手県文化財調査報告書第70集
- (財) 岩手県埋蔵文化財センター 1982『塩ヶ森 I・II 遺跡-御所ダム建設関連遺跡発掘調査報告書』岩手県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第31集
1984『安堵屋敷遺跡発掘調査報告書』岩手県埋蔵文化センター文化財調査報告書第74集
- 小笠原好彦 1984「繩文時代前・中期の土偶」『宮城の研究』I 考古学篇 清文堂
- 片倉信光 1932「磐城国曲竹発見の土偶に就いて」『上代文化』第8号 国学院大学考古学会
- 金子昭彦 1993「大洞C式の土偶-大型土偶の変化を中心として-」『古代』第95号 早稲田大学考古学会
- 北上市教育委員会 1977『九年橋遺跡第3次調査報告書』
北上市文化財調査報告第18集
1985『九年橋遺跡第8次調査報告書』北上市文化財調査報告第39集
- 興野義一 1964「糠塚貝塚について」『日本考古学年報』17 昭和39年度
1981「糠塚貝塚について」『追町史』
1984「大木式土器について」『宮城の研究』I 考古学篇 清文堂
- 近藤 悟・阿部博志 1994「大木式土器分布圏の土偶について」『土偶シンポジウム 2秋田大会 東北・北海道の土偶Ⅰ』土偶とその情報研究会
1999「大木式土器分布圏の土偶について」『土偶研究の地平』3「土偶とその情報」研究会
- 佐藤憲幸 2012「興野コレクションの土偶-糠塚貝塚-」『東北歴史博物館研究紀要』13
- 築館町教育委員会 2002『平成13年嘉倉貝塚確認調査概報-伊治城他』築館町文化財調査概報第15集
2003『嘉倉貝塚』築館町文化財調査報告書第16集
2005『鷹沢遺跡』築館町文化財調査報告書第18集
- 東北歴史資料館 1989「宮城県の貝塚」『東北歴史資料館資料集』25
1996『東北地方の土偶』
- 中村良幸 1999「岩手県の晩期土偶」『土偶研究の地平』3「土偶とその情報」研究会
- 藤沼邦彦 1992「宮城県の土偶」『国立歴史民俗博物館研究報告』第37号
- 追町教育委員会 1990『倉崎貝塚・唐木崎貝塚』追町文化財調査報告書第1集
- 宮城県教育委員会 1965『埋蔵文化財緊急発掘調査概報(敷味貝塚)』宮城県文化財調査報告書第8集
1969『埋蔵文化財緊急発掘調査概報-長根貝塚-』宮城県文化財調査報告書第19集
1990『倉崎貝塚』『大貫館山跡ほか』宮城県文化財調査報告書第137集
2003『嘉倉貝塚』宮城県文化財調査報告書第192集

人馬を喰う狼、狼を獲る人びと

—「盛岡藩家老席日記 雜書」から—

東北歴史博物館

村上 一馬

の所管事項を記録したものである。

「雑書」には、狼・熊・鹿・猪・狐・獺などの哺乳類だけでなく、鷹や若黄

鷹（オオタカの幼鳥）・鶴・隼・鷲・鳩・白鳥・菱喰・鷺・鶴・鴟・雁・

鴨・雉子などの鳥類を捕獲していたことが数多く記録されている。「雑書」をもとにした先行研究としては、榎森進氏が鹿狩りについて、菊池勇夫氏

が狼と牧馬との関係について検証している。いずれも優れた実証的研究であり、大いに参考になる。これらの先学に学びながら、正保年間から文政年間（六四四）一八（一九）の「雑書」から狼について考察したい。

なお、「雑書」は一部が公刊されており^①、引用でも利用したが、原典に照らして改めた箇所は、公刊本の表記を傍注【】に示した。

- はじめに
- 一 人を喰う狼
- 二 狼を獲る人びと
- 三 狼の捕獲法
- さいごに

はじめに

平成二四年八月一八日、環境省は、獺（ニホンカラウノ）の絶滅を発表した^②。

これでコウモリを除く哺乳類の絶滅種では、獺は狼（ニホンオオカミ、エゾオオカミ）に次ぐものとなつた。またひとつ、貴重な固有種では、獺は狼（ニホンオオカミ、エゾ

オオカミ）に次ぐものとなつた。またひとつ、貴重な固有種が地上から消えた

ことが惜しまれる。これらの絶滅種が棲息していたことは過去のものとなり、その時代を懐かしみ、郷愁とともに語られるようになるのかもしれない。

しかし、絶滅に至つたのは人為的圧力がその存続を脅かし続けた結果であらう。その反省なくして、次なる絶滅種を予防することは難しい。問題

は、こうした野生動物に対する人為的圧力を止められなかつたことである。

狼も獺も絶滅する以前には、人びとから敬われ、愛される面があつたこと

が、種々の民俗事例からうかがわれる^③。しかし、その一方で、人の生活

や生業を害して嫌われることもあつた。古くから、こうした功罪の両面を

人びとが意識していたと思われる。それにも関わらず、ある時代から負の

側面すなわち人に害を及ぼす害獸であることが強調されるようになつた。

当論の目的は、その負の側面についてを考えるために、近世の盛岡藩における狼の記録を検証する。その基本史料として盛岡藩（南部廻）の藩日記である「盛岡藩家老席日記 雜書」（もりおか歴史文化館所蔵）を利用する。

この「盛岡藩家老席日記 雜書」（以下「雑書」と略記する）は家老席が日々

1人を喰う狼

（1）狼荒

正保から文政年間の「雑書」には、狼によつて人が死傷した記録を一二件確認できる。その中から特に目をひくものをあげてみよう。

【史料一】「雑書 元禄二年（六八九）六月一九日条

一、五戸之内切屋内村・上市川村・下市川村・野沢村・扇田村・七崎村に

て、去十三日ヨリ同十五日迄狼あれ、四歳より十二歳之子とも家之前遊

居候を、昼も暮などへ懸り拾老人迄喰、その内四人喰殺、其外、見合追

放候由、右之内三拾餘り之男、雪陰三面、ひら・ひさ・口喰候由、御代

官宣進有之付、三戸・五戸地討之魚討に鉄炮三と申遣ス、

【文意】五戸（現青森県三戸郡五戸町）の村々で六月二二日（新暦七月二九日）か

ら一五日まで狼荒（狼による被害）があつた。四歳から一二歳の子どもが家の

前で遊んでいたところを、星から暮れに狼が襲いかかり、一人に噛みついた。そのうち四人を喰い殺し、そのほかは見合せた者が追うと、狼が放した。三〇歳あまりの男も雪隠（便所）で肘・膝・口を喰われたという。

以上、代官から報告があり、三戸と五戸にいる鳥討に鉄砲で狼を討つよう指示した。

鳥討とは、鶴・白鳥や雁・鴨など諸々の鳥を鉄砲で捕獲して、藩へ上納する者である。この鳥討に狼を射殺するよう命じている。三日間で二ども四人を喰い殺した狼は一匹なのか、群れの集団なのか不明であるが、広範囲で被害が多発している。また、その場に居合わせた者の証言から、狼による犯行だと断定したのであるが、狼を野犬や山犬どのように識別していたのか、この記録からはわからない。

〔史料二〕「雜書」元禄一〇年（一六九七）六月一〇日条

一、去六日〔夜四つ過、奥瀬内記知行所大瀬川村百姓勘助娘年六歳成候秋と申女、狼被取、勘助出合尋候處、行方不知、死骸も見出不申由、同日同所長右衛門と申者之所、夜八つ頃狼來、男子次郎年四つ成候ヲ、母抱臥居候處、右之狼取出候ヲ追候得者捨置、狼行方不知候由、次郎頭・手三疵二ヶ所有之候得共、当分へ死左右三歳無之由、依之威鎧被仰付被下度と御代官奥寺孫兵衛・大川平右衛門以口上書申上候付、沢内御代官所二居候獵師武人遣為討候様と、沢内御代官松田清助・浦上十太夫へ申遣、尤右之趣花巻御役人江戸申遣之、（※傍注一）は公刊本の表記、以下同）

〔文意〕六月六日夜一〇時過ぎ、大瀬川村（現花巻市）の百姓の娘（六歳）が狼に取られた（さらわれた）。それを親は探すが、行方がわからず、死骸も見つからない。さらに、同日同村で夜二時ごろ、母が抱いて寝ている男子（四歳）を狼が奪つて出た。それを追い掛けたところ、狼は男子を捨てて逃げた。この男子は頭と手に疵二ヶ所あるが、当分は死にそうにもない（重体ではない）。そこへ、威鎧砲の使用を代官が申請した。これに対し、沢内代官所内の獵師二人を派遣して討たせるように指示した。

威鎧砲とは空砲の音で威して追い払う鉄砲であり、獵師鉄砲は実弾を發射して獸を射殺する鉄砲である。獵師はふだん獵師鉄砲を使つたが、場合によつては威鎧砲も使つた。ここではどちらの鉄砲かはつきりしないが、おそらく獵師に威鎧砲を討たせたのであろう。

狼が人間のこどもを次々と襲つていている。あたかも狂犬病に罹患した狼による凶行のような印象を受ける。しかし、深夜に母の懷から奪うなどは、巧妙なハントティングとも言える。盛岡藩にも狂犬病に罹つた「病犬」の記録があるが、それが現れるのは元文四年（一七三九）からであり（八月三日參）、この記録の四〇年ほど後のことである。したがつて、この狼は狂犬病に罹り、狂つて人に襲いかかつたのではなく、人を食糧として狩り獲らうとしていたに違いない。

狼が人を喰い殺したという凄惨な記録は、ほかにも数多くある。主なものを列挙してみよう。なお、盛岡藩では行政区を通じて、それぞれを代官所に管掌させていた。次にある遠野は戸南部家（弥六郎）が直轄支配していたが、零石や毛馬内などは管轄の代官所があつた場所である。

①遠野の附馬牛村・胸木村（現遠野市）で六月一二日（新暦七月七日）から近頃まで、夜に狼が百姓の家に入り、人を喰つた。両村で一三人、東禅寺村などでも二人が負傷し、馬三頭と牛四頭が喰い殺された。そこで、獵師に鉄砲を討たせるように指示した。（元禄四年〔一六九七〕六月一七日条）

②零石代官所の御明神村（現零石町）で七月一二日（新暦八月一九日）午前一〇時過ぎから正午に、男女三人（五歳）が狼に喰い殺された。さらに、男子四人（四歳一歳）がのど笛を喰われて深手を負い、男女二人（九歳一〇歳）も軽傷を負つた。そこで、持筒同心三人を派遣した。（元禄一年七月二日条）

③零石代官所の村々で七月一四日（新暦八月一九日）の晩、多くのこどもが狼に喰われた。そのうち南畠村（現零石町）では、男女八人（三歳一四歳）が負傷し、男子二人ともに八歳が即死した。御明神村では、女子一人（とも

(2)

に五歳)が負傷し、男子一人(四・五歳)が死亡した。(元禄二年七月一八日
 条)
 ④毛馬内(現鹿角市・小坂町)の草木村・鶴村・赤坂村・芦名沢村・風張村
 の男女六人(五・四歳)が狼に喰い殺された。そこで、毛馬内の獵師に見
 繩つて射殺するようにと指示した。(元禄二年八月四日条)

❶では家内に狼が侵入している。また、牛馬をあわせて三五頭も喰い殺
 しているのは尋常でない。おそらく狼の群れに襲われたのである。(③も
 晚に)こどもが襲われていることから、家内に狼が侵入したものと思われる。
 そして、一晩に二ヶ村で四人が喰い殺され、一人が負傷している。のど
 笛を噛られて深手を負った者も、のちに亡くなつたのではないだろうか。
 一晩に一四人の死傷者数は、正保から文政年間の「雑書」の記録のなかで、
 最多最悪のものである。

この御明神村ではさらに悲劇が続き、この二ヶ月後に男子(一四歳)が狼
 に取られている(元禄二年九月二七日条)。狼に取られた子は、その後に喰
 い殺されたに違ひなく、しかも、死骸が見つからなかつたのである。②(③)
 の被害を含めて、御明神村では三ヶ月足らずの間に四・一四歳の計一六人
 (死亡五人・行方不明一人・重軽傷一〇人)が犠牲になつてゐる。狼が村を震
 擾させる大惨事をもたらしていたことがわかる。

これらの狼の多くは、村のこどもを食糧として奪い去ろうとしていたもの
 と考えられる。近世の人々は、こうした野獸の襲来に怯えながら暮らし
 ていたわけである。昔の人びとは野生動物と微笑ましく慈愛に満ちた関係
 を築いていたであろう:そんな想定は、自然環境の苛烈さを顧みないファ
 ンタジーに過ぎないのかもしれない。

(2) 人身被害の傾向

このほかのものも含めて、狼による人身被害記録を表1にまとめた。こ
 れは正保から文政年間の「雑書」にもとづいているが、この他にも載つてい
 る。

記載が少ない(5)。したがつて、表1は被害の全容を示すものではなく、
 その傾向を考えるための材料と捉えたい。それを踏まえつゝ、残された記
 録から被害の傾向を分析してみよう。

表1にある人身被害の記録二件をまとめると、死傷者は計八九人であ
 り、その内訳は死亡三人、行方不明四人、重軽傷六一人である。これに
 は「数多」・「數人」を一人、「一、兩人」・「二、三人」・「三、四人」は少な
 い方の人数を加えている。したがつて、この八九人は記録の最小値であり、
 実際の被害者は九〇人以上にならう。
 死傷者の性別は男三人に対し、女一七人であり、その平均年齢は七、
 一歳である。記載のないものが多いが(性別不詳一人、年齢不詳五九人)、
 狼はこどもを、とくに男の子を狙う傾向があつたようである。

被害の発生時期をみると、その多くは夏季に集中している。被害日を記
 載していないものも多いが、被害日は「雑書」の記録日条と大きく違わない
 であろうから、それも含めて被害月日を新暦に直してみた。すると、被害
 者は七月に三七人、八月に二四人、九月に一七人であり、七・九月に計七
 八人(八八%)の偏在が認められる。その原因は定かでないが(6)、家内に押
 し入るには開放的な夏季が容易であったと思われる。

被害時刻は昼夜を問わないが、被害場所の多くは村内かその近辺であり、
 家内に押し入られた例も三、四件ある(表1 no. 5・7・16、6もか)。被害に
 遭つたのは、こどもが狼の棲息域に迷い込んだからではなく、狼が村にや
 つて来て、こどもを捕食していたわけである。

ただし、年代別に被害の増減を判断することは難しい。死傷者八九人の
 うち七四人(八三%)は元禄から宝永年間であり、これは将軍綱吉によつて、
 いわゆる「生類憐れみ令」が廃止された年代と重なる(7)。すると、この年代
 に被害が多いのは、「生類憐れみ令」によって狼を駆除できなくなり、そのた
 めに数を増やした狼が人までも食とするようになったと捉える向きもあ
 る。しかし、なぜこの時期に多くの記録が残されたのかを考える必要が

ある。

表向きでは、生類憐れみ令によって狼の駆除が制限されたことは間違いない。綱吉が諸国に鉄砲改めを発令し、これが領主側による在村鉄砲の管理を強化する契機となつた。しかし、塚本学氏が指摘しているように、幕府も獣害対策に鉄砲が有効であることを了解しており、その使用を全面禁止したわけではなかつた。盛岡藩の為政者にあっても、人を喰う狼をただ黙つて見過ごしていたわけではない。むしろ、その駆除を理由づけるために、狼による被害を詳細に報告させており、その結果として、この年代の記録が多く残されたと捉えるべきであろう。

(3) 弘前藩との比較

弘前藩でも狼荒が数多く記録されている。弘前藩の藩日記「弘前藩府御国日記」(寛文元年～慶応三年)には^{〔二〕}、狼による死傷者を八四人確認できる。その内訳は、死亡三七人、行方不明五人、半死半生七人、重軽傷三人である。なかには、喰い残された死体の一部だけ、あるいは着衣や骨・髪だけが残るという記録もある。盛岡藩の死傷者数八九人には少し及ばないが、弘前藩でも多くの領民が狼に喰い殺されていたのである。

詳しく述べ小論を参照されたいが^{〔三〕}、この被害の傾向を盛岡藩と比較してみよう。死傷者の性別は男三九人に對し、女三七人であり(性別不詳一人)、その平均年齢は九、二歳である^{〔四〕}。盛岡藩と異なり被害者に男女差がほとんどないが、こどもが多かつたことは共通している。弘前藩でも被害が六十九月(新暦)に集中しており、村内や村近くで起きていることも共通している。年代を見ると、元禄から宝永年間に五四人、正徳から享保年に一六人、元文から安永年間に一四人である。盛岡藩では、おおむね宝永年間までに被害記録が収束していたが、弘前藩では安永年間まで続いていた。ただし、両藩ともに元禄から宝永年間に集中している点は共通している^{〔五〕}。

両藩の記録を総合すると、狼はこどもを村内や村近くで襲い、食糧とし

て食べていたことは間違いない。

2 狼獲る人びと

(1) 生類憐れみの政策

盛岡藩では、こうした狼に対してさまざまに者に鉄砲を討たせていた。「雜書」によると、その駆除を鳥討(史料一)、獵師(史料二①・④)、持筒(②)に命じている。しかし、狼に襲われた人びとは、こうした鉄砲討ちの派遣をただ待つばかりではなかつた。

寛文二年(一六六二)六月に五戸の村々で二二三人も喰い殺した狼がいたが、これを五戸市中の者たちが取り囲み、鎧で突き殺している(六月二日条 表1-1a^{〔二〕})。このすぐ後にも、八戸で男女數人を喰い殺した狼を、八戸城外で數人が取り卷いて、切り殺している(六月三日条 表1-1a^{〔二〕} 〔三〕)。

寛文二年は生類憐れみの発令前であるが、発令後の元禄年間にも村の百姓が狼を叩き殺している。それが次の記録である。

〔史料三〕「雜書」元禄二〇年(一六九七)七月一日条

一、花巻八幡通御代官所之内、黒沼村肝煎六左衛門馬屋^江狼入隠居候見出、家を取まき候得共かけ破出、屋鋪之林入候を、左助・孫十郎と申百姓一人三面棒三面打殺候由 所之御代官苦米地長左衛門披露仕候由三面右之狼巻銅足軽を付状を添示候、則中ノ橋ノ下川原柳之内へ埋置候事、「文意」黒沼村(現花巻市)の肝煎の馬屋へ狼が入つて隠れているのを見つけ、家を取り巻いた。すると、狼が包圍を破り駆け出して屋敷林へ入つたので、それを百姓二人が棒で打ち殺した。この狼を盛岡まで状を添えて花巻の足軽がもつて來たので、盛岡城下の中ノ橋下にある川原の柳のなかへ埋めた。

この時期は幕府によつて生類憐れみの政策が施行されていた。そのため

に、この狼の屍体を城下まで届け、それを埋めている。ただし、この百姓が何らかの咎めを受けたという形跡はない。

ところが、隣の弘前藩での対応は異なっていた。狼が襲いかかつてきのうで、逆にその狼を熊手で打ち殺した男がいた。すると、その男は取り調べられてから、村預けの措置を受けている⁽¹⁾。弘前藩では人が狼へ反撃しても、処罰の対象になり得たのである。これに比べれば、盛岡藩の対応は現実的であつたと言える。狼に襲われたら、どうすべきか。この時代は、同じ狼に対しても、藩によって異なる対応が要求されていたわけである。そして、盛岡藩では狼に限らず、猪や鹿も荒れれば駆除していた。

⑤盛岡代官所内で鉄砲討が玉なしで威したが効果がなかつた。そこで、三名(同心か)⁽²⁾があわせて狼五疋(匹)と鹿一疋を射殺して、その場に埋め、それぞれ手形(証明書)を提出した。⁽³⁾ (元禄二年「六八九」九月六日案 表2 №. 23~27)

⑥元禄二年一月二五日から二月二五日までの日切(日限)で鉄砲を討たせて、岩手郡川日村・大ヶ生村・滝沢村、三戸郡浅水村で鹿一疋・猪五疋・狼二疋の計一疋を射殺した。それを目付四人が確認し、幕府へ報告した。⁽⁴⁾ (元禄三年一月一〇日案 表2 №. 30・31)

⑦沼宮内(現岩手町)で猪や狼が田畑を荒らし、人馬までも障るので、鉄砲を打たせてほしいと惣百姓⁽⁵⁾が訴状を提出した。そこで願いの通り、沼宮内の同心に鉄砲を打たせることにして、その立ち会いに奉行目付を派遣した。⁽⁶⁾ (元禄三年五月一八日条)

(2) 馬をまもる人びと

狼は人間を襲うばかりではなく、むしろ馬を襲うことの方が多い⁽⁷⁾。

〔雄文〕を見ると、人身被害の記録は限られており、記録の多くは馬の被害である。盛岡藩の馬産と狼荒との関係については、菊池勇夫氏によるすぐれた論考があるので、それを参考にしながら述べてみよう⁽⁸⁾。

盛岡藩には藩宮の牧(牧野)が九ヶ所(「九牧」)あり、それを「御野」と呼び、そこで飼養される馬を「御野馬」と呼んでいた。この九牧とは、九戸郡

者・肝煎・老百姓は以前の通りに手形(証明書)を提出せよ。(元禄八年七月一日条)

幕令では生類憐みの一貫として、猪・鹿・狼などが荒れたら威鐵砲で追い払い、それでも荒れが止まなければ討ち殺すことを認めていたが、それには条件があった。

⑤では狼や鹿の死体を埋めるように求めており、⑥では日限を定めて、鹿・猪・狼の射殺数を報告している。⑦では猪・狼を射殺する現場に奉行目付が立ち会うように求めている。これらは幕令に示された射殺の条件であり、いずれも幕府へ事後報告をする必要があった⁽⁹⁾。

こうした手続が必要とされたため、田畠の被害だけでは、害獣駆除を行ふことは敬遠されがちであった。しかし、その被害が御野馬へ及ぶとなれば別である。⑧では獣師へ扶持米の支給が示されているが、このほかに元禄七年と同二三年にも、狼荒から御野馬を防護する獣師に扶持を指示している⁽¹⁰⁾。幕令でも獣師の捕獲(捕殺)は例外的に認められており、獣を捕獲しても、その数量を幕府に報告する義務がなかつた⁽¹¹⁾。同心や足軽には、目付などの役人の立ち会いと報告が必要とされたが、獣師であれば、この煩瑣な手続きを略すことができた。すると、わずかばかりの扶持米を支給して済むなら、獣師に害獣を駆除させる利点は小さくなかったのかもしれない。

⑧五戸と三戸で狼が荒れて御野馬(藩宮牧場の馬)へ当るので、鉄砲で討たせたい。そこで獣師二人を雇い、討つ日に一日一人一升(合)討たない日は六合の扶持米を支給する証文をおくる。(元禄五年六月二六日条)

⑨野辺地(現青森県野辺地町)の有戸野に狼が多く、御野馬へ当るというので、給人(鳥討)か足軽に命じて、狼を鉄砲で討ち留めさせよ。例の二七く、狼を討つたらその場に埋めて、鉄砲を討つた者・御野馬別当(牧野の統括責任

の三崎野・北野、三戸郡の住谷野・相内野・又重野・木崎野、北郡の有戸野・奥戸野・大間野である。この御野馬は幕府へも献上される重要な国産品であり、非常に大切に扱われていた。その馬を喰う狼荒に対して、どのような人びとが対処していたのかを見てみたい。

⑩五戸の又重野(現青森県五戸町)の御野馬へ狼が多く障るので、獵師は申すまでもなく、給人や与力から鉄砲好きな者に命じて、防ぐように代官へ指示した。(元禄十四年二月七日〔六月一六日条〕)

⑪盛岡通の手代森村(現盛岡市)で狼荒があり、馬三疋が喰い殺され、ほかに馬三疋が手負いとなり、馬を野放ち(放牧)できない。そこで、百姓と肝煎が鉄砲を討つよう願い出て、すぐに鉄砲討を鳥見に命じた。(宝永八年二月二日〔四月条〕)

「文意」下野田村獵師の又十郎は、先年より御野馬に狼が障るのを防ぐよう精を出して、近年は御野馬が育つようになった。これにより、少々の扶持を支給されたいと代官が願い出たので、二人扶持の支給を認める。

下野田村の又十郎は宝永三年に「百姓」と表記されていたが、宝永六年には「獵師」となっている。これは、百姓という身分の者が獵師を生業にすることがあったことを物語っている。さらに、又十郎は享保七年(一七三二)に「三崎野守」と記録されている(二月三〇日条)。百姓が農耕以外の多様な生業をしていたことがわかる。

この野守とは、藩営の牧野で育てられる御野馬を狼から守る役職であり、そのちの宝曆から文化年間には、又十郎の後任が三崎野の野守として記録されており(三)、野守の役職が長く継承されていた。

(3) 生類憐れみの解除

馬の中でも「御野馬」は幕府へも献上されていたから、それが狼に喰われたとなれば、その打撃は大きかつた。そのため、御野馬を狼から守る「野守」がいた。

三崎野では狼荒により御野馬へ障ることがあったが、それを下野田村(現九戸郡野田村)の又十郎という百姓が三年間、狼を防いでいた。そのため、御野馬が育つよになつたので、少し扶持を支給することが認められている

(宝永三年二月五日条)。

【史料四】「雜書」宝永六年九月一日条

宝永六年(一七〇九)に將軍綱吉が死去すると、直後に生類憐れみ令がされた。これによつて狼駆除の手続きは簡略化されたが、もちろん狼荒そのものがなくなつたわけではない。その後も狼を防除する必要は続いており、足軽やマタギ、百姓などが狼荒に対処していた。その記録を見ていこう。

【史料五】「雜書」享保九年(一七二四)閏四月一七日条

一、鬼柳通野通ニ狼大分ニ集、野放馬五疋被喰、三疋ハ手負申候、如此ニ付、御役人様御鉄砲ニ而御狩被下候様申上度候得共、因嗣之村ニ而御筋等難儀ニ奉存候間、御鉄砲四、五丁、玉葉共ニ御足輕衆四、五人御借

一、武人扶持

下野田村獵師

又十郎

被下、日数一両日及狼狩仕候へ、しつまり可申と奉存候間、被仰付被下度旨御代官嘉村弥次兵衛・矢幅小助末書三番御都代迄申出、日戸五兵衛ヨリ御目付共迄申来候ニ付、願之通為狩候様ニ申渡、尤御鉄砲之儀御大切ニ被成候間、念入急度申付候様御目付岩間李兵衛を以申渡之、
【文意】鬼柳通(現北上市)に狼が多く集まり、野放ちの馬五疋を喰い、三疋を傷つけた。役人に鉄砲で狩るようお願いしたいところであるが、困窮の村であるため役人の賄いなどが難しい。そこで、鉄砲四・五挺と弾薬、それに足輕衆四、五人をお借りして、一・二日も狼狩りすれば、荒れが鎮まるであろう。このように代官が末書(裏書き)で都代へ申し出たので、それを認める。鉄砲のことは大切であり、入念に扱うようにと、目付を通して申し渡す。

【史料六】「雜書 宝曆九年(一七五九)九月一八日条」

一、御牧野有之候御代官所江被 仰渡左之通

近年狼多於在々牛馬正相障、就中御野馬大分取候付、御防方及被

仰付候得共、惣面御百姓共心掛、見当候へ討殺候様可申付候、別面

支配所鉄炮御免三役木本共精討取候様可為仕候、討殺御代官正申出候

ハ、御定目之御褒美可被下置候、御百姓共反右ニ准、御褒美同様可

被下置候間、連年心を用狼之子出生之節 取拾候様可申付旨被 仰出

候条、右之趣支配限得と可申候、右之通被 仰出、御目付申渡之、

〔文意〕御牧野のある代官所へ通達する。近年狼が多く、村々の牛馬へ障り、

とくに御野馬もたいぶ取られている。防ぐように命じているが、百姓も狼

を見つけるよう心がけて、討ち殺すようにせよ。また、鉄砲を許可されて

いるマタギたちは精を出して討ち取ること。射殺して代官へ申し出れば、

定めの褒美を与える。百姓へもこれに準じて、褒美を与える。毎年、注意

して狼の子が生まれる時節には、狼の子を奪取(取拾)すること。このよ

うに支配するところへ伝えるように指示されたので、それを目付へ申し渡す。

史料五の「役人」とは、鳥討の給人や与力などのことであろう。そうした者が遠方から派遣される場合には、その賄いや諸費用を村が負担しなければならなかつた。それを敬遠して、近隣の足軽に依頼したものと思われる。

史料六では、御野馬を狼から守るよう百姓やマタギへ指示している。狼を殺せば褒美を付与するとしているが、この方が、藩が役人などを派遣するよりも経費を抑えられたのであろう。このなかで、狼の子も捕獲するよう呼びかけており、藩は御野馬を守るために狼の殲滅を計っていたことがわかる。

ところで、史料六に「奴木」とあり、これはマタギまたはマダギと読んだと思われるが、このほかにも「雜書」には「またき・又(亦)木・奴」などの表記が散見される。このマタギと「氣師」が明確に区別されていたのかは判然としないが、「マタギ」の用法や語義については別の機会に検証したい。当論では仮に、マタギと氣師はほぼ同義であるものとして論をすすめたい。

(4) 狼や猪を追い払う

狼だけでなく、猪も田畠を荒らす害獣であった。こうした害獣の駆除を様々な人びとが請け負っている。それを以下に掲げよう。

⑫花巻代官所(現花巻市)の田瀬村と谷内村で猪と狼が荒れるので、鉄砲を討つ獵師を雇いたいと百姓が申し出て、それを認める。ただし、秋島を献上する時節は、鳥討と紛らわしいので認めない。獵師が諸島に障らぬよう、代官が確認するようにと指示した。(正徳六年「一七一六」二月二日条)

⑬野田代官所内の野田村、宇部村で、近年夥しく作毛が喰い荒され、当秋では収穫が難しいほどである。そこで、一ヶ村へ鉄砲一〇挺ずつを拌借したものと百姓が願い出た。これに對して、鉄砲の貸与は認めないが、かわりに宮古代官所のマタギ六、七人を派遣して、威鉄砲を討たすように指示した。(延享五年「一七四八」八月二九日条)

⑩遠野の柄内村は往還の場所であるが、狼が多く人馬へ障るので、夜は人の往来を止めている。近頃では狼が夜中に百姓の家へ入り、怪我した者も三、四人あり、困っている。先頃、狼を殺さないよう指示されたが、それでは防ぐことが難しいので、獵師に討ち払うよう命じてほしいと申請があつた。これに対して、馬へ障るだけでは認められないが、人家へも障るのであれば、それを防ぐように申請を認めた。(寛延三年「一七五〇」二月二日条)

⑪上田通代官所内の田代村(現宮古市)は近頃、猪や狼が多くて作物が喰い荒されている。そのうえ、夜中に夫伝馬(人夫や伝馬の役)を勤めるのに往来も差し支えて、非常に迷惑している。そこで、来年に馬を野放する時節まで、威鉄砲一挺を拝借したいと百姓が願い出たので、それを認める。(安永一〇年「一七八」二六月晦日条)

⑫厨川通代官所内の滝沢村・鶴岡村・土渕村・大沢村・篠木村(現滝沢村)は山麓にあり、狼が荒れて、野放ちの馬が怪我している。滝沢村では、百姓の家や厩(まや)にまで狼が入った。そこで、狼を防ぐ威鉄砲を一ヶ村に一挺ずつ拝借したいと申し出た。これに対して、五ヶ村へ計三挺を拝借させると申し渡した。(文化六年「八〇九」五月八日条)

⑬では害駆除者として獵師を村が雇うことを申請している。その費用は村が負担したと思われるが、それに勝る被害があつたのである。ただし、鳥討の獵期は認めないとおり、藩側は村の被害防除よりも諸鳥の上納を優先していたことがわかる。

⑭では作毛を荒らす動物種が明記されていないが、この年は猪荒がひどく、これ以前にも獵師に威鉄砲を討つように指示していることから、これも猪によるものであろう。獵師に空砲の威鉄砲を討たせるというのは、田畑にいる人に流れ弾が当たるのを避けるためと思われる。

⑮の遠野は大穂(おほほ)や釜石から城下の盛岡へ至る街道に位置する。ここを通る人馬に流れ弾が当たるのを懸念したのか、狼の射殺が認められていなか

つたようである。しかし、人家に被害が現れたことで、限定的とはいえる獵師による射殺が認められたわけである。

⑯でも猪や狼による荒があり、とくに夜中の往来を心配している。(二二)へ鐵砲一挺のみを拝借させていた(文化五年一〇月一日条)。今回は前年よりも鐵砲数が増えたが、それでも各村に一挺ずつは貸与されていない。これで、狼荒があつても、隣村に鐵砲を借りに行かねばならない村があつたことになる。果たして、それで十分に狼を防ぐことができたのかは疑問が残る。

3 狼の捕獲法

(一) 鐵砲による射殺

⑰では、空砲で威す場合と実弾で射撃する場合とがあった。田畑や人馬を害する狼や猪に対して、必ずしも射殺が認められてはいなかつた。しかし、人身被害や野放ちの馬が被害を被れば、積極的に狼を射殺していく。

⑱厨川通の八ヶ村の百姓が、狼荒で野放ちの馬へ障るので、狼を取るよう指示してほしいと申し出た。そこで、持筒三人が見廻りして、狼を討つよとに命じた。しかし、「渡り狼」(放浪する狼)であるのか、村々を廻つても狼が見あたらないので、持筒を引き上げるように指示した。(寛政五年二七九三)二六月晦日条)

⑲の道詰(みちづめ)の二日町新田村・宮手村(現紫波町)の陣ヶ岡御林(いまの須崎岡神社の辺り)で、先頃より狼が子育てをしている。農業の節であり、人馬や童

子にも障りがある。獵師が二人いるので、討ち取らせて欲しいと近隣の村々の惣百姓が願い出て、それを認める。(文化八年「一八一二五月一日条)

(9)伝法寺通代官所内の南伝法寺村(現柴田町)の和山という所に狼數疋が集つてゐる。野放らの馬に迷惑であり、喰い付かれて怪我した者もいる。そこで、和味村(現市町)の氣師たちに徳田通・伝法寺通を廻って、狼を打ち留めるように指示する。(文化一〇年六月一日条)

野放らの馬(10)や人馬(11)への被害に対して、持筒や獵師に狼の射殺を要請している。(12)では狼の子育てを危惧している。この日詔通は狼の棲息数が多かったようで、文化一〇年にも狼數疋がいるというので、咸鐵砲一挺の拌借が認められている(五月三日条)。

以上(13)～(19)の狼荒では、獵師・マタギや百姓、あるいは持筒に対しても、鉄砲を使って狼を威したり射殺するように指示していた。

(2) 狼の捕獲者

それでは、実際に狼を捕獲(捕獲)したのは、どのような人であろうか。

文政年間までの「雜書」から、狼の捕獲実績を表2にまとめた。これには、「御鹿・御鹿狩」という巻き狩りによって、鹿に混ざつて狼が捕獲された一四件も含めている(20)。全部で六四件の記録があり、計一〇五疋の狼が捕獲されている。これが捕獲数のすべてではないであろうが、これをもとに狼捕獲の傾向を分析してみよう。

このうち、たまたま狼が来た現場に居合わせて捕獲したものが三件の「三疋である(21)。しかし、こうした偶發的な捕獲よりも、狼のいるところへ人を派遣して捕獲したものの方が多い。

それでも、捕獲場所の多くは村内や村の近く、または城下や町などであつたと思われる。千葉徳爾氏も「奥山には狼は棲息していない。山麓の

平地に極めて近接した山林が、その常住の場所である」と指摘している(22)。

捕獲者は大きく三つに分けられる。一つは藩主らであり、ついで給人・鳥討・与力・同心(足軽)などの下級藩士(在郷家臣)であり、もう一つは町人や百姓・獵師・マタギや野守・狼取など一般の領民によるものである。

このうち、藩主などによる巻き狩りは数千人の勢力を動員して広範囲を取り巻くものである。なかには狼の捕獲をねらった「狼狩」もあるが(表2 No.11)、多くは軍事演習を兼ねて鹿の大量捕獲をねらう催しである。これらを集計したところ、藩主らによる巻き狩りが一四件の四二疋であり、個別の下級藩士によるものが二五件の二六疋、領民によるものが二三件の二五疋である(このほか不明が二件二疋)。

狼を官民挙げて総力で捕獲していたことがうかがわれる。ただし、前半の享保年間までは藩主や藩士による記録が多く、後半の元文年間以降では獵師などの領民による記録が多い。

(3) 捕獲者への褒美

「史料七」「雜書」寛保四年(一七四四)一月四日条

一、一昨二日之夜亥ノ刻、御新丸御駕籠部屋前江狼參申候由、驅申候ニ付

三平剪留申段、御駕籠頭大沢長左衛門御目付共迄以書付訴候に付、遂

而詰結、峯打三仕候處、声も出シ不申付、怖狼と存、御隣尺之者共申付

候人數之内、三平と申者初大刀、二ノ大刀、与助と申者一太刀前始末

而御候處、右書付御側御用印東弥茂市方正相渡候之様被仰出、狼

一、御肴一折

一、鳥目五百疋

一、同 武百疋

前書之通狼留上候付、為御褒美右之通被下之、右御褒美昨日被

仰出

候得共、右爰記之。
同 与助
三平

御膳糧頭
大沢長左衛門

一、男狼 壱疋
右者去ル廿四日、右狼三被懸怪我等仕候得共、右狼留候旨御代官訴之、

男狼三付、御定目之通為御褒美御代物七百文被下置旨被 仰出、御目付江申渡之、

中野通代官所の広宮沢村(現矢巾町)の百姓が二月二十四日に、狼に懸けられて怪我をしたが、その狼を仕留めて代官へ報告した。これは男

狼であり、御定目通りに褒美として七〇〇文を与えるように命じられたので、目付へ申し渡す。

〔文意〕一月一日夜一〇時、盛岡城新丸の駕籠部屋の前へ狼が現れたというので、出て行ってみたが、はつきりと狼とは確かめられなかつた。だが、犬がひどく騒ぐので、心もとなく思い、追い詰めて峰打ちしたところ、声も出さない。そこで、いよいよ狼と思い、駕籠頭が陸尺(六尺、雜用の人夫)に命じて、二人が太刀で伐り殺し、狼を本丸ノロへ差し上げた。この褒美として、駕籠頭に肴一折、陸尺一人に鳥目五〇〇疋と鳥目二〇〇疋を与えた。

元旦の翌日、盛岡城の新丸に狼が現れたという記録である。元日には藩主の南部利親⁽¹⁾が中丸(二ノ丸)で年頭の挨拶を行い、三日には初鷹野(年始の鷹狩り)に出かけている。その前夜に狼を捕獲したものである。鳥目一疋を錢一〇文としても五〇〇疋は五貫文になり、これは他に類別のない破格の褒美額である。年頭の祝賀行事のさなかであることから、特別の扱いを受けたのである。

興味深いのは狼の識別法である。夜暗い中では、すぐさま狼とは確かめられなかつたが、峰打ちしても声を出さないと判断している。犬とは異なり、狼は吠えないという知識が前提となつていて⁽²⁾。

〔史料八〕「雑書」宝曆二三年(一七六三)一月一八日条

向中野通御代官所広宮沢村
野田利右衛門領百姓

一、壱貫貳百文
一、壱貫文
一、男狼
女狼
子狼

右之通御代官正相触候様、御目付被仰付、

〔史料九〕「雑書」文政七年(一八一四)一月一六日条
一、狼留上ヶ候者正被下候御褒美錢御増被成、以来左之通被下候間、出情⁽³⁾

ここでは男狼の褒美を錢七〇〇文に定めているとある。しかし、これ以前の褒美額はましまらであった。表2から狼捕獲の褒美を列挙すると、錢三〇〇文(延宝七年)、片馬の米(一俵、元禄九年)、錢五〇〇文(元禄一年)、金一步(宝永三年)、金二〇〇疋(金一步、享保三年)、鳥目五〇〇疋(寛保四年)、錢一貫四〇〇文(宝曆元年)などとあり、その額は一定していない。

それが宝曆年間に整備され、狼を男・女・子の三つに分けて、褒美が定期化されていく。史料八には褒美錢(代物)が「御定目之通」とあることから、これ以前の宝曆年間に定められたと考えられる。

表2にある宝曆二三年(一七六三)、寛政八年(一七六三)、「七九六」の褒美額をまとめると、女狼は錢九〇〇文、男狼は錢七〇〇文、子狼は錢二〇〇文であった。それが文政七年に増額される。

「文意」狼を捕獲した者への褒美を次のように増額するので、精を出して
留め上げるように申し渡すこと。女狼は錢一貫二〇〇文、男狼は錢一貫文、
子狼は錢二〇〇文とする。

宝暦三年(一七六三)から六〇年を経て値上げされた。子狼の額は増えて
いないが、子を産み増やす女(牝)狼が最も高いのは、藩側が狼の根絶を目
指していたことの現れと言えよう。

こうした褒美によって、百姓や獵師たちに狼の捕獲を促していたが、そ
の活動域は村の周辺に限られていた。しかし、何よりも藩側が願っていた
のは、牧野周辺の狼の捕獲であり、御野馬を荒らす狼の殲滅であった。こ
のために盛岡藩では異による捕獲も認めていた。

(4) 罠のオツソ

狼を獲る器具としては鉄砲の記録が最も多いが、それ以外にも鍔・棒・
太刀・鎌などで打ち殺す場合もあった(表2)。これらはすべて狼を目視し
て、直接その体軀に打撃を加える獵法である。こうした獵法は、狼を追う
という作業が不可欠である。しかし、罠や毒を利用して、狼が掛かるのを
待つという獵法もあった。

その一つが「おつそ」という罠である。「おつそ」はオツソと発音したと想
定されるが、このオツソとは獸道などに仕掛け、獸を押し潰して獲る罠
仕掛けと考えられる。こうした圧殺式の罠は押(オシ・オス・オノ)・落
(オトシ)・平(ヒラ)・修羅(シユラ・シラ)などと呼ばれ、東北各地で戦
前まで熊を獲るために利用されていた。この罠を弘前藩では「修羅」と呼び、
その使用を禁止しており、「これで熊を密猟した者を捕發している記録もあ
る」(1)。

しかし、盛岡藩では、この「おつそ」で狼を捕獲していた。

〔史料一〇〕「雜書」延宝七年(一六七九)正月七日条

一、戸来亦左衛門預御同心重三郎梁川辺ニテヲツソヲ切、狼一取上候、為
御褒美銀三百文被下、重取上之様ニト申渡。

「文意」同心の重三郎が梁川(現奥州市)の辺りで「ヲツソ」を切り、狼一匹を
獲つて上納した。そこで、褒美として錢三〇〇文を与え、さらに狼を獲る
ようにと申し渡した。

〔史料一二〕「雜書」宝永三年(一七〇六)二月三日条

一、五戸御代官所之内、百石村与助と申者、おつそに狼をつ取上候付、

御代官申上、為御褒美金一步被下一段、御目付山田兵太夫御代官正申達
ス、

「文意」五戸代官所内の百石村(現百石町)の与助という者が「おつそ」で狼一
匹を獲つて上納した。そこで、褒美として金一步を与えるように目付が代
官へ指示した。

史料一〇、一一ともに、オツソ(「ヲツソ」・「おつそ」)を使ったことを何
ら咎められていない。そればかりか、狼を捕獲したことにより、堂々と褒
美を与えられている。捕獲者は同心や村の者(百姓の家の者)であり、身
分を問わない。

留意されるのは、ヲツソを切るという表記である。この他には「雜書」で
見出されていないが、オツソの設置には木を切ることが不可欠であったと思
われる。後述の(2)(2)にも、オツソとは仕掛けの捕獲具、つまり罠であり、
そのためには材木が必要であると記録されている(2)。

近代以降の民俗事例であるが、新潟県の三面(現村上市)では、この罠を
作ることを「オソを切る」とか「オソを掛ける」と言い、このオソで昭和三
〇年代まで熊を捕獲していた(3)。もとより盛岡藩のオツソと同型の罠で
ある保証はないが、いずれも木を切つて作る罠であり、これを仕掛けた結果
(狼や熊を捕獲していた点は共通している)。

さて、盛岡藩では、これ以前から「おつそ」で狼をとつていた。正保三年

(一六四六) に田名部川内(現青森県むつ市)で「一疋もの狼を「おつそ」で捕えたとあり(一月一日条)。明暦四年(一六五八)にも狼一疋を「おつそ」で捕えている(一月七日条)。そして、いずれもオツソの使用を問題視していない。このように盛岡藩では、記録を辿れる一七世紀半ば以降にオツソが認められており、これ以後にもオツソは公認されていた。

(20) 大間野(現大間町)で当歳の駒(この年に生まれた牡馬)一疋と駄(牝馬)三疋が狼に取られた。これは肝入と野守が狼を防ぐのに無精であったからと用人に注意された。それに対して、「おつそ」などでも「仕懸けたが、狼を捕獲できなかつた」と説明している。そして、毒薬をつかつて、捕獲できるよう精を出すと、肝入と野守が連名で申し出ている。(『南部藩御野馬別當御用留』宝暦三年七月二三日条)。

(21) 一戸金之丞(三戸の力)が相内野(現青森県三戸郡南部町)で「狼防おつそ仕懸」のために、「材木」の利用と仕かける場所の下見を申し出ている(『南部藩御野馬別當御用留』宝暦三年七月二三日条)。

(22) 一戸金之丞(三戸の力)が相内野(現青森県三戸郡南部町)で「狼防おつそ仕懸」のために、「材木」の利用と仕かける場所の下見を申し出ている(『南部藩御野馬別當御用留』宝暦三年七月二三日条)。

(23) (2)は「雜書」ではなく、「南部藩御野馬別當御用留」からの引用である。(2)

では、努力不足を注意されたことへの反論として、オツソを仕掛け今まで狼を防ごうとしていたことを訴えている。この申し出は、オツソを仕掛け

ることとは評価に値するという認識が前提となっている。オツソが非合法の獣具であれば、こうした主張はあり得ない。これは同型の罠と想定される「修羅」の使用を禁止していた弘前藩とは対照的である。

また、オツソの製作・使用者は同心(史料一〇)、村の者(史料一一)、肝入や野守(23)、与力(24)である。オツソという罠を製作・使用者は身分を問わず、これで狼を捕獲することが広く認められていた。

(5) 狼取による毒殺

藩の主眼は、御野馬を狼から守ることであり、そのため牧野には野守が

置かれていた。この野守が(2)では毒薬も仕掛けると言っていた。そして、この毒薬を専門に扱い、狼を獲る「狼取」が盛岡藩にはいた。

(2) 沿宮内代官所内の狼取、清十郎は、一日四〇文の御擬(御擬)宛行を支給され、食費と宿代を払い、薬を買って勤めている。しかし、不案内の所では人を雇い、「えさ(餌)」など持参して各所を廻っている。田地も少し耕作しているが、出かける節は二三もの費用などもあり、この援助額では生活できない(迷惑)ので、以前の通りの援助を下されたいと願い出た。そこで、役人たちに相談させたところ、食費はこれまで通り一日四〇文を与え、この他に三〇文を狼取の諸費用として加え、合計一日七〇文ずつ支給することになった。(寛保三年「一七四三」八月二〇日条)

当時は出稼ぎで「一日百文、米三升分」を得られたというから(25)、一日四〇文は米一升分にもならず、いかにも少額である。しかも、これで子を養つて生活するのは困難だったのであろう。

[史料一二] 「雜書」延享四年(一七四七)一月七日条

一、米武駄
親清吉時分ヨリ三十年來狼取御用被 仰付、奥筋野田方迄罷越相勧候
被 仰出、清十郎御用御遣被成候節、御用申出候之、御目付申聞之、

桂源五左衛門申出候之、御目付申聞之、妻子を養えるよ

うに、狼取の御用がある年は米駄(四俵、一石五斗)を支給することにする(26)。狼取の御用に派遣するときは、用人から勘定頭へ断ることにすると目付へ伝える。

清十郎は寛保三年に一日七〇文に増額されたが、さらに年間米二駄の支給となり、大幅に待遇が改善されたようである。ただし、これは狼取御用のある年に限られており、毎年の扶持米が保証されているわけではない。

㉙野田代官所内の宇部村(現久慈市)の清之丞という五七歳の百姓が狼取の御用を勤めてきた。しかし、御擬(援助)もなく、村に仕事もないでの続けられず、一昨年三月に田名部の方へ出稼ぎに行つた。當初当春より便りもないので、五人組と親類で探したが行方がわからず、欠落(失踪)したとの報告があつた。(寛延二年[一七四九]八月八日条)

㉚沼宮内代官所内の狼取、清人は狼取の御用で所々の御野(牧野)へ遣される年は一ヶ年に米三駄(六俵、二石一斗五升)を付与されている。近年は病身になり、依頼されても毎度は行き兼るが、数年勤めたことにより、一ヶ年に米三駄を一生のあいだ付与する。そこで、毒薬の調合法と「飼様」(薬種の保存方法)を野守や子供へ伝授するように命じる。調合法を傍伝し、伝法の印も加えて、末々まで御用に立つようにし、牧野近くの百姓へも希望者に伝授せよ。(宝曆九年[一七五九]九月一八日条)

㉜野田代官所の狼取、清之丞が御野の狼防ぎに精を出し、春には田名部・大間・奥戸へ派遣されて、狼敷定を留め上げた。また、野守たちへ毒薬法を伝授することにも精を出した。そこで、御擬として一ヶ年に米三駄を一生のあいだ付与することとする。(宝曆二年[一七六〇]一月四日条)

㉝北野(久戸郡の御野)で当年も狼荒があり、狼取の清治と清之丞を派遣して防がせる。だが、三崎野でも狼荒があれば、これまでの人数では防ぎきれない。そこで、鉄砲の心得がある名子の又治という者に鉄砲一挺と御札(許可証)を与えて、狼荒を防がせたい。このようすに御野馬別当が申し出て、それを認める。(寛政二年[一七九〇]八月一六日条)

さきの狼取、清十郎には年に米二駄の支給であった(延享四年)。㉙の清八

へは、それより好条件の御擬を保証して、毒薬の調合法を伝授するように指示している。

狼取の清之丞は、㉙の寛延二年に欠落したとあったが、㉜の宝曆二年には狼取として復活したのか。あるいは、別の者が清之丞の名を継いだのかかもしれないが、狼の駆除で成果を上げて、一生の扶持を保証されている。さらに清之丞は㉙の寛政二年にも御野へ派遣されている。寛延二年(一七四九)に五七歳であったから、同一人物なら寛政二年(一七九〇)には九八歳になる。この高齢で狼取を勤めたとは思えないから、やはり別の者が狼取清之丞の名を継いだと考えられる。

以上の㉙～㉜を通してみると、当初の狼取は収入が少なく、生活が不安定であったが、徐々に待遇が改善されていったようである。㉜には、狼取以外に名子にも鉄砲を持たせて、狼荒を防ぐ者の増員が図られている。そのためにも必要とされたのが、㉙～㉜で指示された毒薬法の伝授である。

この毒薬の調合法が次の史料に記されている。

[史料一三] [覚] 年不詳、十月晦日(もりおか歴史文化館所蔵 ㉙)

覺

一、まじん 四匁

一、鉄のせんくつ 三匁

一、そばのめ 武匁

一、ふうの木あいかわ 壱匁

一、大ばち 五分

右合五味隨分こまかに調合、狼取候節^一、死馬の身ふかく切さき、夫給^二早速死申候、但シ塙類之物^三而解かい仕候^四、狼給不申候、

右之通書上申候、以上

沼宮内村狼取

十月晦日

清十郎

史料一四）「狼毒薬調合覚」安永九年（一七八〇）七月（もりおか歴史文化館所蔵）

（端裏書）狼取清十郎子、清八書上

狼毒薬調合覚

一、まちん

武拾刃

但し清八申候ハ近年まちんに實無シ多ク有之、きょうすく御座候間、

まちんの内寒無シを除キ、實入宜キヲ撰いたし武拾刃入

一、蕎麦の目

武拾刃

但しあらく引細キ所ヲ除キ、粉をろしに残り集、尤はぎ皮ヲ除キ

一、ふうの木皮

九匁

一、大ぜり

五匁

一、鉄のやすりくず

五匁

一、大ばちの根

拾匁

一、ぶすしどけの根

七匁

右いづれも預干ニシテ、悉ク干シ上候所ニて細ニきざみ、細末の所にて相用候よし、尤右薬品銘々薬名可有之候得とも、清八申出候通俗に書上仕候、

右之通調合死馬乃皮を七、八寸、老尺計もはぎ、小刀ミ切さぎ、有之

毒ヲ底正五、六分宛剪ぎ^{（前後）}さぎ^{（前後）}さぎ^{（前後）}はき候皮ヲふさぎ置候よし、尤毒入候死馬^{（一）}持あるぎ不申候、杭^{（二）}も打^{（三）}五指置候よし、前書之通申出候

間書上仕候、以上

安永九年

七月

おわりに

狼取の清十郎は、毒薬の薬種として、猛毒のまじん（まちん）や大ばちのほかに^{（一）}、鉄錢の屑（ヤスリ屑）、蕎麦の芽^{（二）}朴の木皮の五味をあげ、それを死馬の肉深くへ、切り口が見えないように入れることを教示している。但し書きに、薬種を塩類で保存（餅かい）すると狼は喰わないとあり、実

盛岡藩では、狼は紛れもない害獣であった。人を喰い殺して村々を震撼させ、馬を襲つて藩に被害を及ぼしていた。こうした狼荒を村々の人びとは懸命に防除しようとしていたが、狼の襲来が止むことはなかつた。藩側は野守に牧野を守らせ、藩士や飼師や狼取に狼を捕獲させていた。獵具も鉄砲、罠、毒薬と多彩であった。まさに、狼と人が存亡をかけて熾烈な

体験に基づくものであることがうかがわれる。そして、史料一四の端裏書に「狼取清十郎子、清八」とあるのが注目される。史料一二に清十郎は親の清吉から狼取を継いでいるとあつたから、清吉（清十郎）—清八と親子三代にわたり狼取をしていたわけである。清十郎の覚（史料二三）は年不詳であるが、史料一二（延享四年〔一七五七〕）のときは現役であったから、子の清八の記録（宝曆九年〔一七五九〕）との間の記録であろう。

清人は宝曆九年（一七五九）に毒薬の調合法を伝授するように指示されていたが、この史料一四是二〇年以上後の安永九年の記録である。これには薬種として清十郎が示した五味にほかに、大ぜり、それに猛毒の「ぶすしどけ（トリカブト）の根」が加わえられている。また、①まちん（マチニ）の実のないもの^{（三）}を除くこと。②薬種を干してから細かく刻み、その粉末を使うこと。^{（四）}死馬の皮を七、八寸^{（五）}一尺（二一三〇^{（六）}）ほど剥いで、その底へ毒薬を五、六分（一五、一八^{（七）}）間隔で擦り込むこと。^{（四）}毒を仕込んだ死馬を狼が持ち歩かないよう、杭などで固定すること。このように親の清十郎よりも詳細かつ具体的に指示しており、清人の深い経験がうかがわれる。

毒薬の調合法のみならず、その使用法も素人向けに明示されており、このミニユアルに従えば毒殺の成功率は大幅に上がつたと想像される。こうして、プロフェッショナルな狼取が技術伝承することによつて、狼の捕獲効率が高まり、その棲息数に大きな打撃を与えたと考えられる。

開いを繰り広げていたと言える。

「雑書」から人身被害を集約したところ、一二件の死傷者八九人が記録されていた(表1)。その多くは二どもあり、時期は夏季、場所は村近くに集中していた。

これに対して狼の捕獲(捕食)は、六四件の一〇五疋が記録されていた(表2)。その多くは村近くや城下で捕獲されており、前半は藩士によるもののが多かつたが、後半の元文年間以降は領民によるものが多くなる。ここで双方の記録年代を比べてみると、宝永年間までの人身被害は九三% (八三人)であり、狼捕獲は七六% (八〇疋)である。そして、のちに人身被害が少なくなるのと同じく、狼捕獲も少なくなっている。すると、狼は人を害したが故に捕獲され、人を害さなくなると捕獲されなくなつたと言えるのだろうか。

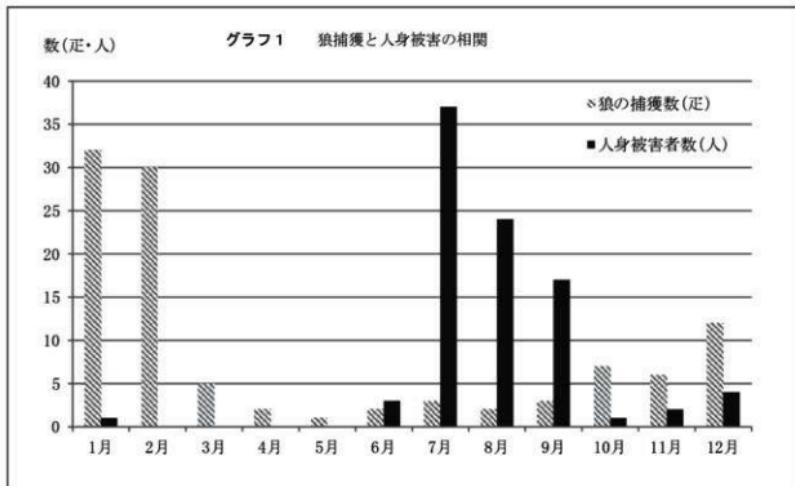
いま一度考えてみるために、人身被害と狼捕獲の数(人・疋)を月別(新暦)にしたものを作成した(グラフ1)。これをみると双方には相関関係が認められず、むしろ明確な逆相関が現れている。人は七～九月の夏季に襲われ、狼は一二～一月の冬季に捕獲されている。これは人も狼も、相手を獲りやすい時期に捕獲していくからであろう。

二どもは夏に活動的になり、暑い夜は家も開放的となり、そこを狼に狙われた。人が狼を獲るには農閑期の冬が適季であり、落葉して見通しも良く、積雪があれば狼の足跡を追いややすかった。狼も人も互いを狙いやすい季節に襲っていたと言えよう。となれば、捕獲された狼は人喰い狼とは限らない。人を襲ったか否かではなく、獲りやすい狼から捕獲されていったのである。

狼は二どもや馬を襲い、それを食糧としていた。対する人は、とくに狼のメスを狙い、子狼も含めて根絶やしにしようとしていた。その過程で、狼取という毒殺の専門家も現れている。この背景には馬の保護があった。狼取が藩から雇われ援助されたのは、牧野の御野馬を狼から守るためにあつた。そして、毒薬は死馬の肉に入れられ、狼の殲滅が図られた。人の

みならず馬をも喰つたために、狼への狩猟圧は格段に高まつたと言える。人が生き残り、狼が絶えた原因是ここにあつたのかかもしれない。

狼が人だけを喰い、馬を喰わない動物であったとしたら、はたして絶滅に至つたのであろうか。そうした疑問も沸いてくるのである。



【付記】

「雑書」および、その他の史料の調査にあたり、もりおか歴史文化館の太田悌子氏、岩手県立図書館の白野由香里氏から協力を頂いたことに御礼を申し上げたい。

当論は、平成二年度科学研究費補助金(奨励研究)「近世盛岡藩の環境における野生鳥獣と民衆との関係(盛岡藩家老席日記「雑書」から)」の補助を受けて調査を行い、その成果を報告するものである。

【註】

(1)これまで環境省は日本の野生生物のうち、哺乳類の絶滅種をニホンオオカミ、エゾオオカミ、オキナワオオコウモリ、オガサワラアブラコウモリの四種としていたが、今回の第4次レッドリストの絶滅種にニホンカワウソ(本州以南亜種)とニホンカワウソ(北海道亜種)、ミヤココキクガシラコウモリの三種を加えた。参考、環境省ホームページ、第4次レッドリスト(別添資料7)①。

(2)参考、菱川晶子『狼の民俗学—人獸交渉史の研究』東京大学出版会、一〇〇九年など。

(3)榎森進「近世前期における北奥の狩猟—盛岡藩領の事例を中心」、『歴史のかの東北』日本の東北・アジアの東北・東北学院大学史学科編、河出書房新社、一九九八年。／菊池勇夫「盛岡藩牧の維持と狼駆除 生態系への影響」『シリーズ日本列島の三万五千年 人と自然の環境史 第五巻 山と森の環境史』湯本貴和編、文一総合出版、二〇一一年。

(4)『盛岡藩家老席日記 雜書』盛岡市教育委員会・同市中央公民館編、第一~五卷(正保元年~享保二〇〇年分)は熊谷印刷出版(一九八六年~二〇〇一年)、第一六~二九卷(元文二年~安永七年分)は東洋書院(一〇〇四年~二〇一二年)より出版されている。

(5)「雑書」には「山犬」の表記を見出していないが、「野犬」や「のら犬」を駆除していいる記録は見られる(「雑書」宝曆二三年一月二三日条・宝曆四年一月二六日条・明和二年一月一六日条・明和八年八月二二日条など)。

(6)「雑書」元文四年八月三日条。これ以前、天明四年まで「病犬」の記録が散見さ

れるが(天明四年一月二日条)、「病狼」の記録は見当たらない。なお、平岩米吉

氏によれば、日本で狂犬病が流行するのは享保一七年以後とされる。(参照、平岩

米吉「狼」その生態と歴史』池田書店、一九八一年、一三八頁)。

(2) 領内〇郡を三十三通に分け、一二五の代官所が支配していた。

(3) 「雜書」の貞享四年四月に「生類あはれミ」の幕合が記録され(同年四月二日条)、それ以降は行き倒れなどの変死体の見分も見られるようになる(同年一月

晦日条など)。

(4) 狼は「年に一回、三月ごろ子を産む」という前掲注(6)平岩『狼』六一頁)。

七ヶ月は狼が子育てをする盛期にあたり、食糧の需要が高まる季節であったのか

もしれない。

(5) 根崎光男氏によれば、貞享元年から生類憐み政策が始まり、馬の筋延ばし

禁止などから徐々に範囲を広げていったという。参考、根崎光男『生類憐みの世

界』同成社、一〇〇六年、六三・七四頁)。

(6) 塚本学『生類をめぐる政治』平凡社、一九九三年、五七頁。

(7) 「弘前藩府御国日記」津軽家文書、弘前市立弘前図書館所蔵は寛文元年から

慶応三年(一六六一～一八六七)までの全三三〇八冊が残されている。

(8) 参照、「弘前藩府御国日記」狩賀関係史料集第一巻 東北芸術工科大学東北

文化研究センター、一〇一年、解説(筆者担当)三四四頁。

(9) 前掲注(13)卷末資料「狼による人身被害の集約」(三四六頁)から、狼が屍体を

喰べたという死体損傷の一四体分を除き、再計算した。

(10) その背景として、それ以前の新開開拓によって、棲息地を奪われた狼が人間

へ反撃を試みているという可能性も指摘できる。

(11) 前者の狼は毛色赤く狸に似て尾がなく、尻は猿のようで足は大龜のようであ

り、古弓稀有のものと報告されている。後者の狼は赤白く、尾は猿のようで、面は

ふつうの大より長く、水かきがあると報告されている。記述に類似点もあり、同一

個体という可能性も残るが、ともに人喰い狼の形状の異常さを強調している。

(12) 「弘前藩府御国日記」宝永元年七月三日条・同年九月八日条。

(13) この三名は桂源五左衛門組の者である。延宝七年に鹿の密猟があつた際に桂

源五左衛門預の持箇同心二人が見廻りに派遣されている(「雜書」延宝七年一月九日条)。また、三名の一人、金田一基十郎は鳥討や鳥見として派遣されている記

録が散見される(「雜書」享保五年二月六日条・元文四年二月二〇日条・寛延二年二月一日条・安永三年三月二〇日条・天明三年一月一日条)。この三名も

持箇同心などで、鳥討や鳥見を勤めたと思われる。

(14) 幕合(元禄三年六月)。参照「御当家令條」卷三二「四七一『近世法制史料

叢書』第2石井良助校訂、創文社、一九五九年、一三八頁)。/「牧民金鑑」下巻

浦川政次郎校訂、誠文堂新社、一九三五年、六四二頁)。/「弘前藩府御国日記」元

禄三年七月三日条。

(15) 「雜書」元禄七年六月八日条・元禄二三年六月一八日条。

(16) 幕合(貞享四年一月)。参照「御當家令條」高柳真三・石井良助編、

岩波書店、一九五八年、四二五・五四、一八三頁)。

(17) 盛岡藩では足輕と同心は同一の職名で、寛保二年に足輕を同心と改称した。

参照「用語 南部盛岡藩辞典」一ノ倉則文編、東洋書院、一九八四年、一六七頁。

(18) 前掲注(3)菊池、一〇一年。

(19) 「雜書」(元禄二年六月)。参照「御當家令條」高柳真三・石井良助編、

岩波書店、一九五八年、四二五・五四、一八三頁)。

(20) 「雜書」(元禄七年六月八日条)。参照「御當家令條」高柳真三・石井良助編、

岩波書店、一九五八年、四二五・五四、一八三頁)。

(21) 「盛岡藩では足軽と同心は同一の職名で、寛保二年に足軽を同心と改称した。

参照「用語 南部盛岡藩辞典」一ノ倉則文編、東洋書院、一九八四年、一六七頁。

(22) 「盛岡藩では足軽と同心は同一の職名で、寛保二年に足軽を同心と改称した。

参照「用語 南部盛岡藩辞典」一ノ倉則文編、東洋書院、一九八四年、一六七頁。

(23) 「盛岡藩では足軽と同心は同一の職名で、寛保二年に足軽を同心と改称した。

参照「用語 南部盛岡藩辞典」一ノ倉則文編、東洋書院、一九八四年、一六七頁。

(24) 「無許可の鉄砲を幕法では『羅鐵炮』、盛岡藩では『盜鐵炮』と呼んでいた。鳥見

の記録は枚挙に暇がないほど多數ある。「雜書」の公刊本から一部をあげると、享保

三年二月一七日条・元文六年一月二三日条・宝曆九年三月七日条・明和二年一月一

日条・文政九年五月一〇日条などがある。

未公刊の年代では、天明五年一二月一五日条・享和二年一月一八

日条・文政九年五月一〇日条などがある。

(25) 「雜書」宝曆二年八月八日条・天明九年七月二三日条・文化二年七月二七

日条。

(26) 「雜書」延享五年三月一九日条・同年五月九日条など。

(27) 表2 №5・11・15・21。

(28) 表2 №13・14・35・37・39・50・55・57・59・61。

(29) 千葉徳爾「オオカミはなぜ消えたか」新人物往来社、一九五五年、五一頁。

(30) 平岩米吉によると、野生の狼は遠吠えをしても、犬のようにワンワンと吠え

ることはないという(前掲注(6)一八頁・六一頁)。

(31)拙論「近世獵師の越境と熊の奪い合い——弘前藩狩御日記」から『東北藝術工科大学東北文化研究センター』研究紀要九一〇〇年。

(32)オツツとは、仕掛ける場所の近くで小木を伐って筏状に組み、その上に石などを重しを乗せた重力式の罠であると思われる。参考、前掲注(31)二六〇一九頁。

(33)小池善茂(昭和八年生)氏より平成二年(一〇〇〇)に聴取した。参考、田口洋美『越後面白山人記』農山漁村文化協会、一九九二年、一八八一〇〇頁。

(34)これは御野馬別当藩牧の統括責任者の一戸五右衛門が宝曆五年から明和八年に久牧野での出来事を書き留めたものである。参考『みちのく双書』南部藩御

野馬別当御用留第三九一四集青森県文化財保護協会一九九六年一九九九年。

(35)これ以前にも一戸金之丞は狼荒に対して「防鉄炮打御用」を命じられている(一
年宝曆二年三月一日条は「同」第四〇集一四一五頁)。

(36)これ以前にも一戸金之丞は狼荒に対して「防鉄炮打御用」を命じられている(一
年宝曆二年三月一日条は「同」第四〇集一四一五頁)。

(37)前掲注(34)第四〇集、三二八頁。

(38)参考、森喜兵衛『著作集第七卷 南部百姓一揆の研究』法政大学出版局、一九
七四年、七八頁。のちの宝曆二〇年(一七六〇)には下落しており、盛岡相場は白
米一升(〇文・日雇一日五〇文)であった(勘定考弁記)『岩手県史 第五卷 近世篇
二』一九六三年、七八九頁)。

(39)米一俵(片馬)は三斗七升五合、米一駄は一俵(七斗五升)である。前掲注(37)
『岩手県史 第五卷 近世篇』一七六九頁。

(40)資料叢史 B3.2006.3/3

(41)馬賀(馬賀、マチニ)はインド・東南アジアに生育する常緑高木であり、その
種子は馬錢子(まぢんし)・ホカミと呼ばれる。ストリキニーネなどのアルカイドを含
み、猛毒である。大ばちはテンナンショウ(天南星)の一種、マムシグサ(薙草)の
別名で、本州に広く自生する。地下の球茎は有毒である。

表1 狼人身被害の集約

出典「盛岡藩家老日記 雜書」

記録年(西暦)月日	記録月(新暦)日	場所(代官所)	被害者数	被害者性別 (年齢)	被害状況	被害状況	対応	備考	頁数
1 貞文2(1662)6/晦	[7/10]	(宿室内)	-	-	死亡	人間が喰い殺される	鳥見城へ打たず		2巻p276
2 貞文3(1662)6/2	5/27(21/12)	村井(五郎)	23人	(小兒)	死亡	喰い殺される	五郎の町で田中の者たちが囁き込み隠して匿かず	鳥の形状は古今有り	2巻p276
3 貞文3(1662)6/3	6/17(16)	八戸(八郎)	数多	男女	死亡	喰い殺される	八戸城外で人数が殺り登り殺す	馬は面白く、尾は狐のよう、面は土うしの犬より長く、木かきがある	2巻p277
4 元禄2(1689)6/19	6/13(1687?29?) [30]	切屋村・上土川村・下 石川村・芦井村・蘿井 村・七崎村(五郎)	3人	4~12歳	死亡	喰い殺される	鳥羽村に薬箱で射たせる	頭を追うと子を放す	3巻p628
5 元禄4(1693)6/27	6/27(7)? 近 日、夜	奥野牛村・鶴木村(通 照)	13人	男女(大人と児 童)	負傷	喰い殺されたり	銀閣に鉄砲を射たす	百姓の家へ入る。馬 立派と半端を喰い殺す	3巻p913
6 元禄5(1693)9/11	9/5(1693?10/2) (真調)		2人	男(大人と児 童)	負傷	手足縛而日暮 万ヶ谷けられる	福島1人重体で「死一生」	財(頭)の方に喰われる	6巻p770
7 元禄10(1697)6/10	6/6(7/23)10 近通定 6/6(7/25)10 近	大瀬川村(八幡)	1人	女6歳	行方不明	見付れる	銀閣2人を派遣して討たせる	此見も見つからぬ 近で取扱子を銀 閣に遣り出す	6巻p836
8 元禄10(1697)6/24	6/25(8/5)暮	白柳村(八幡)	1人	男5歳	負傷	死にそではない	銀閣2人を派遣	銀閣が来る。追うと子 を放す	6巻p940
9 元禄11(1698)7/13	7/12(8/17)午前 16時過ぎ~正午	御明神村(草石)	3人	男9歳・女5歳 女6歳	死亡	喰い殺される			7巻p74
			4人	男4歳・男3歳 男3歳・男1歳	負傷	のどを強わられる	持荷3人を派遣		
			2人	女10歳・男1歳	軽傷				
			2人	男8歳・男5歳 女10歳・女3歳	死亡	即死		1枚に2ヶ所で14人の 死傷者数は最多(正保 6年又歳年間)	
10 元禄11(1698)7/18	7/14(8/19)既	南郷村(草石)	8人	男4歳・男3歳 女10歳・女3歳 歳・9歳・男2歳 男1歳・男1歳 男1歳・男1歳	負傷				7巻p77
		御明神村(草石)	2人	男4歳・男3歳	死亡				
			2人	女5歳・女5歳	負傷				
11 元禄11(1698)9/27	9/24(10/27)	御明神村(草石)	2人	男14歳	行方不明	取られる			7巻p117
		志木村(毛利)10	1人	男11歳	死亡				
		鶴岡(毛馬)10	1人	男11歳	死亡				
		赤坂村(毛利)10	1人	男11歳	死亡		毛馬内の獵頭に射箭を指示		7巻p269
		芦声義村(毛利)10	2人	女(6歳)	死亡				
		風頭村(毛利)10	1人	女(6歳)	死亡				
12 宝永元(1704)6/5	[7/6]	(七戸)	(1人)か少 (二ども)	行方不明	取られる	鳥羽の子に討ち取らせる	「在家子兵」と表記さ れていて	8巻p413	
13 宝永元(1704)6/21	[7/22]	(盛岡)	(1人)か少 (二ども)	負傷	与力が先年の鳥羽の討ち取らせる	銀閣例・玉茎を付与	8巻p426		
14 宝永元(1704)6/23	[7/24]	巣山近(の村)銀閣	12人	(二ども)	行方不明	銀箱に振盪する	8巻p427		
15 宝永元(1704)6/25	[7/24]	(五郎)	1人	女(6歳)	死亡	鳥羽村に討ち取らせる	即て喰い殺される	8巻p428	
16 貞徳3(1705)1/25	頃	日の東中 (12/23)	鶴内村(通照)	34人	-	負傷	銀頭に討ち取らるよう指示	銀が百姓の家へ入る	21巻p389
17 宝徳3(1705)12/28	12/28(1/26)	弘吉村(向中野)	1人	男(百姓)	負傷	鶴内の男衆を殺し、銀美700文 を付与			25巻p581
18 文化3(1806)10/11	[11/28]	山巣の5ヶ村(御用)	數人	-	負傷	5ヶ村へ銀箱1個のみを貸与	夜盗に賈、太鼓で威 せず犯されまぜ		
19 文化3(1806)10/2	先端20(6/22)	二日町・新田村・宮平 (村日詔)	(1人)か少 (二ども)	(負傷か)	羅子に歸り	銀箱に討ち取らせる	銀ヶ原御林で銀が子 育ててある	勝利「被 害」もおお き歴史文 化編成	
20 文化10(1833)6/2	[6/29]	南仙法寺村(南仙法 寺)	數人	-	負傷	喰い付けられ	銀箱に討ち取らせる	銀箱定が集まる	
21 文化10(1833)6/11(8)	[12/30]	西柳新村(信法寺)	(1人)か少 (一)	負傷	喰い付けられ	銀箱1個を押辻	人馬が喰いかけられる		

表2 狼の捕獲

出典「盛岡藩家老日記 雜書」

記録年(西暦)月日	捕獲月日(新暦)	場所(代官所)	捕獲数	捕獲者(名前)	捕獲状況	備考	公刊本	
1正保4(1647)1/11	[1/9?/20]	-	1頭	鳥居(大内勘助)	鉄砲にて射た上りげら		1巻p678	
2正保4(1647)10/10	[2/6]	長坂	1頭	鳥居(四郎清兵衛)	(群衆にて)討つ		1巻p78	
3正保4(1647)10/13	[2/9]	要容川(御川通)	1頭	鳥居(四郎清兵衛)	鉄砲にて討つ		1巻p78	
4正保4(1647)11/11	[12/17]	班名川(内)	1頭	鳥居(正)	「おつそ」にて捕えら	オツソの初出	1巻p189	
5正保4(1647)12/15	[1/9]	-	1頭	鳥居(正)	御走面	街666頭も捕獲	1巻p233	
6正保5(1648)1/12	[2/5]	-	1頭	鳥居(正)	御走面	街598頭・馬59頭・足50頭も捕獲	1巻p261	
7慶安4(1651)12/9	[12/8/180]	米内山	1頭	鳥居(正)	御走面	街297頭・馬7頭も捕獲	1巻p362	
8承応2(1653)11/20	[11/30/178]	長坂山	1頭	鳥居(正)	御走面	街49頭・馬1頭も捕獲	1巻p287	
9承応2(1653)11/20	[2/3]	光之山	1頭	鳥居(正)	御走面	街1701頭・馬1頭・馬2頭も捕獲	2巻p5	
10野野原4(1659)1/23	[1/602/23]	松尾敷	1頭	鳥居(正)	御走面	街1210頭・馬2頭も捕獲	2巻p23	
11明暦4(1660)1/23	[1/210/23]	黒石野	1頭	鳥居(正)	御狩	4464千余頭で巻きPP9	2巻p75	
12明暦4(1660)1/27	[2/1]	川原町	1頭	鳥居(正)	町人々(か)	「おつそ」にて取上げら	2巻p27	
13寛文2(1666)12/5	[5/27/120]	五戸町	1頭	鳥居(正)	市中の者	建(空き販賣)	小河を喰い殺した猿を斬る	2巻p26
14寛文2(1666)2/6	[6/17/160]	八戸城外	1頭	鳥居(正)	駕籠屋(八戸)家(久太郎)	駕籠が取り巻き切らす	赤白く、尾は黒のよう、面は大き且く、水色がある	2巻p277
15寛文4(1668)12/19	[1/12/2]	-	1頭	大鍋(正)	御走面	街300頭・馬2頭も捕獲	2巻p706	
16寛文4(1668)12/25	[12/24/120]	川貝山	1頭	鳥居(正)	御走面	街430頭・馬1頭も捕獲	2巻p708	
17寛文10(1672)2/16	[12/161/26]	手代森	1頭	鳥居(正)	御走面	街105頭・馬1頭・馬2頭も捕獲	2巻p699	
18寛文10(1672)1/18	[12/181/28]	米内	1頭	鳥居(正)	御走面	街104頭・馬33頭・馬2頭も捕獲	2巻p970	
19寛文10(1672)1/18	[1/162/26]	手代森	1頭	鳥居(正)	御走面	街100頭・馬7頭も捕獲	3巻p46	
20寛文10(1672)1/18	[1/130/22]	米内	1頭	鳥居(正)	御走面	街500頭・馬43頭・馬1頭も捕獲	3巻p11	
21延宝4(1676)12/23	[12/230/26]	川貝	1頭	鳥居(正)	御走面	街1800頭・馬21頭も捕獲	3巻p638	
22延宝7年(1679)1/2	[1/17]	栗川	1頭	心(心)・正(正)	「ツツ」を切り取り上りげる	兼夷賀300文付与	4巻p262	
23								
24								
25元禄2(1689)9/9	[9/130/26]	駿州(伊豆郡)	1頭	心(心)	心(心)から金田一(一十)40	封ち殺す	桂圓五左門副の者	5巻p662
26								
27								
28								
29元禄2(1689)11/17	[10/11/16]	米内(内野千四郎)	1頭	心(心)	村付は谷地蔵二郎門	20日の目切で射た。その街へ埋める	第2頭・馬5頭も捕獲	5巻p672
30元禄2(1689)11/17	[11/12/22/12]	川貝(日向千四郎)	1頭	心(心)	村付は田辺藏(藏)		第2頭・馬3頭も捕獲	5巻p673
31								
32								
33元禄3(1690)2/7	[2/17]	越中(高岡)	1頭	心(心)	心(心)から藤右衛門	打ち留めら	その船へ埋め置く	5巻p744
34元禄3(1690)5/31	[5/20]	有(竹井二三)	1頭	心(心)	心(心)の定房	打ち留めら	その船へ埋め置く	6巻p529
35元禄3(1690)9/16	[10/11]	(長岡)	1頭	心(心)	心(心)川井治郎右衛門	封うち上りける	片舟の兼美糸を付与	6巻p773
36								
37元禄10(1697)7/1	[8/17]	黒沢村	1頭	百姓	刈(刈)殺す	種(種)から殺す	盛岡城下中(種)へ埋めら	6巻p441
38元禄10(1697)9/9	[9/22/10/20]	沢内村(1)	1頭	心(心)	鶴岡(北山)門	封(封)留めら	兼夷賀50文付与	7巻p116
39元禄10(1697)9/9	[9/23/10/1]	外加野村(盛岡)	1頭	心(心)	麻奈(乳母)朝宗(太郎)	大矢から(ひゆみ)、突き殺す	武屋別院の御用に埋める	7巻p117
40永宝3(1706)2/23	[2/4/24]	百石村(五木)	1頭	百姓	百姓(く)弓助	「おつそ」にて捕獲	兼夷賀1牛を付与	8巻p967
41永宝6(1711)3/18	[5/5]	有(竹井二三)	1頭	百姓	百姓(く)弓助	見付けて待する	兼夷賀300文付与	10巻p19
42季保3(1718)12/11	[1/30]	心(五)	1頭	心(心)	力(力)工藤左十郎門	封うち上りける	兼夷賀200疋付与	11巻p93
43季保3(1718)12/14	[2/2]	心(五)	1頭	心(心)	船入(船入)左衛門	封うち上りける	兼夷賀200疋付与	11巻p94
44季保3(1718)12/17	[2/5]	心(五)	1頭	心(心)	船入(船入)右衛門	封うち上りける	兼夷賀200疋付与	11巻p98
45季保3(1718)12/24	[2/12]	心(五)	1頭	心(心)	船入(船入)右衛門	封うち上りける	兼夷賀100疋付与	11巻p667
46季保4(1719)1/18	[2/8]	五戸	1頭	心(心)	船入(船入)友左衛門(馬)	封うち上りける	兼夷賀100疋付与	11巻p626
47季保4(1719)2/2	[2/22]	川内(伏木)亥	1頭	心(心)	タマギ(と伝次)	封うち上りける	例の如く兼夷糸を付与	11巻p634
48季保4(1720)1/5	[12/24]	飛来村(御川通)	1頭	心(心)	心(心)	封	合所へ遣す	14巻p321
49元禄4(1730)9/10	[10/12]	在(川町)山(山)	1頭	百姓	取り上りける	馬が狂乱し、夜の往来も止め兼ねる	17巻p112	
50寛政4(1740)1/4	[1/20/15]	盛岡城下(新)紫羅(御前御)	1頭	百姓	心(心)	夜10時、大刀で伐り殺す	寅(寅)に500疋と200疋を付与	19巻p9
51宝勝4(1751)11/23	[1/9]	北山(田代)長岡	男(男)	2人(百姓)	心(心)	打ち留めら	寅(寅)に400疋4文づつ付与	22巻p203
52宝勝4(1751)10/30	[11/20]	御野(田代)太閤	狼(狼)	狼(狼)	狼(狼)清(清)糸	留(留)上りける	年に米(穀)一升付与	25巻p159
53宝勝4(1751)12/17	[1/19]	大生(生)左(上)通	男(男)	狼(狼)	狼(狼)の(之)糸	打ち留めら	寅(寅)に700疋を付与	25巻p571
54宝勝4(1752)2/21	[1/23]	大生(生)左(上)通	女(女)	狼(狼)	狼(狼)の(之)糸	打ち留めら	寅(寅)600文を付与	25巻p675
55宝勝4(1752)3/22	[2/4/1/26]	広沢(武内)中野(通)	男(男)	百姓(百姓)	狼(狼)の(之)糸	狼(狼)に(之)糸が(之)打ち留めら	寅(寅)700疋文を付与	25巻p581
56宝勝4(1754)1/7	[1/27/28]	川内村(御川通)	百姓	百姓(百姓)	夜、鍬(鍬)で砍す	寅(寅)500文を付与	25巻p600	
57安永7(1778)9/28	[9/27/11/15]	手代森村(上通)通	男(男)	百姓(百姓)	百姓(百姓)が(太郎)	夜10時、大刀へ突き入る	御定目(寅)兼夷糸700疋文を付与	
58天明6(1786)6/26	[7/21]	川内村(上通)	女(女)	百姓(百姓)	百姓(百姓)心(心)清(清)糸	手織り	御定目(寅)兼夷糸900疋文付与	未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
59天明6(1786)3/6	[3/9/10]	盛岡城下(内)御	女(女)	百姓(百姓)	百姓(百姓)心(心)清(清)糸	夜、見(見)物(物)で見(見)て留めら	兼夷糸900文を付与	未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
60天明6(1786)5/25	[6/28]	上内村(御川村上通)	百姓	百姓(百姓)	百姓(百姓)心(心)清(清)糸	夜(夜)に(之)糸を(之)留めら	兼夷糸700文を付与	未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
61寛政6(1796)8/18	[6/37/21]	鹿角村(御川通)平蘋(平)沢	女(女)	百姓(百姓)	百姓(百姓)心(心)清(清)糸	馬(馬)放(放)へ(之)糸を(之)留めら	御定目(寅)兼夷糸900疋文付与	未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
62寛政13(1803)1/6	[2/18]	飛来村(上通)	男(男)	百姓(百姓)	百姓(百姓)心(心)助(助)の(之)糸	手(手)取(取)る	御定目(寅)兼夷糸700疋文付与	未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
63文化2(1805)12/14	[12/12/31/33]	大原町	男(男)	町人(久助)	町人(久助)	打(打)留めら		未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる
64文化3(1806)12/1	[1/9]	久喜保村(日通通)	男(男)	百姓(百姓)	百姓(百姓)	打(打)留めら		未公刊のため、原書「雜書」(もり封)を用いる

「宮城の式内社」位置の検討

（城柵官衛・交通路とのかかわり）

東北歴史博物館

真山 楠

はじめに

編纂事業の中で領内各地の伝承を拾い上げて、地域の歴史風土を記録に留めているところは評価されなければならない。解明する根拠が乏しい中で、これは極めて重要である。しかし、これらは内容が異なる場合もあり、したがって互いの資料だけではなく、必要に応じて旧跡その他の関連資料との突き合わせを行い、信憑性が高いと判断されたものを取り入れるように努めた。

- 一 式内社の位置
- 二 式内社分布の考察
- むすび

はじめに

本稿は宮城県域の式内社の位置について検討を行い、立地の意味について考察を行うものである。

式内社とは「神名帳」と称される『延喜式』巻九・十に記載された神社を指す。それは毎年二月の祈年祭に神祇官もしくは国衙から幣帛を受けた官社であり、全国總数二八六一社を数える。陸奥国には百社があり、宮城県に属するものは比較的多く五十社を数える。陸奥国には百社があり、宮城県に属するものは比較的多く五十社を数える。延喜式においては郡ごとに並べられてはいるが、所こうした式内社は「神名帳」においては郡ごとに並べられてはいるが、所在地についての記載はない。したがって後世に廃れたり移祀されたりすることによって不明となつている場合が少なくない。これまで式内社について多くの調査研究がなされているが、いまだ位置の明確でないものが多く残されているので、まずこれらを調べるのが重要な課題となる。

作業を進めるに当たっては、県内各地の神社に関する記録を有するものとして江戸中後期に纏められた地誌がある。それは仙台藩の命によつてなされた『奥羽觀蹟老志』⁽¹⁾、『封内名蹟志』⁽²⁾、『封内風土記』⁽³⁾、『安永風土記』⁽⁴⁾等である。これらは誤った記載があつて信憑性に欠けるといわれるところもあるが、公的な説由来すると考へることができる⁽⁵⁾。

一 式内社の位置

刈田郡

1 刈田嶺神社

刈田嶺神社

カムタミニとよむ⁽⁶⁾。刈田嶺神社の所在地については二つの説がある。

一つは蔵王町宮馬場の刈田嶺神社とするものである。この神社は、『封内記』宮邑条では「刈田嶺神社。伝云。是乃延喜式神名帳所載之社。而所祭日本武尊。白鳥大明神也。往昔。鎮一座大刈田山葉篠嶺」とあり、當時白鳥明神と呼ばれていた神社で、日本武尊を祀り往昔に大刈山上に鎮座したとする。また同書では「駿西上有若宮社。曰之西宮。平城帝。大同中。遷一座干西宮」とあって平安時代初頭の大同年中に日本武尊の子を祀る籠の西宮へ遷座したとする。宮村の「安永風土記」や「白鳥明神縁起」⁽⁸⁾等も西宮遷座の時期に若干の違いはあるが、大筋で同様のことを記し、また各書ともこの神社は室町時代後期に現在地に移祀したとする⁽⁹⁾。

なお刈田嶺神社の別称である白鳥明神は日本武尊が死後白鳥と化す神話伝説に由来すると考へることができる⁽¹⁰⁾。

この神社の領座地である大刈田山は藏王町宮の青麻山を指す⁽¹⁾。藏王連

峰の東麓に聳える標高七九九メートルの緩やかな円錐形の山で、神体山の形をなしている⁽²⁾。また西宮については、「山家氏神職之記」に、西宮の神主の居所を荒子屋敷と呼ばれたところとする記載があり⁽³⁾、荒子の地名は現在も青麻山南東麓に位置する藏王町宮の一角に残る。そして実際に付近に西宮という地名が存するので、荒子屋敷はやはりこの付近にあつたとみてよいだろう。青麻山頂から南東に約五キロほど離れ、現在の社殿からは北西へ五百メートルほどの地点にある。

二については関係する記述が『開老志』にある。刈田神社の条に「郡人謂之刈田宮社 去二宮駅北 己ニ町余官社乃南面有寺曰寶積山蓮藏寺(略神名帳所)謂刈田峯神社者 非不忘山神 実此宮社也 其說尤多」⁽³⁾とあり、宮の刈田神社が式内社刈田嶺神社として有力視されるのは『封内記』等と同じであるが、この件の中に「非不忘山神」とあることから一部に不忘山神⁽⁴⁾を刈田嶺神社に擬定する見方があつたことがわかる。これが二にいう刈田嶺神社であり、藏王刈田岳山上に立地する。

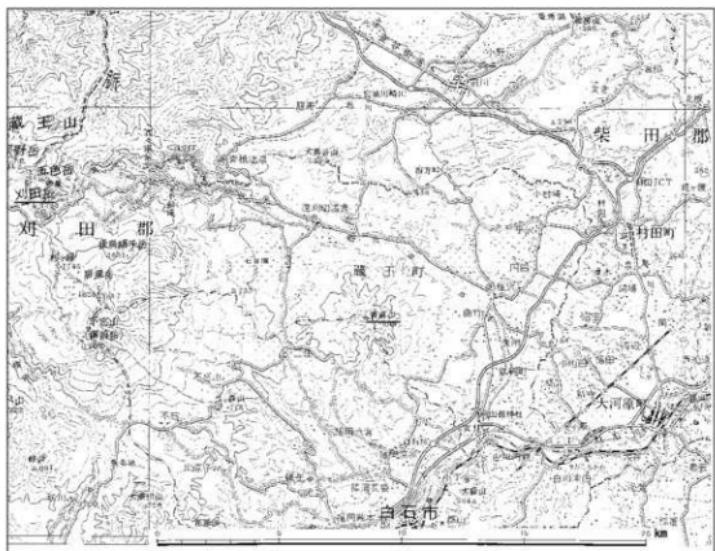
不忘山神については『開老志』が不忘山の条で「土人呼曰藏王嶽 以山上有藏王權現神祠 祀酒神名帳所謂刈田嶺神社是也 山下有寺 曰金峯山藏王寺」として、不忘山の別名である藏王嶽の名の元となつたのが藏王權現神祠で、それが地元でいう刈田嶺神社であると紹介している。『襄慶拾錄』⁽⁵⁾『大日本史』⁽⁶⁾がこの神社を式内社刈田嶺神社としている。

この説については、不忘山の神社が藏王權現社ということであれば、その擬定は難しい。藏王權現は本来山岳仏教に關係する性格をもつ像で、奈良吉野の金峯山寺における本尊として知られる。當地の藏王權現社もそうした信仰に関係すると思われる。このことは右記の『開老志』不忘山の条に、藏王權現神祠の下にある寺として金峯山藏王寺が登場することから知られるもので、白鳥明神とは全く異なる由緒を持つ。また白鳥明神は当時から刈田嶺神社あるいは刈田神社とされているが、不忘山の神社は藏王權現社と呼ばれ、名称からは刈田嶺神社とする根拠はうかがえない。



1図 刈田嶺神社 (国土地理院発行の5万分の1地形図(白石)をもとに作成)

藏王權現の信仰は平安時代に始まるとするのが通説である。それが当地に伝わる時期は明確でないが、藏王權現信仰と深く関わる修験者が金峯山を拠点に流布活動を活発化させてゆくのは平安末期以降といわれております。⁽⁷⁾少なくともそれと遡るものではないと考えられる。そうであれば、刈田嶺神は延喜式神名帳に登載される延長五年(九二七)のみならず、『続日本後紀』に從五位下を叙位された有力な神社として平安前期の承和十一年(八四四)すでにみられるので、藏王權現信仰が伝わる以前から存在していたことになる。したがつてこの藏王權現神祠が式内社刈田嶺神社の本来の姿とするのは難しく、白鳥明神が本来の式内社刈田嶺神社と考えるのが妥当であろう。この場合、位置は『封内記』宮邑条で紹介したとおり、少なくとも平安時代には麓の西宮に遷座したということであれば、『延喜式』の時代に照らして、西宮の所在地と推定された前述の荒子にあつたと考えることができる(1図)。



2図 青麻山と刈田岳

(国土地理院発行の20万分の1
(地形図(仙台)をもとに作成)

ところで藏王権現社が刈田嶺神社とされたことについて、「山家氏神職」記の記録をみると、修驗道における靈山藏王入山の道が古来より大られる⁽²⁾。すなわち刈田嶺神社は藏王入山の道の起点寄りに位置するので、刈田山を経由して行くものであつたことが一つの原因ではないかと考えらる。

ところで藏王権現社が刈田嶺神社とされたことについては、「山家氏神職」記の記録をみると、修驗道における靈山藏王入山の道が古来より大られる⁽²⁾。すなわち刈田嶺神社は藏王入山の道の起点寄りに位置するので、刈田山を経由して行くものであつたことが一つの原因ではないかと考えらる。

しかし藏王権現を奉じた異なる信仰にとって、ここが起点となる一方、目的の聖地は不忘山（藏王）にある。こうした関係から刈田嶺神は、やがて地元の一部において刈田嶺信仰の象徴である刈田山より奥にある藏王連峰の神社が刈田嶺神社として考えられるようになったのではないのだろうか。<『聞老志』不忘山の条はそうした変化の所産である当時の状況を表したものではないかと思われる。藏王権現社という名称は明治五年に水分神社と改称されるまで続き、明治八年に本来の現社名になったという⁽³⁾。

最後にこの神社が大刈田山を信仰対象とするに対し、異説があるのを述べておきたい。<『藏王町史』によると刈田嶺神社を白鳥明神とするのは一と異なるものではないが、神体は藏王連峰、大刈田山の刈田嶺神社はその里宮であるとしている⁽³⁾。しかし刈田嶺がどこを指すのか古代資料には示されていない以上、その位置づけは慎重を要する。このことは近世において藏王連峰は不忘山であり⁽³⁾、一般的の呼称として刈田嶺が確認されないのはやはり注意すべきである。この説については、奥羽両国を跨ぎかつ南北に長い連峰を刈田という狭小な地域名で表しうるのかということ、また古代柴田郡ではこれを大高山と形容すること（大高山神社の条）、さらに対刈田山は刈田郡を象徴し崇敬された呼称であり、素朴かつ古風な形容は大高山に通じ、別の山として刈田嶺があつたとは考えにくいくこと、そしてその山容はまさに神体山といつてよい等のことから大刈田山を神体山とする信仰を排除するのは困難と考えるところである。

名取郡 多加神社

多加神社については、古くは『日本總國風土記』陸奥國名取郡の条に

「多賀神社。圭田、五十八束、一字田、所祭伊弉諾尊也、雄略一年始奉圭田、行神礼式祭」と紹介される⁽³⁾。しかしそこに所在地の記載はない。

『開老志』においても右の記述をそのまま受けている。所在地について論じられるのは『名蹟志』以降である。

所在地については二つの説がある。一つは『名蹟志』や『封内記』等によるもので、高柳の少宮とする(3図)。現在名取市高柳に所在する多賀神社である。その後の神社解説書である『神祇史料』や『神社叢書』等がこの説に従っている。擬定の理由は、『名蹟志』では多加神社の祭神である伊弉諾尊が「日の少宮」に留まつたという神話⁽³⁾に着目し、少宮が共通することを根拠としたことによる。しかし少宮については『名蹟志』が「鄭說若宮八幡と呼非なり」として「若宮八幡」と呼ぶ地元の説は誤りであるとする。このことは「日の少宮」とされていない地元の実態を表しており問題を残すものといえる。仮に「少宮」のみを重視するにしても、これを多加神社と直接結びつけるのは、根拠として十分とはいえないだろう。

『封内記』以下の各書もこの説をそのまま受けているので、本説全体の疑問といえよう。

二つは仙台市富沢所在の多賀神社をあてる(3図)。古くは安永四年(一七七五)に仙台藩主伊達重村の命により田辺希文が撰した現多賀神社境内の「碑文」があり⁽³⁾、その他として『新撰陸奥風土記』『特選神名牒』『大日本史』『地名辞書』等が同一説をとっている。近年は『宮城県史』¹や『式内社調査報告』等に紹介され有力となっている。

このうち「碑文」の撰者田辺希文は、「封内記」の編者でもある。同書は安永元年(一七七二)に編纂されているので、田辺は高柳説からまもなく富沢説に転向したという事になるので、多賀神社の如何を問う上で重要な点である。すなわち『封内記』の典拠となつた『名蹟志』の説も田辺によって否定された形になるからである。

『仙臺市史』によれば、富沢の多賀神社は政宗以後代々藩主の崇敬厚く、伊達宗村や重村によって社殿が造営されてきたという⁽³⁾。碑文もそうした状況が反映されて成つたもので、仙台藩から崇敬される相応の理由があつたと推察される。また『封内記』では本神社は大鷦神社として紹介しておらず、さらには『仙臺市史』ではこの神社は古くからお多賀様と称されていたとする⁽³⁾。このことを突き立わせると「大鷦」＝「お多賀(多加)」ということとで、音の類似から名称の共通性を指摘ができるのではなかろうか。

また『神社叢書』によると名取郡の条で近江国の大鷦神社⁽³⁾の類社として本社の他に宮城郡多賀神社を挙げる。この神社については『封内記』も古くから伝わることとして近江国の多賀神社を勧請したものとして紹介する。こうした関係は、近江と本神社を比較すると、神社名のみならず祭神が伊弉諾であることや、末社として日向神社、山田神社があること等の共通点があり、やはり同系の神社と考えざるを得ない。

さらに本神社と宮城郡の多賀神社との歴史環境を比較すると、同社は多賀城跡内に所在し、陸奥国府と密接な位置関係にある。一方本神社も城柵



3図 多加神社 (国土地理院発行の5万分の1地形図(仙台)をもとに作成)

官衙であった郡山遺跡が隣接する⁽³⁾。それに比して高柳の神社地は郡山遺跡とは名取川を挟んで南東に離れている。したがって本社は重要施設との関係という点からみても、多加神社に擬定されるべきであろう。

なお、高柳が擬定地の一つとされたことについては、同地の神社のすぐ東に接する土地に国より賜つた田を表す「圭田」の地名が残っている(3図)。これは、上記の『日本總國風土記』に多賀神社(略)雄略年始奉事田、行神礼式祭として表れる社領の圭田と符合する。したがってこの二点が高柳の多賀神社の存在に關係したのではないかと推察される⁽³⁾。

3 佐具叡神社

佐具叡神社は現在名取市笠島の道祖神社(佐倍乃神社)に合祀されている(3)。旧社地の一處については『開老志』に記されている。それは佐久間洞巖が元禄元年(一六八八)に実施した名取郡における勝途の巡行に係る所見で、「元禄元年戊辰依命巡行千名取郡・面問勝途」笠島村中有民家

曰之北野宅有小祠曰寒方墓或曰作衛臣是乃往時佐具叡神址也鄉人誤其音且以為昔人墓也」というものである。そこでは笠島村北野の屋敷に小祠があつてこれが美方中将の墓あるいは作衛臣すなわち佐具叡神址としている。洞巖が佐具叡神址と判じたのは、郷人が佐具叡神(サクエシ)の音を誤って作衛臣と受け取り、そのため昔人の墓とされたことによるとしている。佐具叡神に因む北野という地に伝わつたといふことは注目すべきであり、佐具叡神の鎮座地を考える上で重要なである。

ただし文中に笠島村とあるのは、現在も残る北野の地名や実方墓とされる旧跡が、現在の大字笠島には存在せず、實際は北に隣接する大字塩手にあることから塩手村の誤りと考えられる。このことは『名蹟志』『封内記』等も塩手村の北野の宅にあるとしており、また北野の小祠があつたとされる地には、文化十四年(一八一七)に仙台藩勘定奉行奥山橋國が撰した佐貝叡神社碑文があることなどからもうかがわれる。

なおこの神社については異説がある。それは『大日本史』が笠島、塩手二

村の間にあつて岐神(道祖神)を祀るとし、『名取郡誌』⁽³⁾が笠島の道祖神社であるとする。道祖神社は中世の『源平盛衰記』に登場する古社であるが、そこには佐具叡神社に関することは認められず、今に伝わる由緒にも佐具叡神社があつたとする記述はない⁽⁴⁾。また佐具叡神社は明治時代末期に道祖神社に合祀されていることからも⁽⁵⁾、本来別の神社とみなければならぬだろう。

この説ではまた神社の所在地として再び笠島の地が登場する。このことについては、寛文二年(一六六二)の『塩手村中澤家文書』に道祖神の地はもと塩手村であったが、笠島村に移管されたとされる⁽⁶⁾。そうであれば前述の『開老志』も含めた地名の混乱はこのことに起因するのかもしれない。なお検討をするが、いずれにしてもここではその社地は名取市愛島塩手の北野にあつたとしておきたい。名取市西部を南北に延びる高館丘陵の東麓に位置するところである(6図)。

宮城郡

4 伊豆佐壳神社

伊豆佐壳神社は『名蹟志』や『封内記』等いずれも飯士井村にあるとし、現在も宮城郡利府町飯士井に所在する。県道仙台松島線沿いの独立丘陵上である(6図)。なおこの地域は古代聚落「柄屋」の大凡の擬定地とされる菅谷地区に隣接する⁽⁷⁾。また国府多賀城から北西に約二キロの地点である。

5 志波彦神社

志波彦神社は現在塩竈市一森山の鹽竈神社境内にあるが、由緒では明治7年に宮城郡岩切から鹽竈神社別宮内に遷座され、その後昭和十三年に現在地に新殿が造営され現在に至る。岩切に所在したことについては『開老志』や『名蹟志』、『封内記』等が記している。この場所は現在の仙台市宮城野区岩切宮前で、七北田川北岸の台地上である(6図)。

鼻節神社については『聞老志』や『名蹟志』、『封内記』等いずれも宮城郡花瀬浜にあるとする。現在宮城郡七ヶ浜町花瀬浜垂水に所在するのがそれである。太平洋に突き出た小高い岬の上に鎮まつており、すぐ北側は塩釜湾の入口となるところである(5図)。

なお「鼻節神社縁起」によれば、宝亀元年(七七〇)にそれまであつた吼坊ヶ崎から沢一つ隔てた北側の現在地に遷したとする⁽¹⁴⁾。吼坊ヶ崎は現在保ヶ崎と呼ばれ、縁起どおり沢を隔てた丘陵上であるが、現在地とは立地上大きく異なるものではない。神社からは「国府厨印」と刻まれた銅印の伝世が確認されており、西方約八キロにある多賀城との関係がうかがわれる。

7 多賀神社
(タガノミコト)

多賀神社の位置については四つの説がある。何れも多賀城跡内もしくはその周辺地域にある(4図)。

一は『聞老志』が多賀神祠の条で「舊在多賀城址中」とし、また「多賀城」の条で「多賀城 在市川村南 有往昔聖古址 上有多賀神祠」とし、多賀城内にあったとする。明治二十二年に地元で発行された多賀城故址の図があるが(5図)、その旧塙釜街道沿いに位置する神社がそれである。江戸期には廢れていたためか『封内記』には記載されていないが、それでも失われず今に伝わったものと考えられる。『宮城県史』¹⁶ (5)、「多賀城誌」(6)等がこの神社に比定している。

二は寛政十一年(一七九九)、六十三才で没した鹽瀬神社祠官藤塚知明(式部)が唱えたもので、『鹽瀬神社記』(7)に「日如今多賀路東側高崎之地、往古有大社今亡、其舊址許多礎石及塔堂之路現存焉。此恐多賀神社之舊墟也」とあって、高崎の多賀城廢寺跡塔礎石の上にあったとする。現在廢寺の北に移祀された多賀神社である。『新撰陸奥風土記』「特選神名牒」の「神社名鑑」『式内社調査報告』等もこの神社に比定し、有力な説になつ



4図 多賀神社
(国土地理院発行の「万葉千字」
(地形図(仙台東北部)をもとに作成)

てある。しかし『封内記』による地元では神明宮として知られている。

三は『封内記』浮島邑の条に「多賀神社 伝云 古昔多賀城主 勅請江州多賀神社。(略)田上有二丘。丘上有神祀。是乃浮島明神也。不詳。祭何神。」指此社(多賀神社)「乎」とあり、地元に伝わっている浮島明神を多賀神社とし、江州多賀神社から勅請した神社とする。『聞老志』には浮島神社とあるだけである。これが現在の浮島神社である。

四是『大日本史』に「多賀神社今在市川村曰 奏社明神(延暦十五年授)從五位下・日本後紀延喜制一座共列・小社・延喜式」とあり、多賀城跡東門に隣接する總社宮をあてる。『鹽瀬神社』も同様の説を唱えている(8)。しかし『聞老志』と『封内記』はそれぞれ奏社、奏社明神とだけ記している。

以上の各説を整理すると地元の伝承に基づくものとそうでないものがある。すなわち一は5図からもうかがわれるよう地城に伝わった多賀神社をそのまま紹介したと思われるが(2)・(4)は当時の神社名とは異なるものを擬定している。以下『聞老志』や『封内記』にみる各説の所在地の神社をまとめると次頁の表のとおりとなる。

これからわかるように多賀城内が多賀神社、高崎が神明社、浮島が浮島神社、市川が總(奏)社宮となっている。なお『封内記』では先行する『聞

所在地	一 多賀城址内	二 高崎邑	三 浮島邑	四 市川邑
多賀神社	多賀神社	浮島神社	浮島明神	多賀の神社
封内記		神明宮	奉社明神社	奉社明神社
安永風土記		神明社	奉社明神社	

老志⁽¹⁾で登場する多賀城址内の多賀神社が欠落するが、これは同書が浮島明神を多賀神社に擬定しており、「こうした考へのもとに認めなかつたためではなかろうか。因みに同書の改訂版ともいわれる浮島村の『安永風土記』では浮島明神も削除され多賀の神社となつてゐる。

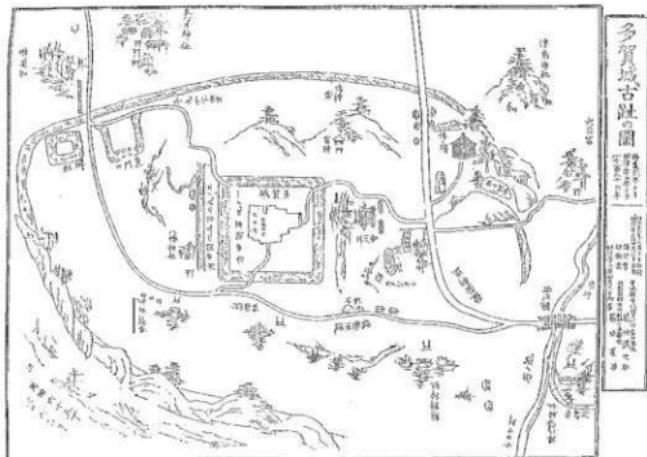
二・四の説は以上から伝承の実態とは間わりなく多賀神社を擬定したと推測されるのであるが、改めて検討すると、二について『多賀城町誌』は神明宮すなわち現多賀神社が「お伊勢様」と称されていたことを紹介する⁽²⁾。

神明社は俗にお伊勢様と称されることによく知られ、このことは『封内記』の神明宮とする記録を裏付けるものである。「こうした由緒をもつ神社に対し、これを多賀神社とするには無理があると思われる。また神社は多賀城廢寺跡の堂塔の礎石上にあつたとすることについては、十世紀中頃まで存在した寺院の時期からみて重複する可能性があり⁽³⁾、また寺社ともに多賀城に密接に関係し相応の役割担つた宗教施設であることからすれば考えがたいことといえよう。

次に三の浮島神社についてみると、その記録は江戸時代を遙かに遡る。それは『朝野群載』に「式外神社進下合御ト」語文上(略)延久六年六月御ト。座(陸奥国浮島鹽竈三箇社)ことあり、このうちの一社が浮島神社とみられるもので、少なくとも平安時代の延久六年(1074)以前には公に知られた式外社であったことが確認される。したがつて神社名は古くからのものであり、かつ式外社である点も併せ考へると、この神社を該当させることは適当でないと判断される。

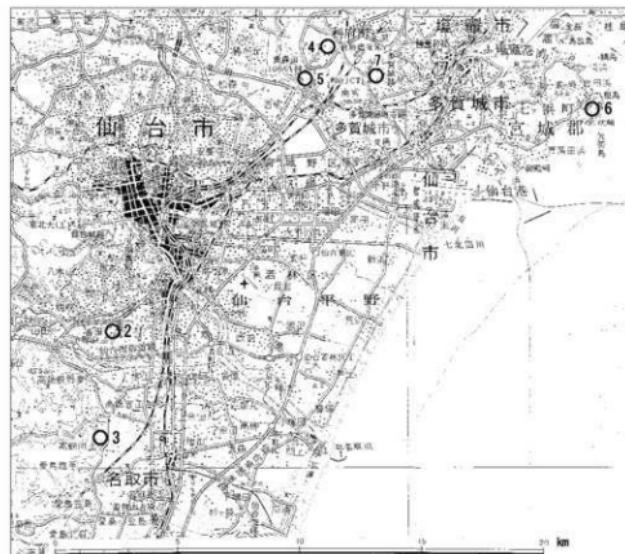
四の總社宮は古くから奏社と称されてきた神社である。この神社について「鹽竈神社」は、鹽竈神社に対する國司の奏上や奏聞を行う神社であるが、

本来は多賀神社であつたとする。このうち奏上や奏聞という神社の性格については、『開老志』が鹽竈神社の条で「奉社神郷人以為其地在本社前道云」祝祝之言於本社之神也として既に紹介しているところである。しかしこれが多賀神社であつたとすることについては、式内社多賀神社という有力社名をあえて変更する理由は何なのかという疑問が生ずるので、肯くことはできない。また『宮城県史』12から多賀城内の多賀神社は明治時代では多賀神社であつたとあるが、これは誤りである。



5図 多賀城古跡の図(明治22年)

(東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究会
〔多賀城と古代東北〕1992年再版)7頁より転載



6図 名取・宮城郡の神社

(国土地理院発行の20万分の1地図(仙台・石巻)をもとに作成)

四十二年に奉社宮に合祀されたことが知られる⁽³⁾。それは奉社宮と多賀神社は別の神社であることを表すもので、こうしたことからも本説が妥当でないことが指摘される。

二つ目の説については以上であるが、考証による擬定はいずれも根拠に乏しく、当時の神社の実態を否定するものとは言い難いことが指摘され

る。その点で一の多賀神社は『聞老志』が編まれた享保年間にはすでに廃れて不明な点は多いものの多賀神祠という旧跡として知られていたと思われ

る。そこでこの多賀神社は「聞老志」が編まれた享保年間にはすでに廃れて不明な点は多いものの多賀神祠という旧跡として知られていたと思われる。その点で一の多賀神社は「聞老志」が編まれた享保年間にはすでに廃れて不明な点は多いものの多賀神祠という旧跡として知られていたと思われる。

黒川郡

須伎神社

須伎神社のことについて記述が見えるのは『封内記』である。駒場色の条に「赤崎大明神社 有社主。号齋藤能登守」。伝云。是乃神名被所レ載。須岐神社也⁽³⁾。とある。現在黒川郡大衡村駒場下宮前の大丘陵南裾部に立地するのが本社で、現在は須岐神社という。県道16号石巻鹿島台大衡線沿いにある。しかし「赤崎大明神縁起」⁽³⁾によれば、古くは韓勧神社と呼ばれ官高森にあったが、建久年間(一一九〇~一一九九)に現在地に遷したと

し、駒場の地名はかつて源賴朝が平泉藤原氏征討の際に馬を留めたことに由来しているとする。なお官高森は現社地から約六百メートル離れた低丘陵上に位置する(7図)。

9 石神山精神社

石神山精神社は『封内記』及び吉田村の『安永風土記』に岩上(神)大明神とあり、ともに神名被所にいう石神山精神社とする。黒川郡大和町吉田巣の七ツ森の一つ遂倉山の北麓に現在も立地するのが本神社である(7図)。背後に聳える遂倉山は標高三〇八メートルで、鋭い三角錐の形をなしている。また神社は本殿を持たず、巨大な屏風岩の傍に立地しており、石神山精神社の神社名はこうした現状そのものを表しているように思われる。同社は『続日本紀』に延暦九年(七九〇)丁亥の条に陸奥国黒川郡石神・山精社並為官社⁽³⁾とあってこの年官社に定められたことが知られる。

10 鹿嶋天足別神社

鹿嶋天足別神社について『封内記』は黒川郡志戸田邑の柴社明神社を擬

る。したがって同社以外に伝承された多賀神社が認められない中にあっては、一の多賀神祠を該当させるのが妥当であろう。

定する。この神社は富谷町志戸田にある行神社を指す。しかし志戸田の神社が行神社であることは、次の条で述べるように志戸田村安永風土記の詳しい記録から推定されるので『封内記』の擬定は妥当とはいえない。

鹿嶋天足別神社については、関連するとと思われる記録として大龜山「安永風土記」に「大龜明神宮（略）右御宮奥州一百座黒川郡四社之内ニ御座候由申伝候」という件がある。ここでは黒川郡式内社四社のどれを指すのかについてはふれていなかが、行神社の所在と、前述した黒川郡内の他社との関係からすれば鹿嶋天足別神社と推定される。そのためか神社解説書である『神祇志料』『神祇彙録』『特選神名牒』等も同様に比定する。やはりこの神社とするのが妥当であろう。これが黒川郡富谷町大龜山和合田大龜山の鹿嶋天足別神社である（7図）。社殿の傍に龜石と呼ばれる長さ一大ほどの大石があり神体とされている。この名に関するものと思われる大龜山は標高約一二〇メートルで、地域では一際高いのが特徴となっている。なおこの神社の類社として亘理郡に鹿嶋天足和氣神社がある。同社は後述するように阿武隈丘陵中につて周囲を見渡せる標高二〇五メートルの三門山頂に立地したと推定され、本神社と共に通する形をもつ。

11 行^{ヨシ} 神社

行神社について志戸田村の「安永風土記」は「行神社志波大明神」として志波大明神を行神社とするが、それ以前に編まれた『封内記』は「行神社今失其地。不詳在何處」として不明とし、一方で柴社大明神を鹿嶋天足別神社と位置づけていた。柴社大明神は黒川郡富谷町志戸田鹽竈にある今の行神社である（7図）。

行神社について右の「安永風土記」は「右別当村肝入半右衛門十一代以前神主千坂行部以来引続別當職相続候」とし、また「黒川四社之内行の神社と申伝候行神社志波大明神」としており、別当は村肝入の半右衛門で、別當職は神主千坂行部以来十一代にわたり継続されてきたこと、そしてこの神社は黒川四社のうちの行神社と伝わっていること等が記録されている。

『封内記』作成の段階では未確認だった情報と思われ、行神社の由緒を伝える記録として重要である。この位置づけに従うのが妥当であろう。『神祇志料』、『特選神名牒』等多くの文献もこれを行神社としている。

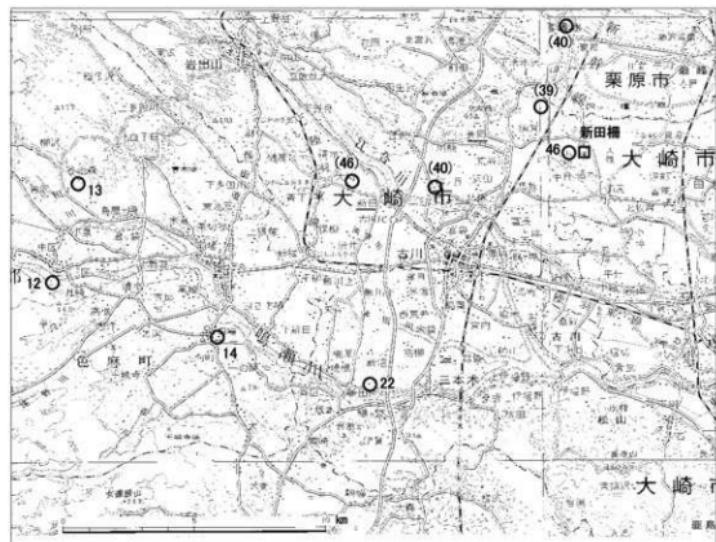


7図 黒川郡の神社
(国土地理院発行の20万分の1
地形図(仙台)をもとに作成)

12 飯^{イシトコ} 農神社

飯豊神社について「聞老志」は石神社の条で「在小野田本郷有巨石長五尺闊四尺方三間神名帳所謂飯豊神社是也郷人誤為飯鳥屋神社」として飯鳥屋神社と呼ばれていた神社を飯豊神社と擬定する。『名蹟志』や『封内記』、『安永風土記』も同様である。加美郡加美町小野田麓山の丘陵北麓に立地しており（8図）、社殿の傍らには神体と見られる長さ五尺ほどの大石を伴う。なお『加美郡誌』の神社沿革には「天平九年に及び、当郡より出羽國最上郡玉野に至る迄の道路を開鑿せられしが、此の時社殿を建設す」として大野東人による開鑿道路との関係を記している（9）。

13 賀美石神社
賀美石神社は『開老志』石神社の条に「在・谷地森村・神名帳賀美石神社是也」とある。『名蹟志』や『封内記』においても同様である。現在は谷地森根



8図 賀美・色麻・志太・新田郡他の神社 () は論社
(国土地理院発行の20万分の1地形図(仙台・石巻)をもとに作成)

14 伊達神社

伊達神社は『新撰陸奥風土記』に「今賀美郡四金村の内香取大明神と申すなりと鄉人云」とある。しかし『開老志』や『封内記』等には四郷村香取神社の記載はあるが、伊達神社に関するものは認められない。このことについて『加美郡誌』には伊達神社沿革で「伊達家は黄金若干を寄贈して祭事を嚴かに施行せり。中古以来香取神社と称せしを、明治五年伊達神社と復称し」とあり⁽⁶⁾、また『色麻町史』には「延喜の制、名神大社に班し、伊達家当國の守となると、伊達の字を憚り俗に香取社と唱えたが、明治五年旧社号に復した」とあり⁽⁷⁾、藩命による地誌はこうした事情を反映したものと思われる。よって『新撰陸奥風土記』が実際を表したもので、これが色麻町四釜の御山古墳上に立地する伊達神社である(8図)。

玉造郡

15 温泉神社

温泉神社は『開老志』の啼児温泉の条に啼児(鳴子)村のこととして「(略)号・啼児・温泉社・其地・神名帳所謂温泉神社是也」とある。『名蹟志』も同様の記載をするが、「温泉の神社今官社なし。その跡のみ残れ」とし、當時廢れていたことがわかる。『封内記』や鳴子村の『安永風土記』も同様である。この神社は大崎市鳴子温泉湯元にある現在の温泉神社で、江合川右岸の丘陵北麓に立地し、鳴子温泉駅の南側に位置する(9図)。

岸の丘陵中腹にあるが、近年まで谷地森本郷石神庵の段丘上にあったのを大正四年に移祀されたものという(8図)⁽⁸⁾。旧社地には「神座石」があつたが、平成十年に現社地に移されている。

16 荒雄河神社
アラカホノミコト

荒雄河神社について『聞老志』は荒雄嶽山中にあるとするのみであるが、『名蹟志』には詳しい記述がみられる。同書荒雄河神社の条で「在」上宮村。一。郷社是を三十六所明神といふ。社下河あり。是を荒雄川といふ」とあつて、上宮村の荒雄河神社は地元では三十六所明神と呼ばれていたとする。一方、栗原郡鬼首村の荒湯温泉⁽³⁾の条では「在」鬼首村。温泉の上に大石有。郷俗是を荒黃川神社大物忌命と称し尊崇する事久し。其河流を荒黃川といふ。下流は玉造川たり。神名帳に玉造郡荒雄川神社有。想ふに此地なるべし。(略)郷俗荒雄を誤りて荒黃と称せしなるべし」とし、荒雄山中に荒雄川神社があると記している。『封内記』も同様な記述をしており、神社は上宮村の里宮と鬼首村の巖宮の形をとるとみることができる。しかし後出の『安永風土記』では上宮村に三拾六所明神の記述がみられる

このことからすると奥羽山中にある大崎市鳴子温泉鬼首の荒雄岳(九八四メートル)山を神体とし、山上の大石を岳宮とするが、麓の両社は里宮として並立の形をとり、定期的に幣帛を受ける際はいずれかがその任を果たしたということになるのであろうか。両社は大崎市岩出山町池月上宮と、同市鳴子温泉鬼首久瀬の神社である。『式内社調査報告』ではこの両社を並立したものとする。一方『宮城県史』¹では上宮を式内社の所在地とするが、現状では断定できず、ここでは両社を考えておきたい(9図)。なお久瀬の荒雄河神社は鬼首村の『安永風土記』では字宮林にあつたといい、『神社名鑑』は、現在ある久瀬の神社は明治五年に移築されたと伝える。



9図 玉造郡の神社
(国土地理院発行の10万分の1地形図(新主)をもとに作成)

17 温泉石神社
ヨシノイシノミコト

温泉石神社は『聞老志』の神社の条に神名帳玉造郡の一社として「在」大口村。其地川度泉有「温泉」所謂温泉石神社是也」とある。『名蹟志』や『封内記』も同様の記載をする。この神社は現在も変わらず大崎市鳴子温泉川渡にあり、江合川右岸の丘陵北麓に立地する。温泉街に面した地について、二丈余りの巨石を神体としており、古くは社殿がなかつたと伝わる。なお『続日本後紀』承和四年(八三七)四月戊申条に「玉造温泉石神」とあり、温泉石神社周辺には玉ノ木という地名が残る(9図)。

鹿嶋三社

曰理郡には鹿嶋系式内社として鹿嶋伊都乃比氣神社、鹿嶋緒名太神社、鹿嶋天足和氣神社の三社がある。しかしそれらの所在地については諸説あるものの明確ではない。かつ各説の擬定は二社又は三社を同一地にあるとするなど神社間で互いに重なり合うところが多い。したがって以下説明するにあたり重複を避けるため三社を一括して行うこととする。そして安福河伯神社は「神名帳」では鹿嶋天足和氣神社の前に記載されているが、本稿では後に説明を行う。

まず伊都乃比氣社については『聞老志』が鹿島にあるとする。しかし鹿嶋

緒名太社、鹿嶋天足和氣社についても大まかに一括して同地に求めるが、詳細はふれておらず不明である。一方地域の伝承を基に最も詳しい記録を行った『名蹟志』をみると鹿嶋伊都乃比氣神社の条で「在一小山村」。相伝。

合四座古昔鹿嶋伊都乃比氣神社此邑に有。今郷党寺社光明神と称する有。思ふに此社ならんを」とあって、亘理郡小山村に擬定している。また後出の

『封内記』はこの記述を紹介する形で伝え『新撰陸奥風土記』『神祇志料』

『特選神名牒』『大日本史』『神社叢錄』等多くがこの擬定に従っている。

しかし現在においては伊都乃比氣社はこの地ではなく、緒名太社が存在する。

これに関して『式内社調査報告』は緒名太社の社伝が「本郡鹿嶋伊都乃比氣

神社ハ本社一間半東ニ並立シタル由ナルモ廃絶シタリ」として、かつて二社が並立したこと及び後に伊都乃比氣社が廃絶したことなどを記しているとい

う。

緒名太社については『名蹟志』鹿嶋緒名太神社の条に「在鹿島村」。下同。

郷鹿嶋大明神と称。緒名太の号を失ふとあり、同社は亘理郡鹿島村にあり鹿嶋大明神と呼ばれていたとする。『新撰陸奥風土記』や『神祇志料』

等もそれに従っている。

この説に対し『特選神名牒』『大日本史』が小山村とする。それは鹿島村

神社名	所在地	鹿嶋伊都乃比氣
所在地	小山	鹿嶋
名蹟志 新撰陸奥風土記 神祇志料 特選神名帳		
大日本史 神社叢錄 鹿嶋緒名太社伝		
現在		
○ ○ ○ ○ ○ ○	○	鹿島
○(同殿)	○(同殿)	小山
○ ○ ○ ○ ○ ○	○	鹿島
○ ○ ○ ○ ○ ○	○	鹿島
○ 三両山・輕山・鹿島	○	鹿島

説と全く異なるようであるが共通点がある。緒名太社の小山村の擬定について現在は伊都乃比氣社内にあるが、本来は別の地にあつたと解される記載が確認されるので、この説は合祀という二次的な経緯を含んだものであることがわかる。したがつて小山村には本来伊都乃比氣社一社のみが存在していたという点では同一である。また小山村説は本来の鎮座地の何れかについてまではふれていない。こうした別の擬定地が認められない中で、地域の実際を紹介した『名蹟志』の前段の記録に着目すれば、鹿島村と考えるのが妥当であろう。

緒名太社については以上のとおりである。しかし現在鹿島の地には緒名太社はなく天足和氣社のみが存在する。以下このことについてふれてみる。

鹿島村のかつての様子について『名蹟志』鹿島天足和氣神社の条に「緒名太社を隔つて一間半。織なる義祠是也」とあり、緒名太社と天足和氣社の

二社が並存していたことが記されている。そして鹿嶋大明神と敬称された緒名太社が中心的に祀られ、一方の天足和氣社は付随的に隣接していた様子を伝えている。このことから緒名太社は確かにこの地に存在していたことがわかる。それが『名蹟志』が編纂された寛保元年（一七四〇）以降に何らかの理由で別の地に移り、天足和氣社一社がこの地に残ったのではないかと考えられる。

なおこの場合、移った先が伊都乃比氣社のある小山村ということである。

伊都乃比氣社と緒名太社が二次的に同一地に存在するに至った経緯が理解できよう。ただその形については、前述したように同一社殿内に合祀されたとする説と別殿として並立したとする説に分かれる。このことについて筆者が行つた踏査の結果では緒名太社の東隣に社殿が立つほどの人為の平坦地が確認されており、前掲の緒名太社社伝の「一間半東二並立シタル由」とする記述に整合すると思われる。これは何れの書も鹿島村にあるとする。

この天足和氣社については、『神社名鑑』にある由緒によると本来亘理郡神宮寺村の三門山に鎮座していたが、天慶四年（九四二）に鹿島村の櫻山に遷座し、さらに貞享三年（一六八六）に現在地の鹿島村に移祀されたとされる。このことから『名蹟志』に記載された「緒名太社を隔てて一間半。磯なる義祠」という天足和氣社の姿は、緒名太社の地に付設的に移祀された結果によるものと思われる。したがって社伝は『名蹟志』の付隨的な理由を説明する形になつており、こうした整合性から鹿島村は天足和氣社の本来の地ではなかつたと解するのが適当と考えられる。

そうすると天足和氣社の本地は、鹿島村ではなく神宮寺村の三門山ということになる（10図）。山上にある式内社のなかに類社として黒川郡の天足和氣社がある。この神社は大龜山という地域では一際高い山の上に鎮座す

る。天足和氣社が三門山上にあるとすれば、社名のみならず立地形態も類似することになり、この地が本来地であったことをより強く推定させるものといえよう。『封内記』神官寺邑の条に「水門・権現社。不詳・時勅二請・御神。今社荒廃推存遺址」とあり、水門は三門であり、三門山に古社があつたことが知られるが、関係することではないかと思われる。

由緒に従えば山上の天足和氣社は天慶四年に櫻山に移るが、このとおりとすれば神名帳が纏められた延長五年（九二七）より後のでき事になる。したがつて鹿嶋天足和氣神社は三門山に位置づけられ得るではなかろうか。

なお『神社要録』では鹿島の地に鹿嶋三社を位置づける。このことに関しても『神社名鑑』では天足和氣社の由緒に基づいて鹿島村に移った当初は武斐権一神を祀つたが、後に二社の神を左右殿に奉斎して鹿嶋三社大明神としたとする。こうしたことがこの説に繋がつたものと思われるが、式内社としては本来の形とはいえないだろう。



10図 日理郡の神社 (国土地理院発行の「1万分の1地形図(算用)をもとに作成」)

以上曰理郡の鹿嶋三社について若干の検討を行った。このことを踏まえ

て三社の擬定地等を記すと以下のとおりとなる(10図)。(5)

18 鹿嶋伊都乃比氣神社
カシマイツノヒタケ

亘理郡亘理町達隈小山西山の阿武隈川右に面する小丘陵上に立地してい

たが廃絶した。

19 鹿嶋結名太神社
カシマツクニタケミ

亘理町達隈鹿島宮前の阿武隈山地東麓に立地したが、近世以降に達隈小

山の地に移祀された。

20 鹿嶋天足和氣神社
カシマテツカキ

亘理町達隈鹿島宮前にあるが、当初は達隈神宮寺村三門山に立地したと

推定される。それが平安時代の天慶四年(九四一)、鹿島村輕山に遷座され現在地に移ったのは江戸時代の貞享三年(一六八六)といわれる。

21 安福河伯神社
アツボコウハ

亘理町達隈鹿島宮前にあるが、当初は達隈神宮寺村三門山に立地したと

二とある。『名蹟志』『封内記』等何れも同様の内容であり、他に異説はない。亘理郡亘理町達隈田沢の阿武隈川右岸に面した水上山と呼ばれる独立丘陵上に立地する(10図)。阿武隈河口に近く、対岸には『駅路通』等により東山道駅屋の玉前に比定される岩沼市玉崎地区がある(6)。

志太郡

22 敷玉早御玉神社
シタタガハヤモトカミ

八幡社の西にあるとする(8図)。また『封内記』新沼邑の条には若宮八幡社の他に速玉神社の名がみえる。他に異説はない。神社は現在新沼の若宮八幡神社境内に所在するが、『神社名鑑』記載の由緒では昭和十八年に合併されたという。上記の記録は合併以前の状況を表したものとみてよく、位置は若宮八幡社の西に近接する所と考えて問題はないであろう。立地は鳴瀬川沿いの自然堤防である。

なお大崎市古川榎木諏訪に同名の神社があるが、『封内記』の榆木邑の条にある神社は近世に勅請された別名のもので、本神社の存在した痕跡は認められない。

牡鹿郡

23 零羊崎神社
ゼンヤクザキ

零羊崎神社は、現在石巻市湊牧山及び同市真野の二社が知られている。このうち牧山について『聞老志』は「牧山乃古零羊崎神社」とする(11・13図)。この他『封内記』や『名蹟志』も同様に位置づけ、「神祇志料」他の神社解説書もこの説に従う有力な説となっている。ただし『封内記』や『名蹟志』は白山神社と称されているとする地元の伝承を紹介し、両書より古い元禄十一年(一六九八)の「牡鹿郡萬御改書上」(5)でも「白山權現三尺四方並びに「觀音堂八間四面」として白山神社他の記載はあるものの零羊崎神社とする記載はなく、地域伝承としては確認できない。

一方真野については、真野村の『安永風土記』旧跡の条に零羊崎神社跡とし、此所山崎ニ而未之方エ向候故零羊ヶ崎ト申唱候。御社相立候故神社ヶ崎亦神社森ト申候。とあり、真野山崎の未(南西)へ延びる零羊崎に零羊崎神社があつたことを記す(11・14図)。この神社については「石巻の歴史」(6)や『矢本町史』(5)では比定社の一つとして牧山と併記して扱つており、式内社調査報告は牧山とする一方で真野の可能性も指摘する。

現在牧山の零羊崎神社は古來のものとして有力視されているが、一方の

真野という地域は平泉藤原時代の遺跡や伝承が多く残され、古くから中心的に開けていたといわれる⁽⁸⁾。また真野村「安永風土記」の鹿嶋御兒神社の条が「当村小屋ヶ館一略 萩西家於御當國居館之初ト申案候」として葛西氏入部の地と伝えるところでもあり、真野の神社跡はこうした歴史を持つ土地に伝わるものということになるので改めて検討する必要がある。

こうした中で「安永風土記」旧跡の条の続きをたどると「御社何時退転仕候哉」

当村二百年前乱世以前へ人數モ有之鎮守御神社共ニ繁盛仕候也 御社

退転以後四面四階の御神奥納置候處無之当郡樺木山觀音堂ニ詫置申候也

とあり、二百年以前は繁盛の地であったが、零羊崎神社が廢れた後は御神

を納める所がなく樺木山(牧山)觀音堂に詫置くことになった経緯を記し

ている。同条には他に零羊崎神社祭礼に伴う真野々市が開かれた場所だつ

たという「小跡畑」や葛西氏が鹿嶋御兒神社に寄進した「宮田」、神事の際

に騎馬を揃えたところとされる「十六騎」等の旧跡が詳しく記載され、それ

らは往時の歴史環境を具体的に伝えている。

そして神輿の移転については「真野村風土記」に経緯をより詳しく綴った記録がある⁽⁹⁾。そこには「寛永十二年六月二十三日より二十七日迄大雨、

(略)是が為天下國家騒亂、自然と人數も減り、古人十八軒、すべて家数

四・五十軒限り、御神事致不可き様も無く、鎮守官連々退転、右騒の内に

神輿納め置く所なく、樺木山觀音堂へ継納め、中絶神無き故病気流行、云々」として、寛永十二年(一六三五)の災害を期にこの頃移転したとする。

このとおりとすれば、それから六十年ほど後の記録となる前掲の「牡鹿郡萬葉改書上」が伝える白山權現と觀音堂からなる牧山の様子を突き合わせ

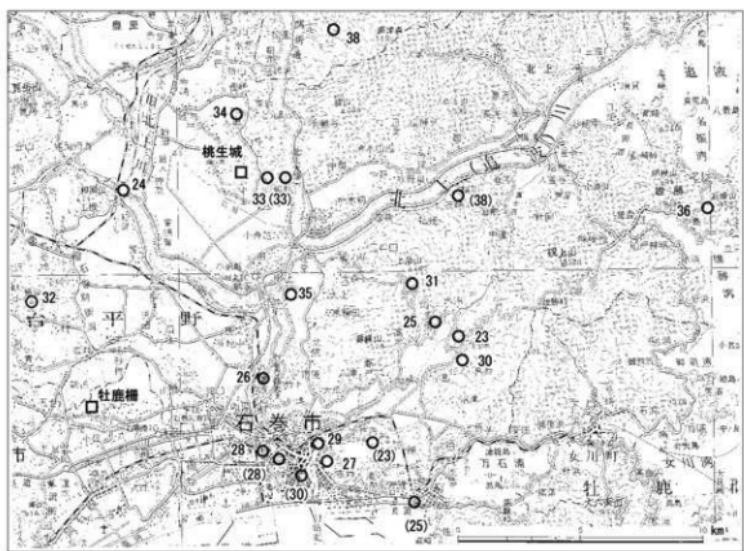
ると、神社の象徴である神輿を觀音堂に移したとはいえ、まだ零羊崎神社

とは呼ばれない当時の牧山の状況が浮かび上がる。このことは零羊崎神社

の本地の何れかを問う上で極めて重要なことであろう。

また真野と牧山両神社についての本社争いがあったことにに関する記録として加納家所蔵の「年代記」がある⁽¹⁰⁾。その明和五年(一七六八)の記録の中に「一、二月廿六日真野村觀音院三左衛門御規定所へ被召出、社鹿零羊

崎神社古社拝之義御尋、品ハ漆村山伏普明院牧山白山宮ヲ零羊崎神社御用出入二真野村鎮守之御取合被相登候、牧山ハ白山真野村零羊崎神社癸百年以來社荒地之段申上、御開済」とあり、裁定の結果牧山は白山神社であり、



11図 牡鹿・桃生郡の神社 () は論社

(国土地理院発行の20万分の1地形図(石巻)をもとに作成)

真野村は零羊崎神社二百年以来の社地という形に収まつた旨が記されている。こうしたことでも「牡鹿郡萬葉改書上」や真野村の「安永風土記」、「真野村風土記」等にみる伝統的な実態が反映された結果とみるとできるのではないか。

このように真野の零羊崎神社に関する伝記録は豊富であり、具体的で整合性もあるといえる。対して牧山はこうしたものは確認されず、比較すれば古いものとして優越する根据をもつとは言い難い。また何よりも真野村の「安永風土記」は真野の社地が未の方角に突き出た丘陵上に立地することを以て神社と土地の関係を説明するが、まさに南西に張り出した丘陵に立つ真野山崎の地が旧社地として相応しいと思われ、そうした点からものとの地とするのが妥当と考えたい。

24 香取伊豆乃御子神社

香取伊豆乃御子神社と称する神社は牡鹿半島の折浜にある。しかし『封内記』牡鹿郡折浜の条には伊豆權現社であるのみで香取伊豆乃御子神社はなく由緒も不詳である。折浜は山がらの半島に点在する小さな浜の一つにすぎず、海上交通の要点となる岬等の地理的特性も有しないで擬定する根據は乏しいと思われる。

一方香取伊豆乃御子神社に関する記録をみると『封内記』の桃生郡和瀬邑神社の条に「別當麓岩寺。伝云。所祭経律主命。大己貴命。麓神。而一宮三神也。大古儀於常陸浦。歷八重鹽路。到本州牡鹿郡和瀬山西邊小島。故号レ之曰船島。在前谷地邑。漸從東流。号其船溜處。曰船澤。其山頂宮柱太敷立。而水鎮座焉。乃船澤山樹靈峰是也。桓武帝延暦中。坂上田村麻呂東征之時。造營其社。(略)葛西伯耆前司平清宗移社于今地。再遣之。此地也。略此地往古牡鹿郡内也。何時乎分之。屬桃生郡。延喜式神名帳所謂香取伊豆乃御子神社」とあり、和瀬神社別当の麓岩寺に伝わる由緒に基づき常陸から勧請された式内社であると判断している。ここに登場する地名の和瀬山や船島山等の名は、現在も江合川



12図 香取伊豆乃御子神社と周辺
(国土地理院発行の5万分の1
地形図(渕谷)をもとに作成)

が北上川に合流する付近に確認されるので(12図)記述は実態的で詳しい。現在和瀬神社は江合川に面した和瀬山東麓に所在する。石巻市和瀬(旧桃生郡河南町和瀬)である。

和瀬神社祭祀の柱が絆津主命であることは、同神が常總地域の大社香取神宮の神であるので、常陸浦からの勧請の流れは自然である。そして和瀬山に至る具体的な経路の記述からは、鹿島香取神系中央神の陸奥國への進出が舟によって行われ、陸奥國の内陸には海路からそのまま河川を通じて到達した様子が無理なく理解される。一方この地には北上川を挟んだ対岸に神取の地名が残る。かんどりは香取の俗称であり、このことでも当地の香取系神社との確実な結びつきを示すもので由緒の内容を裏付けれる。これらを踏まえると麓岩寺に伝わる由緒は香取伊豆乃御子神社である可能性を示す有力な根据をもつものと思われる。

便に供するところであったことがわかる。それは幣帛の受納その他で国府との往来を必要とするであろう當時の有力な神社にとては不足のない環境であり重要な立地要素となる。こうした地の利にあることを併せ考えれば『封内記』の擬定のとおり和潤神社を香取伊豆乃御子神社とするのが妥当であろう。したがつてこの神社が該當すると考えておきたい。この神社については『新撰陸奥風土記』ほか『神祇志料』、『神社叢錄』等多くの書が比定している。

なお和潤は上記引用文に「牡鹿郡和潤山西邊小島（略）在前谷地色」とあって、前谷地を含めた江合川沿いの一帯は神社が勧請された頃は牡鹿郡であったようである。しかしこの地域は平成十七年に石巻市に合併されるまで桃生郡であったが、古代桃生郡との関係はどうなのか。

いつ桃生郡となつたのかについては大槻文彦の『陸奥国遠田郡小田郡沿革考』に「寛文年中の伊達安藝宗重の書状に今桃生郡の和潤村前谷地村は寛永十七年までは遠田郡にて同年桃生郡に入りし趣記してあれば昔の小田保の大なりし事想ふべ」とあり²⁵、小田保の説明の中で、寛永十七年（一六四〇）に遠田郡から桃生郡に移行したことが記されている。

また同書は和潤村の遠田郡所属以前のこととして「吾妻鏡（仁治二年）

（二四）五月十日の条に「陸奥國小田保追入」の記事があることから小田保追入に和潤村追入を対比させている（12図）。これを閲連づけるものとして『開老志』に和潤村貴船神社の祭礼が近隣の鎌峯と期を同じくして行われるという記録があり²⁶、大概の比定は確かなことと思われる。

小田保は古代末から中世にかけて登場した区画で小田郡に重なる領域をもち、現在の遠田郡の東半に位置していたが²⁷、中世末期に消滅し遠田郡になつたといわれる²⁸。以上の記録を整理すると、和潤は牡鹿郡（古代）→小田保（古代末？→中世）→遠田郡（中世→近世前）→桃生郡と変遷していく流れがうかがえよう。そして古代桃生郡との連続性はないことになる。

ただし桃生郡は桃生城が置かれた天平宝字四年（七六〇）以降に牡鹿郡から分離成立したとみられるが²⁹、その際牡鹿郡の何れの地域が分離した

かについては不明であり、和潤も小田保に属するまで一貫して牡鹿郡につたかどうかは断言できない。しかし桃生郡の成立は蝦夷政策の進展によるもので、したがつて牡鹿郡から分離した地域は牡鹿郡の中でも辺境の地域ということになろう。このことからすれば和潤の北は小田郡と接し、南は牡鹿郡の中心地域である深谷³⁰に挟まれた地域にあるという点からみて分割はなされなかつた可能性は高い。なお検証すべきところであるが、和潤はこうした中に位置づけておきたい。

25 伊去波夜和氣命神社

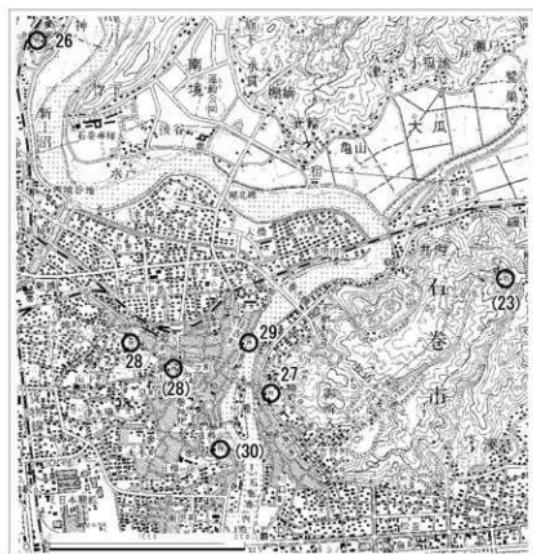
近世の地誌には所在を示すものは確認されないが、『福井町史』では石巻市水沼平畠の伊去波夜和氣命神社を該当させる（14図）。塙翁を祀り深山権現と称するという³¹。また同町史は石巻市渡波に分祀した同名社があるとする（11図）。これについて『神社名鑑』に同社が延喜式内社で古くは岡の地にあつたとする社伝を紹介している。岡の地は明確ではないが、移祀の動きは『福井町史』にある分祀と齋饌するものではなく、水沼とすることに従うことができるよう。なお水沼の神社周辺には岡や岡田の姓が多くあり、そのことも想定を強くさせる。

26 曾波神社

曾波神社について『名蹟志』は蛇田村の北上川に面したところにあるとし、『封内記』も同じく位置づけ、かつ山上に愛宕神社があるとする。『名蹟志』は「舊俗諺て蕃夷明神と云」とするが、古くから本神社が伝わっていたことがうかがわれる。この神社は現在石巻市蛇田曾波神山にあり、旧北上川右岸に接する愛宕山と呼ばれる丘陵中腹に立地する。山頂に愛宕山神社があり『封内記』の記録にあるとおりである。異説はない（11・13図）。

25 拝幣志神社について『名蹟志』は不詳とするが、『封内記』は湊邑の条

で「箱崎明神社。伝云。古昔拝幣志社。而延喜式神名帳所謂。本郡神社十座之其也。舊在「箱崎山上」。靈元帝。寛文中。移社於麓。称「箱崎明神社。」として伝承に基づき湊邑の箱崎明神社を擬定する。そして山上にあつた神社は寛文年中（一六六一～七三）に麓の箱崎明神社に移されたとする。「新撰陸奥風土記」も同様であり他に異説はない。『神社名鑑』記載の由緒によれば、同社は明治四十年にさらに麓の箱崎八幡神社に合祀され社名が拝幣志神社に改められたとされる。現在石巻市八幡町に所在する拝幣志神社がそれであるが（11・13図）、式内社としての本来は北上川河口に望む背後の箱崎山上にあつたということになる。



13図 牡鹿郡の神社(1) ()は論社

(国土地理院発行の5万分の1
地形図(右側)をもとに作成)

28 鳥屋神社

鳥屋神社について「名蹟志」は蛇田村にあるとする。そして鳥屋神社の条で「又石巻村に鳥屋神社と称する有。相伝云。文治中。藤原秀衡の勧請する所にして。羽黒権現也。その山半ば石巻半ば蛇田に属す。両村共に鳥屋崎と称するが故に。羽黒権現をも鳥屋神社と称せり」とあって論社の羽黒権現も紹介するが、平泉藤原時代の勧請で社名は鳥屋崎にあつたためとする。『封内記』、門脇村の「安永風土記」(2)『新撰陸奥風土記』(3)とも同様で定説となつており、本稿もこれに従う。現在も石巻市山下町の小高丘に立地する(11・13図)。

29 大嶋御兒神社

大嶋神社について「名蹟志」は大島神社の条で「在「石巻村。石の巻北市に有。郷党住吉大明神」と云。」とあり、『封内記』『新撰陸奥風土記』も同様でその他の多くもこれに従う。石巻市住吉町にあり、旧北上川河口に立地する(11・13図)。

30 鹿鳴御兒神社

鹿鳴御兒神社は現在石巻市日和丘にあるとされる。この神社については門脇村の「安永風土記」に詳しく述べ、「そこでは好日山（日和山）鹿鳴御兒神社」として「延喜式神名帳ニ相載奥州百座ノ内当郡十座之一座ニ御座候由葛西家御城地之節へ当山西北ニ當時鹿鳴台と申所江被相移候（略）享保十九年八月奉願最初之地江又以相移申候事」として葛西氏が日和山に城を構えたときには鹿鳴台に移祀し、享保十九年（一七三四）に再び旧社地とされる山上の現在地に戻ったとする。鹿鳴台は同書の別項に三郎様清重御孫玄孫葛西伊豆守様御清宗城地之跡ハ当社南麓ニ御座候」とあって移祀先は日和山の南麓としているのであるいはこの位置かもしれない。いずれにしても別の地誌である『間老志』や『名蹟志』は社地については日和山麓とし、『封内

記』は鹿島台に位置づけ、その他の関係各書も日和山とすることでは同様である。したがつて日和山の比定が通説となつてゐる。

しかし鹿嶋御兒神社はこの地域だけではなく石巻市真野にも存在したこととが知られている。関連する記録として真野村の『安永風土記』鹿嶋御兒神社の条に「先年葛西家関東ヨリ御舟ニテ御當国御下之節難風御会當郡遠島侍浜エ御着船被成御家老都沢貢前守ト申御方当村小屋ヶ館御見立御普請被成置葛西家於御當国御居館之初ト申伝候御館丑寅ニ当鹿島旧社御再興被成御田地御寄附被成置候今以宮田ト申唱」とある。葛西家が牡鹿郡に入部した頃の伝承で、小屋ヶ館を居館とし、當時館の北東にあつた鹿島旧社を再興し田地を寄附したといふものである。この地には実際に小屋ヶ館とされる遺構も存在し、その傍らには小屋前という地名や寄進田の名残と思われる宮田の地名が確認される。のことから伝承は具体性をもつたものであり、したがつてこの神社についても再検討する必要があると考えられる。

そこで改めてこの神社についてみると、条文の鹿嶋御兒神社が再興されたという記録は神社がこの地に古くからあつたことを示すもので見逃すことのできない。さらにこの神社に関する記録は同書に鹿嶋山所住の名石として

「鹿嶋櫻掛石 長さ七尺 幅三尺五寸 厚二尺一寸」とある。『封内記』にも同様の記載があり、まさに鹿嶋神の磐座とみてよいだろう。その形は黒川郡の鹿嶋天足別神社や賀美郡の飯農神社等の神体と同じく古代の様相を示すものであり、鹿嶋御兒神社の本来地の検討における重要な要素になろう。

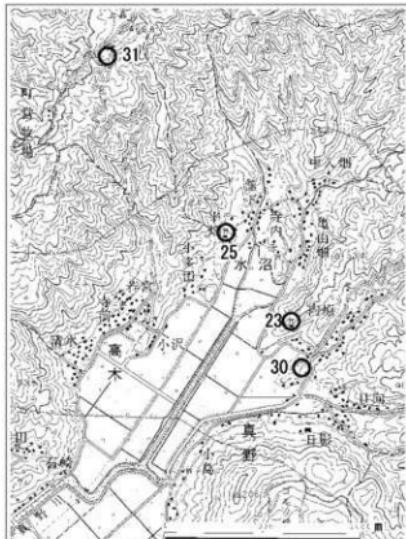
由緒の古さについては日和山の神社も門脇村「安永風土記」において「大昔ハ大社之由エ御座候中古御社退転」として大昔とするが詳らかではない。また退転する以前の地についても明確ではなく、前述したように享保十九年（一七三四）に鹿島台から戻つたところが旧社地とするが、「開志志」や『封内記』等の先行する地誌からはいずれからも山上にあつたとする地域

は確認されていない。むろんそれらの地誌が葛西氏の遷座による鹿島台や日和山麓を以前の地とする伝承記録からは中世を遡らない形が浮かび上がる。その意味では山上の地という由緒は安永期に新たに付加された可能性

も考えなければならず、少なくとも門脇村「安永風土記」のみをもつて式内社とするのは十分なことはいえない。

日和山に比して真野の地は零羊崎神社の条で述べたように古くから中心的に開いていた地域といわれる。また神社の神体に関する限りは零羊崎石も存在し、古代の神社の一つの典型が備わっている。こうした環境の中で真野村「安永風土記」が記す葛西氏の入部が行われたという件は無理なく理解できる流れであろう。また日和山の城は前掲のとおり後世に清重の玄孫清宗が築城したとする伝承は真野の件と矛盾するものではなく、その変遷については『石巻の歴史』ほかによる研究が同様に推測している。

鹿嶋御兒神社二社は同一郡内にあつて葛西氏が保護し崇敬した神社である。この場合同名の有力な神社が当初から並立して存在したというのは考え難く、むろん本来は式内社とそれが遷座された神社とみるべきであろう。現状では何れが式内社かは断定することはできないが、少なくとも日和山



14図 牡鹿郡の神社(2)
(国土土地院発行の5万分の1
地形図(石巻)をもとに作成)

城の際に南麓への遷座が行われたとするのは各地誌とも一致している。とすれば上記したような日和山における旧社地を想定させるものが明確でない中で、葛西氏の本拠地の移動に伴つて鹿鳴御兒神社も動いたとみるのが理解しやすく自然なことではなかろうか。いずれにしてもなお検討しなければならないところである。

31 久集比奈神社

久集比奈神社は『神祇志料』が高木村淨峯山（上品山）にあるとする。理由は「久須比奈は蓋奇嶺の義にて、淨峯山神靈を称へ奉れるにやあらむ」として、社名は奇嶺の意を表し淨峯山を祀つた神社とする。『名蹟志』・『封内記』等では久集比奈神社の記載はないが、淨峰權現という神社はあり信仰の山であることは確かである。上品山は高木、水沼、真野地域の中では高さが抜き出た山（標高四六七メートル）で、こうした立地例は桃生郡石神、同計仙麻大島、黒川郡鹿島天足別、亘理郡鹿島天足和氣等にあり、一つの典型となつている。したがつて根柢が十分とはいえないが、この擬定に従つておきたい。現在の石巻市高木上品山の頂である。

32 計仙麻神社

計仙麻神社については『開老志』・『封内記』等の主な地誌には伝わつておらず明確ではない。その他では『新撰陸奥風土記』は氣仙沼市の龍神社、『神祇志料』は同市の羽黒神社、『特選神名牒』は本吉郡南三陸町の田東山の計仙麻神社、『地名辞書』では石巻市の黄金山神社、『石巻の歴史』⁽⁹⁾や『矢本町史』⁽¹⁰⁾、『神社名鑑』では石巻市北村の旭山山頂（標高一七四メートル）にある朝日山計仙麻神社にそれ位置づける。このうち氣仙沼市や南三陸町の前三社の地域については、香取伊豆乃御子神社の条でふれたように桃生郡に属すると考えられるので、該当しないとみてよいと考えられる。

黄金山神社はアイヌ語からの擬定によるものであるが、計仙麻神社に位

置づけられるかは明確でない。一方朝日山計仙麻神社については『封内記』が桃生郡北邑の条に「宝龍權現社。在朝日山頂。不詳。何時勅請」とあって近世には宝龍權現と呼ばれていたらしい。したがつて計仙麻神社としての記載はなく文献からの明証は得られないが、『矢本町史』によると地元では深谷一宮宝龍權現と呼ばれ、田村麻呂が一千束の祭田を寄進したとする言い伝えがあるとしており⁽¹¹⁾、このことから有力な神社であったことが想定される。

またこの地域は南方約五キロには牡鹿櫛とされる赤井遺跡が控え、同櫛からは旭山は緩やかな神体山の形に望める状況にある。式内社が城櫛に伴つて立地する例は多賀城跡と多賀神社、桃生城と飯野山神社等に見るとおりであり、陸奥国における式内社の分布形態の一つ⁽¹²⁾といつてよい。このことも踏まえればこの神社が計仙麻神社である可能性は高いといえよう。

33 飯野山神社

飯野山神社は石巻市飯野の外吉野と宮下の二社が知られている。とともに飯野山の中腹に立地する。本地について『開老志』は「在飯野村不詳」⁽¹³⁾其地⁽¹⁴⁾とするが、『名蹟志』は飯野山神社の条で「吉野地に社地の址あり。相伝云。古跡神社有しが。年代悠遠にして荒廢久しきりしを。天和年郷党社を建て。雷神宮をいふ」として吉野の雷神社をあげて『封内記』もこれに従つている。しかし擬定の元となつた『名蹟志』の調べについて『管内式内社調査』は吉野は寛文二年（一六六二）からの新開地であるが、記述は村長が吉野を尊い地とさせらべく行つた誤報に基づくものとして批判しているので、その信憑性については注意しなければならない⁽¹⁵⁾。

宮下⁽¹⁶⁾については風土記類における記録はないが、『桃生郡誌』では宮森（宮

をみるに飯野山神社を式内社と記せり」と紹介しているので元禄八年(一六九五)以前から式内社として伝わつていて、それが図にも反映されているのがわかる。したがつて『名蹟志』は以前から宮下において上記の事実があつたとすれば、このことにも注目しなければならなかつたであろう。この神社は由緒によれば社殿はもと山頂(飯野山)にあつたといつ⁽⁵⁾。

以上が少ない資料からみる両社の位置に関する概略である。ここから式内社が何れにあるかを断ずることはできないが、両社の立地母体となる飯野山は古代城柵の一である桃生城⁽⁶⁾の東に隣接して連なる山である。そこに立つ式内社は多賀城と多賀神社との関係と同じく城柵に關係するものであり、本来神体は飯野山にあつたとみるべきであろう。(こうした点からすれば式内社は飯野山の山頂付近と考えるのが妥当ではなかろうか(11図))。

なお社殿は元山頂あつたとする宮下側の由緒に注目すればこちらが式内社飯野山神社の可能性がある。また宮下側は現在も桃生城を向いた土地にあるのに対し、吉野側は隠れた位置になつてしまつることもその想定を強くする(15図)。



15図 飯野山神社

(国土地理院発行の百万分の1
地形図(全米)をもとに作成)

35 二俣神社

『名蹟志』『封内記』とも桃生郡大森村とし、その他多くもこれに従う。詳細な位置について『桃生郡誌』は桃生郡二俣村大森字辻堂青ヶ崎という。青ヶ崎は現在の石巻市大森製ノ木で、旧北上川と追波川の分流地点である。この大森製ノ木については『神社要録』も擬定している。神社は明治四十四年に現在地の石巻市三輪田尾崎前に移祀された(11図)。

36 石神社

『開老志』は桃生郡牛綱村の鹿石神祠、『名蹟志』は同郡浜市村の石上明神、そして『封内記』は同郡大浜の石峯權現社とし各地誌の説は分かれている。前二者については何れも東松島市の西部にある。この地域は古代牡鹿郡の南西部の深谷地区に属するもので、香取伊豆乃御子神社で述べたように郡の中心城にあり古代の桃生郡ではないとみるべきであろう。

大浜の神社は石峯權現社となつて神仏混淆の性格をもつが、『封内記』は「石峯權現社。伝云。舊号「石上社」。古昔有祝部社家。今別當号「市明院修驗者也」とし、古くは石上社と称され神職が閑わつていたことを伝え希文按。是乃神名帳所謂。石神神社」と擬定する。また『桃生郡誌』は「土人伝て桃生六座の一」として式内社であるということが地域に伝わることを記している。こうしたことからこではこれを石神社と位置づけておきたい(11図)。

この神社は北上川(追波川)の河口に近く、太平洋に面する標高三五二

34 日高見神社

『開老志』や『名蹟志』その他いずれも桃生郡大田村とする。『封内記』は日高見大明神として伝わることを紹介する。石巻市太田(旧桃生町)に所存しており、現在日高見神社が立地するなだらかな丘陵地である(11図)。

メートルの石峰山に立地する。社殿はなく山頂の巨岩を神体とするもので、古い神社形態を見せている。

37 計仙麻大島神社^(カセマオオシマノミコトノミコト)

『開老志』が大島神社の条で「土人謂『島明神』是最も古之大島神社也」として氣仙沼大島の島明神と伝わる社を式内社計仙麻大島神社とする。『名蹟志』や『封内記』、大島村の『安永風土記』等でも田神社としても伝わっていることを記すが、計仙麻大島神社とするのは共通する。その地は現在の氣仙沼市龜山で、「神祇志料」「特選神名牒」等多くの解説書もこれに従い有力な擬定地となっている。

以上の説については、元となつた各地誌類における神社の記録においては島明神や田神社として伝わるのみで、計仙麻大島神社とする根拠はうかがえないと、その中で『開老志』は釜前湾の条で「以此地称『氣仙沼』焉延喜式文德實錄所称氣仙麻是也」とし、計仙麻大島を氣仙沼大島に当てる地理的理由によるものであることがわかる。伝承性において不明確なところはあるが、大島は氣仙沼湾に浮かぶ島で本吉郡建郡以前は桃生郡であったところであり、その中の地名からみて他に比定しうるところが認めら



16図 桃生郡の神社(2)
(国土地籍図発行の20万分の1)
(地形図(一闇)をもとに作成)

38 小銳神社^(サケノミコトノミコト)

コトノともいう。小銳神社の所在については大きく二つの説がある。一つは現在石巻市河北町福地加茂崎に鎮座する賀茂小銳神社である。『名蹟志』は不明としたが、『封内記』は「賀茂神社。号「小銳神社」として紹介し、福地村の『安永風土記』では小名「鴨崎」賀茂小銳神社」と記載している。もう一つは、『大日本史』が「按本社今廃、有寺安置虚空藏佛者、即其故址」として登米市津山町柳津にある小銳森に擬定する説である。同地は古代には桃生郡であったところである。『地名辞書』もこの説に従つていて(11図)。

小銳神社についてはその名称から栗原郡の表刀神社や雄銳神社才(ヲ)ト系の神社の類社といわれる。栗原郡の場合は二つの神社それぞれが共通して大土森を神体とする形をとることが確認され、そのことは両神社で述べたとおりである。しかし桃生郡小銳神社も類社であれば同じ形の山を伴うのではないかと考えられたが、福地村ではそれが認められない。

一方『大日本史』が擬定する小銳森は福地から八キロほど北にあつて大土山ともいわれ、標高三八〇メートルの三角錐をなす形は栗原郡のそれと名称や形が共通する。したがつてまさに同種の山とみてよいのであるが、現在虚空藏尊が存在している。『封内記』によれば當時虚空藏堂といわれ、往古は大土森の山頂にあつたと伝わるという。しかし山の名称から推して小銳神社が存在した可能性はないのだろうか。陸奥国の式内社が山上にあ

れない以上は重視しなければならないところであろう。島には神体山の形をなす龜山(標高三三五メートル)があり、神社はその中腹にある。こうした状況からこの神社に位置づけておきたい。

なお南三陸町歌津の田東山にも計仙麻大島神社があり、また氣仙沼市唐桑町崎浜の御崎神社^(カマクラノミコト)とする主張もある。しかし両社とも風土記類には確認されず、また田東山についてはその頂部に淨土思想の所産である経塚が分布しており疑問点が多い。



17図 桃生郡の神社(3)
(国土地理院発行の「1万分の1地形図(第10号)をもとに作成)

つたとみられる神社は県内でも石神社、計仙麻大島神社、久集比奈神社、鹿島天足別神社、刈田嶺神社ほか数多くあり、それが廃れた後に仏堂が立つ例も少なくない。類社の表刀神社にしても大土森の麓に薬師堂があり、神社跡地に生ずる形の一つといつてもよく、そうした意味でも再考する必要がある(17図)。

そこで福地の神社について改めて検討すると、神社名については『封内記』では前掲の引用文のとおり賀茂神社の別名としての記載であり、正式の表記ではないようである。また福地村の『安永風土記』では賀茂小銳神社と併記の形をとるが、小銳は副次的な扱いである。加えて同書には「小名 鴨崎」とあり、鴨(賀茂)崎とする地域名からは賀茂神社の強い伝統性がうかがわれる、対して小銳神社についての伝承性は明確でない。こうしたこととは、福地が賀茂神社本来の地ではなくたのではないかと考えさせる。そのことは祭神からもうかがわれる。『式内社調査報告書』が引用する『管内式内社調』では上賀茂神社祭神の鴨雷神と下鴨神社祭神の玉依鬼咩命とし(④)『桃生郡誌』ではこの二神のほか下鴨神社の加茂建角見命が加わる(⑤)。近年は祭神として小田神の記載が加わるが、大正期以前の記録はいずれも上賀茂神社と下鴨神社の祭神である。また小田神そのものにしても『神社

名鑑』では「小田神はをとの説であろう。神蹟番かではない」とするよう不明なところがあり、後世の神名整備の感は否めない。このことからも福地は賀茂神社の本地であり、小銳神社も近世には存在はしていたが、やはり主張的ではなかつたのではないかと思われる。

以上のように福地においても見過せない問題がある。大土山は小銳神社とする伝承は確認できないが、桃生郡にこの神社が存在する以上はそれに関わるものとみなければならない。その意味でこの山を旧社地とした『大日本史』の指摘は重要である。福地の神社は後に移祀されたものとすれば同地における伝承性の希薄さがよく理解される。したがってまだ比定するのに十分ではないが、ここでは大土山にあつたと考えておきたい。

栗原郡

39 表刀神社

ウヘトノともよむ。この神社の擬定地としては現在大崎市古川小野(8図)、栗原市築館成田、同市一迫長崎の大土森が知られるが、18図、何れが該当するか定まっていない。

小野については『大日本史』や『特選神名牒』等が位置づける。しかしこの地については『地名辞書』では古代栗原郡ではないとした(⑥)。またそれ以前の弘化四年(一八四七)に出された『栗原郡旧地考』においても、古川桜ノ目から小野を挟んで高清水にかけた一帯を栗原郡ではないとするなどすでに同様の説が唱えられており(⑦)、古くから指摘されてきた地域觀となつていている。近年では平川南が文献資料に基づく詳細な検討を行い小野を含む大崎市古川の北部地域のおおよそは古く長岡郡に属し、中世末頃に栗原郡に併合されたと考証している(⑧)。このことは上記の二書と齟齬するものではなく、したがつてここでは小野の地は古代栗原郡には属さないとして扱うことにする。

また成田については『神祇志料』が該当させるが、地誌による伝承等の

根拠がなく実態は不明といわざるを得ない。したがつてここでは以下大土森について検討を行う。

大土森説は江戸時代から唱えられており前掲の『栗原郡旧地考』が表刀神社を「ヲトの神社」として「ヲトガ森」すなわち大土森に擬定する。またその後万延元年（一八六〇）には『新撰陸奥風土記』が表刀神社を長崎村大土森の薬師如来とする口碑を紹介する。この大土森は郡の南西部にある栗原市一迫長崎にそびえる標高三三七メートルの整った三角錐をなす山である。また薬師如来は長崎村の『安永風土記』に「薬師堂 小名 大土澤」として確認できるので、大土森の南麓にあった御堂と裏づけられる。

表刀神社をヲト神社とすることについては『新撰陸奥風土記』が「或人曰表は袁の誤にや」として口碑に基づいて誤記と解る見方があるが、別に『栗原郡旧地考』が「許は、とのなまりにして、此社はヲトガ森」として音の訛とらえた指摘がある。このうち誤記の有無についてはどちらとも判断しかねるが、音の訛とすれば確かにあり得ると考えられよう。(つまり大土の「ヲ」は「ヲオ」、表刀の「ヲハ」は「ヲア」であり、ワ行における母音の違いに過ぎないと考えられるのである。別本の訓みとした「ヲヘ」とする場合も「ヲエ」でありむしろそした変化が表れたものといえよう。同様の場合も「ヲエ」でありむしろそした変化が表れたものといえよう。同様の違いは『栗原郡旧地考』から大土森が「ウト森」とも呼ばれていたことも確認されるので、よく生じた違いではないかと推察される。音の訛とするのはもつともな指摘である。

ところで『栗原郡旧地考』や『新撰陸奥風土記』は表刀神社と大土森の関係は郡の中西部にある雄銳神社とその西方にそびえる大土ケ森、この二つについては同社の条でふれるが、これらも同じ関係にあるとする。文字の大土ケ森は標高五八〇メートルで長崎の大土森と同じく秀麗な三角錐の象徴的な山容をなす山である。雄銳神社はヲトということで表刀神社の同類社とみてよいと思われるが、それらが互いに見合うドド山とのセットとして二組存在するということになる。このことはやはり両書にいう神社と山との関係を強く想定せざるを得ないだろう。こうした山と神社との関係

は古代桃生郡である登米市津山町柳津に大土山と桃生郡式内社の小銳神社があり一つの類型と考えられる。

なおこの二つの山はヲトカ森と呼ばれた仙台市太白山と極めて類似している。こうした形の山に対する地域の汎称とみることができる。太白山の場合、式内社は伴わないが、多賀城以前の陸奥国府とされた郡山遺跡から象徴的な形に望める山で、今泉隆氏は遺跡を総括的に考察する中で蝦夷の服儀礼に重要な役割を果たした神体山の可能性を指摘した⁽¹⁰⁾。このような性格からしてもヲト系の山は宗教的な性格を備えた特別な山であったということができよう。

以上のことから表刀神社の本体は一迫長崎の大土森であり、社殿は南麓の大土沢にあつた可能性があると考えておきたい。

40 志波姫神社

志波姫神社の位置については『開老志』が高清水五輪（8図）、『名蹟志』と『封内記』が古川桜ノ目とするほか（8図）、『地名辞書』や『宮城県史』1は志波姫八樟とする（18図）。しかし前者については表刀神社で述べたように古代にあっては栗原郡に属さない可能性が高い。『地名辞書』はこのことから志波姫に位置づけ（10）、『宮城県史』1も同様に扱ったと思われる。（ここでは古代栗原郡志波姫八樟の神社についてふれる。）

この神社は『名蹟志』に一説として紹介される。それは「一の迫八樟伊豆野権現。是又志波姫の神社也と郷伝云ふ。往時築館村に有りしが、其地墾田となれり」というもので、当時は八樟村で伊豆野権現と呼ばれた社が、地元には志波姫神社とも伝わっていたことや、その神社は本来築館村にあつて、後に八樟に移つたものであることが記されている。『封内記』も同様に記し、加えて移祀の時を明暦三年（一六五七）としている。この旧社地は安永七年（一七八八）の築館村『安永風土記』に「伊豆野権現」として記載されている。

以上その他に関連資料は確認されず判断するには不十分であるが、上記引

用文に「郷党伝へ云ふ」とあるように八樟村には志波姫神社とする伝承が残っていることは、他の二社が古代栗原郡外にあると考へられる中で重要な視しなければならないと考えられる。したがつてこでは栗原市志波姫神社の本来地とされる築館の伊豆大權現社地を比定しておきたい。同地は栗原市築館源光にあり「伊豆大權現」と刻まれた高さ六七尺の石碑が残っている(18図)。

41 雄銳神社
（マツケノミコト）
雄銳神社についてはすでに表刀神社で述べたように、栗原市栗駒文字の大土ヶ森が神社の神体山と考えられた。一泊長崎の大土森から北に十キロほどとのところである。そしてそこから東方六五キロの稲屋敷高松に雄銳神社がある(18図)。この神社は稲屋敷村の安永風土記に式内社の雄銳神社として記録されている。由緒に「小名高松之地へ御里宮ニ御本社ハ奥之院と申御天王山御林之内ニ御座候」とあり、旧社は天王山(18図)にあったとする。この山は雄銳神社から西北一キロに位置し稲屋敷と文字の境にある山で、大土ヶ森が望まれるのでその関係がよく理解される。

この神社については『名蹟志』や『封内記』等では八所權現として紹介するのみであるが、『特選神名牒』や『宮城県史』1、「神社名鑑」等は雄銳神社としている。なお他に築館の伊勢宮等を当てる説があるが、根拠はなく明確ではない(20)。

43 和我神社 （ワカノミコト）

萩沢と桜田の二つの社地が知られる。萩沢は『名蹟志』や『封内記』は地元で新山権現と称するとし、これを和我神社に擬定する。栗原市築館萩沢の和我神社地である(18図)。ただしこれは新山権現とされる伝承を『封内記』では「希文按。和我神社」として編者が別に解釈を行つたもので、その根拠は記されていない。同書が参考にした『名蹟志』も同様である。

一方桜田村の『安永風土記』では「栗原七座之内 和氣神社」とあり式内社としている(18図)。和氣神社となるのは、栗原郡に同式内社ではなく「桜田村寶積院書上」では栗原郡七座之内 和我神社となるので(21)、和我の誤りと判断されるものである。したがつてこれらの記録からは地元の実際を反映したことをうかがうことができよう。

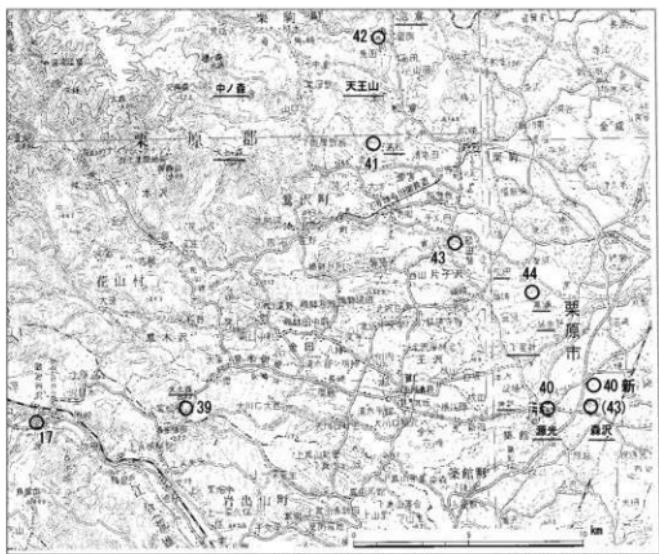
以上が二つの社地についてである。ここから何れかを判断するのは十分ではないが、現状で擬定を行うとすれば桜田の記録を重視しなければならないのではないかろうか。この神社は現在栗原市尾松桜田小袋の低丘陵中腹に小さな石祠として残っている。ただしこの地には駒瀬嶺社等の小社が集まつており、本来地かどうか疑問が残る。この点について『栗原郡旧地考』は和を「ナ」とよみ、大土ヶ森の北にある中ノ森(18図)にあるとする(22)。

44 香取御兒神社 （カタコロコニミコト）

香取御兒神社について『名蹟志』は香取御兒神社について「一の迫築館村に有。」とした上で「同青野の二本木の地に社地有。義祠を建置り。是往古香取御子の神社也。一説の迫富村黒瀬に鹿島の社有。香取御子を以て相殿とし。是則此神と云ふ」とする。『封内記』もこれに従い同様の見解を示し、合わせて青野(18図)の神社は掛取御兒神社と称されていたことを記している。このことから両書は神社名に基づいて青野としたようであるが、一方で黒瀬(18図)に鹿島神と相殿で祀られる香取御兒神を当てる説

があることも紹介おり、当時から二つの主張があつたことが知られる。

その後安永七年（一七七八）に記録された築館村の「安永風土記」は「香取御兒神社」とするが、富村の「安永風土記」端郷黒瀬の条においても「村鎮守相殿 鹿島社 香取御兒神社」としていずれも式内社であることを主張している（図）。地誌以外では『大日本史』や『神祇志料』は青野とし、『神社叢書』や『神社名鑑』は黒瀬として二つに分かれ判然としない。



18図 栗原郡の神社 ()は論社

(国土地理院発行の2万分の1地形図(新庄・一関)をもとに作成)

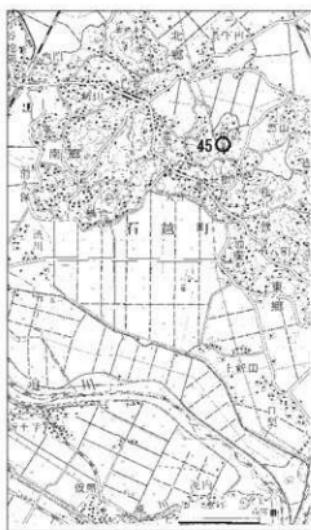
以上が香取御兒神社に対する実態や見解の記録である。そこでは總じて具体的な根拠が示されておらず判断は困難である。しかし改めて「安永風土記」の社地についての記録に着目すると、青野が「堅五間半 橫四間半」とあるのに対し黒瀬は「南北五拾間 東西八間」とかなり広いことが確認され、判断する上で有効な進いと考えられた。ただし黒瀬の神社は社伝では古くは三峯山にあつたとするので、それに従えば本来地とはいえない。しかし移祀されたとしてもその広さは往時の有力であった姿を伝えるのに十分である。対して青野の地は一迫川沿いの低く狭いところにある。また黒瀬の名木の条をみると、鹿島の社地に廻り一丈以上の杉や松があったことが知られる。こうした社地の広さと古木の存在からは黒瀬の地が古い有力な神社すなわち式内社につながるところと考えることができよう。

また三峯山が社地の南 キロにあつたとするところについては、小高い場所にあつたといふ点では式内社の占地のあり方に共通し、またこの地は「宮野」と言われかつて神社があつたことを想定させる。この地にあつたとすれば、すぐ東は古代の城柵である伊治城があつた地である。このような立地形態は多賀城と多賀神社や桃生城と飯野山神社等の関係にみるところであり、その可能性は高いといえよう。したがつて黒瀬の神社は香取御兒神社の系譜を引くもので、本来地は宮野であつたといえるのではなかろうか。この地は現在の栗原市築館下宮野である（18図）。

なお伊治城の地は「城生野」という。この地名は「宮野」と同様かつての地域の性格を表したもので、それが共に現在まで残っているのではないかと考えられる。

45 遠流志別石神社

オルシノとも訓む。この神社については『名蹟志』に「三の迫石越村北郷の内にあり。社狹くして杉あり。石を以つて神体とす。郷人は石神と云ふ」とある。『新撰陸奥風土記』もこれに従い、「神祇志料」ほか多くの神社解説書も同様である。登米市石越町北郷にあり迫川に張り出した低い



19図 遠流志別石神社
(国土地理院発行の1/50万の地形図(若狭)をもとに作成)

丘陵上に立地する(19図)。社殿の後ろには御神体の石が祀られている。なお鬼首村安永風土記では荒雄岳の地にあるとするが、ここはすでに述べたように荒雄河神社の地であり該当しないと考えられる。

新田郡

46 子松神社

そうした中で所在地には諸説あるが、主なものとして大崎市古川新田の子

コマツノともよむ。地誌等による伝承記録は確認できず明確ではない。

松神社 同市田尻八幡の大崎八幡神社がある(8図)。

このうち新田坂戸の山神社については『新撰陸奥風土記』によるが、『日本地理志料』では小山神とする(2)。天保二年(一八三二)の新田村『風土記御用書出』には村に山神社一社が存在した記録があり、この神社を指すと思われる。しかし子松神社に関する記録はなく、新田の地名のみに掲つたものとすれば同名は他地域にもあり根拠は明確とはいえない。

古川新田夜鳥の子松神社は『式内社調査報告』等の擬定による。この地も新田の名を持つが、『続日本紀』の記事の中に玉造郡の「解見」があり

(1)、「これは『宮城県史』1等による」とおり現在の大崎市古川大崎の伏見とされるのが通説である。古川新田はこの伏見と江合川右岸沿いに接するところで、この一帯は平川南氏の前掲書でも江合川を北境に玉造郡と考えられている(10)。一方新田郡については、後述する新田郡小松寺の記録と実在地の照合から田尻小松を含む地域であることが明らかである。また『日本後紀』延暦十八年(七九九)三月辛亥条に「讃馬郡伊_ニ新田郡_ヲ」とあるのをみると讃馬郡を含む形があつたことが明らかである。この讃馬郡は宮城県北東部の登米市迫町佐沼付近とするのが通説となつていて、以上のことを踏まえ、小松からは佐沼にかけ広がることになる新田郡と古川新田との地理状況をみると、両者の間に長岡郡の地と目される長岡があり(10)、なおかげで江合川が間を遮る(8図)。したがってこの地理状況からみて玉造郡伏見と隣り合う古川新田は新田郡には含まれないとみるのが妥当であり、この地は子松神社の本来地ではないということにならう。

この神社については慶長三年(一五九八)の別当觀院による「狐松神社由来記」により康永二年(一三四四)大崎氏の家臣新田氏が、夜鳥に城を構えた際に狐松神を祀り、神社を鹿島大明神としたとされるが、これが事の実際を表しているのではないかろうか。この神社は『封内記』新田邑の条や新田村の『安永風土記』にあり、また同村に新田氏の関連の古館として「平城」が記載され、その遺構が新田城(平館)として古川新田南構に残っている。

田尻の神社は『地名辞書』によつて擬定される。同書の遠田郡田尻村大崎八幡宮の条に「新田郡子松神社は、小松寺共に、此地に在りしこと必定なるに、今神廟の在るなし」とあり、小松寺の地にあるとする。小松寺は平安時代の『日本往生極楽經』や『古今物語集』に陸奥國新田郡小松寺」として登場する古代寺院である(10)。この寺は明治時代初期に廢寺となるが(11)、「開老志」や『封内記』にも遠田郡小松村所在の小松寺として紹介されている古刹であり、したがつてこの地が新田郡であったことは間違いないと思われる。そうであれば同じ名を冠した有力な神社が『地名辞書』に

いうとおり小松寺と地縁的にも同一な位置関係にあるとみるのは自然である。

小松寺の近くには古代城柵の一つである新田柵とされる遺跡があり(正)、子松神社がこの地にあるとすれば、古代の重要施設に伴つて式内社が立つのは多賀城や桃生城にみる式内社との関係と共通する。したがつてこの二とも合わせてこの付近にあつた可能性は高いと思われる。鎮座地については『地名辞書』のいう大崎八幡神社の地と位置づけておきたい。

小田郡

47 黄金山神社



20図 黄金山神社
(国土整理実行の方針分冊)
(地形図(浦谷)をもとに作成)

「陸奥国小田郡金山神社考」(正)や大槻文彦の「陸奥国遠田郡小田郡沿革考」(正)等が、金華山は小田郡ではないとしており、加えて涌谷村黄金迫が小田郡に属し、金山神社はこの地にあることを証した。涌谷村の『安永風土記』に「小金神明社 小名 小金迫」とあるのがそれであろう。遠田郡涌谷町黄金宮前である。昭和三十二年には発掘調査が行われ、金山神社境内から瓦とともに奈良時代の仏堂跡を検出しており(正)、産金に關

柴田郡

48 大高山神社

大高山神社は「柴田郡誌」によれば元は北方約一キロの同町新開台ノ山にあったが、元禄年中(一六八八—一七〇四)に火災に遭つたため麓の新開一二六番地に移され、大正三年に現在地の大河原町金ヶ瀬神山に祀られたとする(正)。

元の社地については『開老志』に記載があり、大高官家に「在平村・莊西南有零體地」とあるのがそれである。同様の記載は『封内記』等の地誌類にもみられ、また多くの神社解説書もこれに従つており通説になつてゐる。その地は現在の柴田郡大河原町金ヶ瀬新開台ノ山で、愛宕山と呼ばれる丘陵の一角にある。

ただしこうした位置づけに対し、さらにそれ以前の旧社地があつたとする記述がある。それは柴田郡村田町に伝わる『開場鏡』によるもので「大高山神社ノ縁起ニ往古ハ柴田郡・小紫村ニアリ、今ヲ去ル事社北ヲ一里余トアリ」とある(正)。また『藏王町史』もこの説をとり、藏王町小村崎の熊野神社旧別當性院に伝わる由緒として「古く熊野神社境内の東側に薬師堂と称する小社があり、この社に、かつて『大高山社』が祀られていた。(略)後に大高山社の西側に熊野権現の里宮が祀られるに及んで、大高山社はお山に戻られ、その社跡に薬師如来を祀り、薬師堂と称するようになつ

たり国家的に重要視された地域であったことを明らかにしている。したがつてこの地が本地に關係するとみて間違いないとみられるが、境内から仏堂が発見されたことは、社殿が本来の位置ではないことを示唆している。

なお『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)五月閏庚辰の条に「出レ金山神主小田郡日下部深源外少初位下」とあり、出金地つまり黄金迫における神主の存在が明らかであり、このころ既に金山神社が存在していた可能性が考えられる。

た。」とする内容を紹介している⁽¹⁸⁾。

この説の基は大高山神社と熊野神社旧別當覺性院に係る由緒で互いに主体が異なるものであるが、それが示す大高山神社の故地が小村崎であるのは注目すべきであろう。こうした説に間することとして他に「聞老志」大高条の大高山神社別当大林寺住僧が伝える由緒がある。それは「大高往古原址在小紫村」去社北可二里昔有明帝在藩故地鄉人相崇建社于其地祭之曰大高宮爾後敏達帝時移社于今平村故鄉俗指舊地而称「皇墟」とある。内容は「開場鏡」とも共通するもので、小村崎に故墟(古城)があつたとする件がある。

この城は、用明帝や敏達帝に關係することについては根拠が不明でそのまま受け取ることはできないが、城の存在については近年の発掘調査で城柵官衙関連の遺構が確認されている。報告書によれば城は遺跡や十郎田遺跡等から発見され七世紀中頃八世紀前半のものであることが明らかになつてゐる。中でも十郎田遺跡の区画施設は城柵とされる郡山遺跡一期官衙⁽¹⁹⁾と共に通する形態を持つことが指摘され、遺跡では役所風の大型建物跡が発見されている⁽²⁰⁾。その性格はなお検討されなければならないが、



21図 大高山神社
(国土地理院発行の20万分の1
(地形図(駕合)をもとに作成)

大林寺に伝わる故墟の記述は、重要施設が発見された現状と突き合わせると根拠のないこととして扱うことはできない。城柵官衙等の重要施設に官社が伴つ形は多賀城や桃生城等に見るとおりである。こうした立地の類例に従えば大高山神社の地は伝承のとおり小村崎の地と考えるのが妥当であろう。

それでは神社が台ノ山に移つた時期はいつ頃か。それについては文治五年(一八九)に阿津賀志山の戦いから敗走した西木戸太郎国衡が大高山社前の深田で馬が足をとられ、討ちとられた件⁽²¹⁾に因む旧跡として国衡塚や馬取沼が平村の「安永風土記」等に記載されているほか、馬取に因んだ地名は現在も地元に残ることから神社は少なくとも古代末期には台ノ山に移つているとみられる。しかしそれ以前のいつ頃かについては明確ではない。ただ前掲報告書によれば、都跡や十郎田遺跡が八世紀前半を境にその機能を失いかつ地域を支える集落も断絶する状況になるので神社もそれ以降移動することになるのではないかと思われる。あくまでも推定ではあるが、「こ」では「神名帳」記載の神社は台ノ山のものとみておきたい。

伊具郡

49 热日高彦神社

熱日高彦神社は『名蹟志』や『封内記』、島田村の「安永風土記」等いずれも伊具郡島田村にあるとする。現在の角田市島田で市街地から南東に六キロほど離れた丘陵上に立地する。西に阿武隈川を望むところで、眼下には伊具郡家の角田郡山遺跡がある。

50 鳥屋嶺神社

鳥屋嶺神社は『名蹟志』や『封内記』等いずれも伊具郡丸森村にあるとする。現在の丸森町除北で街東寄りの小高い丘にあつて、すぐ北側は阿武隈川が流れる。付近には古墳時代~古代の集落である大古町北遺跡や県指定史跡台町古墳群がある。

城柵官衛と関係する神社

城柵官衛に關係する神社としては九社が考えられる。すでに述べたように多賀城と7多賀神社の關係があるほか、多賀城以前の國府である郡山遺跡には3多加神社、牡鹿柵には32計仙麻神社、新田柵には46子松神社、桃生城には33飯野山神社、伊治城には41香取御兒神社がある。このことは所在が明らかになっている城柵官衛に、今回明らかになつたこれらの神社が確実に伴うこととなつた。

城柵に関しては、以上のはかに文献から玉造柵や色麻柵の存在が知られる。このうち玉造柵(塞)については『続日本後紀』承和四年(八三七)四月戊申条に「玉造塞温泉石神」とあり、玉造塞の温泉石神と受け取られる記

宮城の式内社五十社の位置について検討を行つた。その全体の分布状況を示したのが23図である。それを分析すると一定の傾向性をうかがうことができる。一つは城柵官衛の立地と関係するとみられたこと、二つは河川いや海岸地域に分布するもので水上交通に関係すると見られたこと、三つは内陸部で南北に連続する形を取ることから、陸上交通との関係が想定されたことである。以下これらのことについて検討してみる。

二 「式内社」分布の考察と成立年代



22図 伊具郡の神社
(国土地籍図乗用行の20万分の1地形図(福島)をもとに作成)

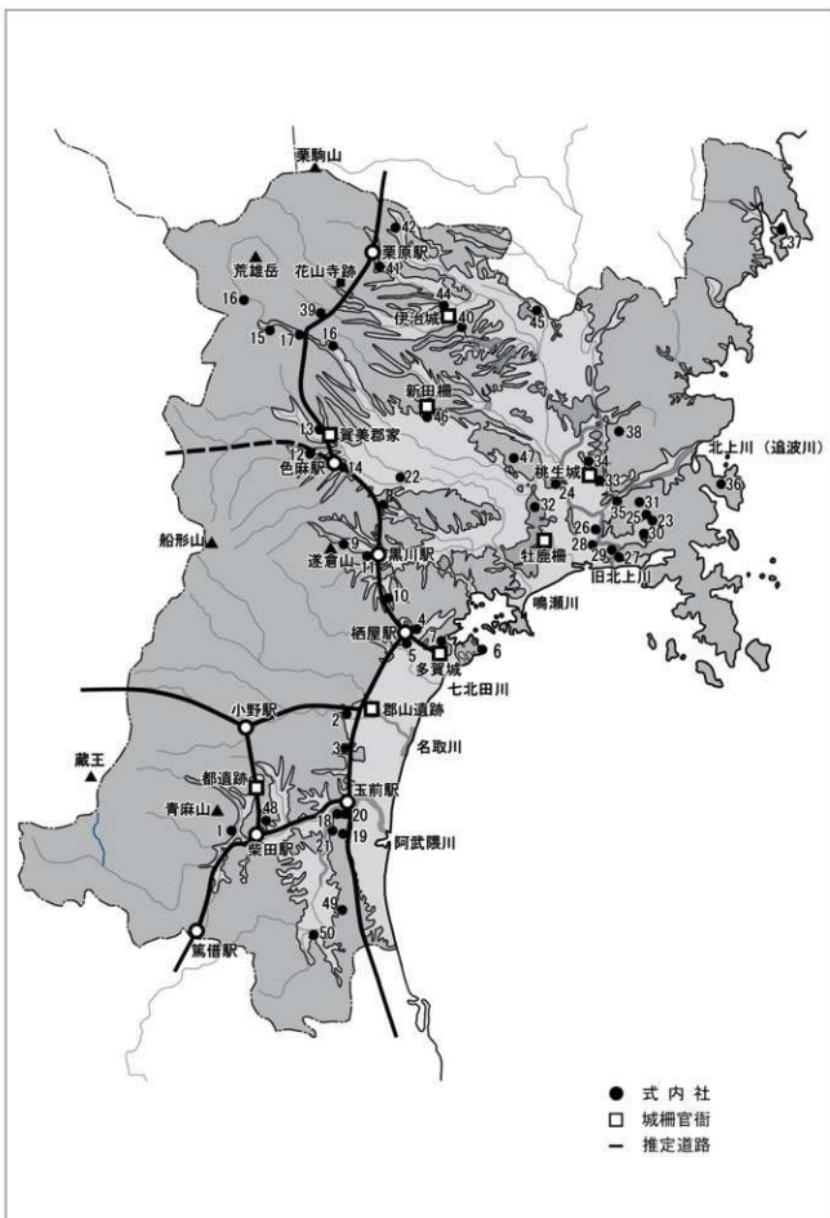
録がある。このことから大槻文彦や原秀四郎は玉造柵が温泉石神社地の川渡にあるとしており、原は加えて川渡の中でも玉ノ木沢にあるとする(2)。一方この位置は西に寄りすぎるという見地から『地名辞書』では大崎市岩出山真山の高波々とする。また『宮城県史』1では加美町城生遺跡とし、他に佐々木茂楨は大崎市古東大崎名生館遺跡とする等諸説があり定まらない(3)。

しかし多賀城や郡山遺跡等右記城柵官衛に式内社が伴うことからすれば温泉石神社と玉造柵を結びつける『続日本後紀』の記事は注目しなければならないであろう。原が指摘した玉ノ木の音は玉造の塞に通するもので、それが神社付近に残っていることも重要である。また既に述べたように玉

造郡の式内社は他に温泉神社と荒雄河神社があるが、ともに郡内でも西部の山寄りに位置し温泉石神社の立地環境に近く、城生柵や名生館遺跡等川渡以外の玉造塞擬定地とは距離を置くのである。こうした点からみても温泉石神が玉造塞に伴う可能性があると考えられる。

色麻柵と式内社の関係も明確に指摘できないところである。しかし色麻郡式内社伊達神社のある色麻町四釜はその地名から明らかなように色麻郡色麻郷の地とされ(『地名辞書』、『宮城県史』1)、また『駅路通』では色麻町四釜の地を東山道駿路の色麻駅の所在地とし、この擬定はその後の研究においても繼承され通説となつてゐる(4)。

色麻柵は『続日本紀』によれば天平九年(七三七)四月に大野東人が出羽国最上郡玉野との連絡路の開闢を行つた際の起点である。この地は地理的に玉野と直線的に結びつく位置にあり、交通連絡の拠点にあるということでは色麻駅の擬定地である四釜も同様である。色麻駅と、色麻柵とは異なる施設であるが、色麻郡内といふ意味での一つの地域の中で共に交通の要衝にあつたはずであり、こうした環境からみれば、両者の存在した地はあまり隔たりない位置にあつたとみるべきであろう。伊達神社はそうした閑連の地にあるので、色麻柵と関係する可能性があるのではないかと推定するものである(5)。



23図 宮城の式内社分布

以上のほかに官社として成立していたかどうかという問題は残るが、城柵官衛の可能性のある重要施設の背後に鎮座するという点で、柴田郡の48大高山神社の旧社地の神社についてもこの類に属するのではないかと考えられる。

2 水上交通路に關係する神社

水上交通路に關係するとみられる神社としては、河川沿いにあるもの、海岸沿いにあるもの、入江に關係すると推定されるものがある。

河川沿いの神社

河川沿いにある神社は十四社ある。そのうち北上川関係としては牡鹿郡では23零羊崎神社、26曾波神社、27押幣志神社、28鳥屋神社、29大嶋神社があり、また桃生郡では34日高見神社、35二俣神社、38小銳神社がある。また北上川水系の迫川では栗原郡の45遠流志別神社、そして江合川では牡鹿郡の24香取伊豆乃御兒神社と玉造郡の16荒雄河神社がある。

ところで北上川については23図にみると河口が二つあり、また下流域の桃生郡においては流れが東西二つに分かれなどその形は複雑である。

川の変遷にはいくつかの説があるが⁽³⁾『石巻の歴史』では地形地質や慶長以降の文献記録等様々な角度からこれを検討し、初期から流れの変化はほとんどないと結論づけている⁽⁴⁾。北上川沿いにある右記の神社は概ね現在の流れに沿って分布し、特に二つに分かれるところにあっては分歧点に二俣神社があり、東西二つの流れにはそれぞれ小銳神社と日高見神社が位置している。これは古代以来基本的な流れは変わらないとする説を裏づけるものであろう。

なお江合川は現在石巻市和淵で北上川と合流しているが、『地名辞書』によれば寛永年中（一六二四～一六四四）頃まで大曲（東松島市）の定川口に注いでいたといふ。一説には享禄年間（一五二八～一五三三）ともいわれる。したがつて流域にある二つの神社は北上川関連神社とは別のものにな

る。
以上のほか、河川沿いにある神社はそのほか鳴瀬川に志太郡の22敷玉早御玉神社、七北田川には5波波彦神社、阿武隈川には亘理郡の18鹿嶋伊都乃比氣神社、20安福河伯神社、伊具郡の49熱日高彦神社、50鳥屋嶺神社がある。

海岸沿いの神社

海岸沿いの神社は三社である。一つは宮城郡の6鼻節神社で、多賀城の外港と位置づけられる塩釜湾入口の岬の頂に立地する。これは海路から多賀城に進入する際の航路の一角にあるとみることができ、河川関連と同様に水上交通関連のものと位置づけられる。これと同類の神社としては氣仙沼湾に浮かぶ大船の37計仙麻大島神社がある。

その他としては36桃生郡石神社がある。北上川（追波川）河口近くの海岸に鎮座しており、海岸にあるとはいえ北上川沿いの小銳神社や二俣神社等とは水上交通において密接に關係するものといえる。

入江に面した神社

この類に属すると考えられた神社は牡鹿郡の23零羊崎神社、25伊去波夜和氣神社、30鹿嶋御兒神社、31久集比奈神社の四社である。

各社の位置する石巻市真野地域は、北上川河口から北東に十キロほど離れた位置にあり、北上川を望む南西部を除く三方は、山で囲まれた袋状の低地帯である。この地は沼津貝塚の存在から縄文時代晩期は海であったことがわかっている。現在は耕地整理が行われ一面水田地帯となっているが、『石巻市史』によれば昭和初期にあっても大小の葦生沼が处处に残存して入江の名残をとどめていたといふ⁽⁵⁾。したがつて縄文時代以降そう古くない時代まで水場の環境であったことが想定される。

また文献上でも真野村「安永風土記」島の条に「小島 右往古入江之節小島二御座候」とあり、かつて入江であつたことが示されていること、さらに同

条に「船渡屋敷櫛取島」とあって船溜まりがあつたことが記されている。

こうした入江だけでなく「小島」や「船渡屋敷」があつたという伝承が残っていることは関連して具体的である。実際水沼地区に小島という地名が残っていることもその想定を強くする。

陸化した時期は明確ではないが、すでに述べたように真野は平泉藤原時代の伝承が残されているところである。そしてその後葛西氏が入部した地とされている。選地には相応の理由があつたはずであり、それはこの地が良好な港としての環境があつたということではなかろうか。「船渡屋敷」という船溜まりを思われる呼称はその名残と思われ、したがって「往古入江之節」というのはこの頃を指しているのではないかと考えられよう。

本類の式内社はさらに古い時代のものである。この地がいつ頃まで入江であったかについては今後地質地形学や考古学上の検証が必要であるが、以上の想定が実際のこととすれば、やはり北上川における水上交通に関係するところである。そうすると式内社の四社が真野の地に集中する意味が理解されよう。

なお前述したようにこれら四社のうち久集比奈神社を除く三社が後に北上河口等にも鎮座するようになり、やがて零羊崎神社や鹿鳴御兒神社等に表れるように元の神社より知られる存在になつてくる。その原因は真野の入江の陸化が進んだことにより、水上交通の要地という機能を失い、地域が衰退していくことと関係するのではないのだろうか。

3 陸上交通に關係すると考えられる神社

宮城の駅路については『延喜式』「諸国駅伝馬条」から篠借、柴田、小野名取、玉前、柄屋、黒川、色麻、玉造、栗原の駅が置かれていたことが知られる。これらの位置については大槻如意電の「駅路通」を先駆けに、近年では山田安彦、黒坂周平、神英雄らの研究が知られている(2)。以下これらの調査研究を参考に経路の概略を探り神社との関係についてふれる。

まず多賀城の所在する宮城郡以南の駅家についてみると「柄屋」については前掲の研究書等は「柄屋」の音が近いということと宮城郡の北部にある利府町菅谷を位置づける。その根拠は必ずしも明確ではないとされるが、「余目家文書」の「淨妙留守家政議状」に「すねや（柄屋）」が表れ、そして近隣地として「をくたいたう（奥大道）」が登場する(3)。奥大道はかつての駅路のことであり、こうした複数の名称の照合から「柄屋」は菅谷と位置づけてよいと考えられる。

「名取駅は仙台市郡山」あるいは當沢から山田にかけての地域や名取市中田当の説があるが明確とはなっていない。「玉前」駅については地名の照合から名取郡南端の岩沼市玉崎以外有力な地ではなく、またこの地は山道と海道の分岐点にあたる要衝であり、各研究書の一一致するところとなっている。

以上の駅家に対しその経路についてはどうか。それを想定させるものとして、「柄屋」と「玉前」を結ぶ「あづま海道」と呼ばれる古道がある。この道について『封内記』は、「觀途聞老志曰。自古封内有東奥通行者。於名取。則在笠島邊。於宮城。則在木下西。其通路與今相合者。有與昔異者。此地亦其地。而不分明焉。或說曰。岩切橋北東光寺前道路也」と記録している。

この道筋は文中の笠島、木下、岩切等の地名が指標となる。笠島は「玉前」のやや北にあり、岩切は「柄屋」擬定地である菅谷の南に隣接する(24図)。そして笠島には古代寺院とされる笠島魔寺、木下には陸奥国分寺、国分尼があり、両者の間には多賀城以前の陸奥国府である郡山遺跡がある。その他岩切の南にも古代寺院の燕沢遺跡があり、古代の旧跡は多い。また笠島を北上して名取川との交点には船渡前という地名が残っている(24図)。したがってこうした古道の指標となる旧跡の地を通過するあづま海道は、概ね駅路を踏襲している可能性があると考えることができる(3)。

次に名取郡以南のうち亘理郡の駅路については、『日本後紀』弘仁二年(八一)に「廢レ陸奥国海道十駅」とあって平安時代初期に廃止される

また亘理郡では19鹿鳴緒名太神社、21鹿鳴天足和氣神社があるほか、阿武隈川沿いの神社に含めた20安福河伯神社は「玉前」の対岸にあって渡河地点にも位置づけられ、官道に関係するということにもなる。

るが、それ以前は官道として成立していた。その道筋は、あづま海道がこの地にも存在するので同様に官道を踏襲するものと考えられている(註)。

以上が宮城郡から名取郡・亘理郡に至る古代の道筋である。これと神社との関係をみると、宮城郡では5志波彦神社が岩切の道沿いにあたり、また「柄屋」とみなされる菅谷には4伊豆佐菟神社がある。名取郡では佐菟神社が笠島の北側に位置することになり、2多加神社も郡山遺跡と関係

こうした推定に対し岩切に古道に関する伝承があり、それは右の道筋と異なるようである。それは大槻文彦の「陸奥国古駅路考」に「名取郡の笠島、宮城野の木下、岩切村、東光寺門前の路等に、吾妻海道の名存す、岩切の土人は、東光寺前より青麻神社の一の鳥居の辺を過ぎて、黒川郡の石積村に出づる。是れ、古の道なりと伝ふ。賴朝 多賀國府より、物見が岡を顧みずして、此路を、黒川へ西北行せしなり」と記される(3)。賴朝の時代ということで「栖屋」や国府多賀城との関係が不明なところはあるが(3)、宮城郡から黒川郡へかけての道に関する資料が乏しい中では貴重であり古道が石積を経由して黒川郡内を進む件は注目しなければならない。

「黒川」周辺として、主に三河国、三浦郡、周防郡などの住民が多く集まつて居た事と有る。町下草とするが、異説もあり定まってない。

また「柄屋」「黒川」間の道筋について多くの見解は宮城郡利府町菅谷から黒川郡大和町鶴巣へ向かう道、すなわち県道3号（塙吉金岡線）沿いを北進するものである。しかしこれは資料が乏しい中での推定であり、明確な根据をもつとはいえない。その他七北田川沿いを西に進むという説もあるが(四)、「柄屋」から岩切に戻る形になり疑問が生ずる。

24図 あづま海道と古代の旧跡



関わるものとして位置づけることができよう。

黒川郡北部と色麻郡の官道と神社

黒川郡の大和町吉岡か色麻への道は岩出山へ行く国道457号の出羽海道（羽後街道）沿いに色麻駅の擬定地である四釜へ進むとする説が有力である。色麻駅については明確ではないが、色麻郷が色麻町と概ね重なるとすれば四釜を中心とする地域と考えてよいだろう。しかし色麻駅以北の駅路についてはどうであろうか。『歴史の調査報告書』は、「この道が岩出山以北における中世の幹道である松山道（上街道）に通する道であることから、奥州街道より先に主要道となっていたことは指摘するが、この道が古代か

なぐ道は明確でないが、丘陵の南麓である宮城郡利府町沢乙地区に伝わるもので黒川郡から多賀城へ抜ける道に関する口碑が残されている（図）。伝承をそのまま受けとることはできないとしても少なくとも音谷から黒川郡に至る古くからの道があつた可能性をみるとることができる。以上が黒川郡南部の官道についてである。この道沿いには10處鶴天足別神社と11行神社がある。



25図 黒川郡の古道と古代の旧跡

らのものかどうかについてはふれていない⁽¹⁰⁾。

吉岡から北へ延びる古道については『大衡村誌』にもう一筋の古い道が紹介されている。それは元禄十七年（一七〇四）の『御林絵図』の中で大衡村の奥田地域部分に「古海道」と称する道が描き入れられているというものである（図）。道筋については口碑として同村誌に記され、それによると舞野→渡戸（吉田渡河地点）→持足→奥田→萬森→駒場（須伎神社）→四釜坂→蕨崎のとおり進むという（26図）。

この中の「四釜坂」は確認できなかつたが、この地名からは色麻に向かう意図をもつた道であることが読み取れ、駅路を考える上で重要な指標となる。道沿いには須伎神社があることもこれまで見てきた駅路としての特徴を表している。また「涉戸」の地名も名取郡の「船戸」と共通し、駅路の渡河地点を示していると考えることができよう。そしてこの古海道には、海道と称するのみで固有名がなく、基本的な道であることをうかがわせる。「古」が出羽海道に対するとすれば、この古海道筋が黒川郡北部から色麻郡に至る駅路と考えるべきではないのだろうか。

以上のとおりとすると、「大道」の名が残る志戸田の11行神社付近からは、舞野の自然堤防上を進み、涉戸で吉田川を渡り、黒川郡家を左手に見ながら奥田の緩やかな丘陵を抜け、奥州街道を斜めに横切りながら蕨崎に至るということになろう。蕨崎からは古代の日の出山瓦窯跡群のある低丘陵沿いを西北へ五キロほど進むと出羽海道沿いに出てすぐ四釜に至るという道筋になる。

神社については、志戸田を過ぎると、左手に9石神山精神社の神体山である遂山が七ツ森の中に見るので、8須伎神社とともに道沿いにあるといふことができる。したがつて黒川郡の四社すべてが道路関連といふことになる。また四釜に城柵関連とした14伊達神社があるので本類にも含まれるとみると事ができるよう。

賀美郡・玉造郡の官道と神社

賀美郡以北については玉造駅や栗原駅は明確でなく、駅路についても四ヶからそのまま北上し中新田、葛岡、真坂と進む松山道筋とする説が有力であり⁽¹⁵⁾、他に中新田から右折し大崎市古川の宮沢を経て奥州街道筋に出て北上する説⁽¹⁶⁾等があり定まっていない。しかし神社についてはこれまでの検討から重要な指標になることが明らかになつたので、これを用いると、実際道筋を想定させる鍵の並びが確認される。

この区間については、まず12飯農神社、13賀美石神社、17温泉石神社がある。このうち飯農神社は前述したように色麻郷にあるとすれば位置的に玉野間の連絡路の線上にあるので玉造に向かうものとは別のものと考えられる⁽¹⁷⁾。色麻玉野間の道路開鑿の際に飯農神社の社殿を設置したことなどが由緒に伝わっているのは、それを裏付けている。

これを踏まえ栗原郡方向に並ぶ神社を見ると伊達神社から賀美石神社、

温泉石神社という配置になる。そして温泉石神社の地は「川渡」であるの



24図 黒川郡北部の官道
(国土地籍団体監修5万分の1
地図(吉川および吉岡)をもとに作成)



27図 貴美郡～玉造郡の宮道と神社

(国土地理院発行の「25万分の1地形図(第17・第18・第19)」をもとに作成)

き指標として重要なであろう。

細倉から先は岩手県境に向けてほぼ直線的に北上する形となる。「文字」には「大道上」「大道下」「道ノ上」などの地名が集中する。また南端に「深渡戸」の地名が残るのは渡戸や涉戸と同じであり、「文字」に残る地名は駅路の重要な指標となっているのではないか。

ここからの道筋は県道文字上尾松線に沿い、さらに県境の沼倉からは県道栗衣川線に沿うと推定される。沼倉からの道は沼倉村の「安永風土記」に記録される「一 北ハ磐井郡西磐井猪岡村端里小猪岡へ之道 一筋」とする道が踏襲されたものと思われ、岩手県奥州市衣川まで直線的に進み、そこから先は県道衣川水沢線に沿って水沢まで至るという形になる。線形は北東内至北へ向かって直線的であり(29図)、それが水沢すなわち胆沢城到達を目的とした形になつていることは、やはり駅路の性格を示すものと思われるを得ない。道筋の衣川には磐井郡の式内社である磐神社がある

ことをも想定を強くする。以上の他に文字には大道を示す名が集中すると共に「馬場前」や「駒堂前」という地名が残ることに注目しなければならない。

栗原郡には『日本後紀』延暦十五年(七九六)十一月戊子条に「陸奥国伊治城玉造塞。相去卅五里。中間置驛」とあり伊治城と玉造塞の中間に駅が置かれることになるが、官道が以上の経路を辿るとすれば、駅家を想定さ

れる。これを道路の推定線としてそれに重なると思われる道が四國から先に川渡の温泉石から先にからは39表刀神社、41雄銳神社、42駒形根神社が続く。なおこのほか和我神社が前述の『栗原郡旧地考』に従い中ノ森にあるとすればこの中に入り、栗原郡の神社の城柵や川に関するものを除くいずれもが玉造郡以南の神社の連続性を保ら栗原郡の西寄りを南北に並ぶ形になる。

栗原郡の官道と神社と駅家

川渡の温泉石から先にからは39表刀神社、41雄銳神社、42駒形根神社が続く。なおこのほか和我神社が前述の『栗原郡旧地考』に従い中ノ森にあるとすればこの中に入り、栗原郡の神社の城柵や川に関するものを除くいずれもが玉造郡以南の神社の連続性を保ら栗原郡の西寄りを南北に並ぶ形になる。



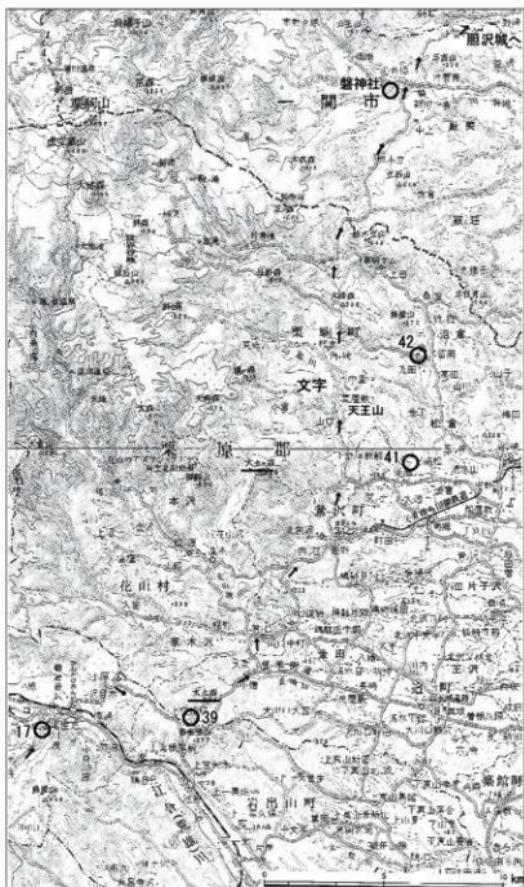
28図 文字に残る地名

(国土地理院発行の「25万分の1地形図(第17・第18・第19)」をもとに作成)

せる地名から「栗原駅」は「文字」に比定されるのではなかろうか。

『和名類聚抄』によれば栗原郡には栗原郷があつたことが知られる。この郷について『地名辞書』は地名考証から所在を「追川流域」とし(35)、「宮城県史」にもこの説をとる。栗原の地名は伊治から追川を挟んだ北隣に残る。そしてこの上流が「文字」であり、これに従えば栗原郷に属することに矛盾しない。駅名を想定させる地名の存在からみて栗原駅は「文字」に所在するの可能性が高いと考えられるところである。

この地が玉造塞と伊治城の中間駅とすると伊治城へはここから東に屈曲して追川沿いを下流に進むという形になる。その理由は前述したように宮城県の中北部地東西に広がる湿地が南北の進行を妨げており、多賀城か



29図 栗原郡の宮道と神社と文字(栗原駅)
(国土地理院発行の20万分の1地形図(新庄)をもとに作成)

官社の成立年代

陸奥国の式内社の成立については

『続日本紀』延曆九年(七九〇)十一月

丁亥条に「黒郡石神山精社」が官社

とされたのはすでに述べた。その他宝

亀十一年(七八〇)十二月丁巳条に桃

生白河等郡神「十一社」が「請預ハ幣

社。許之」とされた記事があり、桃生

郡の何れかの神社が幣社に預かったこ

とがわかる(36)。ともに「延喜式神名

帳」がまとめられた延長五年(九二七)より古く、すでに奈良時代に官社と

なっている。

官社編入の年次が記録に表るのは以上の二件であるが、そのほかに宮城栄昌によつて「神名帳」における神社の記載の仕方から官社登載の時期が推定されている(37)。その主なところは「神名帳」の古写本である「金剛寺本」や「武田本」等に散見される「貞」や「延」等の標記をもつ神社について、官社となつた年代が明確なものとの照合から、それぞれ貞觀式社・延喜式社であることを述べる。そしてさらに「貞」の前もしくは郡名の次に記載される神社は弘仁式社で、「貞」の後に並ぶ神社は貞觀式社もしくは延喜式社であることを検証する。また「延喜式」における追加は少ないこと

らの低地の直進が困難であったため、進行可能な道筋として選択された黒川郡以北の官道から理解されよう。こうした縱貫道を逸れる形は伊治城に限らず、多賀城や江合川沿いの丘陵に分布する新田柵・宮沢遺跡・小寺遺跡等にみることができる(38)。

も指摘する。

宮城の式内社の成立期については右の視点に基づいて大塚徳郎、熊田亮介らが編年を行っている(註)。こうした論考を踏まえ宮城の式内社五十社をみると、「貞」の標記をもつものは鼻節神社、鹿鳴天足別神社、行神社、温泉石神社、遠流志別石神社、大高山神社、熱日高彦神社、鳥屋嶺神社の八社となる。そして「貞」の標記の次に来る神社は鼻節神社に続く多賀神社一社のみであり、これは貞觀式社もしくは延喜式社ということになる。

したがってそれ以外の四十一社は弘仁式社ということになる。この内訳に対し熊田亮介は、鼻節神社と多賀神社について、標記の再検討から弘仁式社と位置づけるが(註)、いずれにしても宮城野式内社の多くは、少なくとも弘仁期には官社となっていたと思われる。

また官社となつた年代が明らかな神社はすでに述べた黒川郡石上山精神社や桃生郡の幣社に預かれた年代はいずれも奈良時代に含まれ、弘仁社ではあるが、それ以前にすでに官社となつたものである。特に桃生郡の神社が官社となつた理由は前掲の条に「己等為賊被開。兵被矢尽。而祈禱生白河等郡神一一社。乃得潰開。自非神力。何存軍士」とあるように蝦夷との戦いにおける神力に關係する。宮城宰昌は官社に預かる理由の一つとして蝦夷政策があるという(註)。神社の多くが道路や河川など交通路や城柵に關係し、かつ蝦夷との緊張が著しい県の北部に集中することは、官社に預かれた時期はやはり蝦夷との抗争が激しい時期と關係するのではないかであろうか。宮城の弘仁式社の多くは、奈良時代に遡る可能性があると推定されるところである。

むすびに

これまで必ずしも明らかではなかつた宮城の式内社の所在地について検討を行つた。その結果、これらは城柵官衛や交通路に關係して分布することが具体的に明らかになつた。

陸奥国の式内社のうち宮城県域に属するものは多く、さらにそれらは城柵の多い北部に集中する傾向がみられた。この地域はまさに古代政府と蝦夷との抗争の焦点地域であり、それと重なることになる。この状況と宮城の式内社の多くが弘仁式段階では式社となつていたことを併せ考へると、これらの神社の官社としての成立は、律令政府の蝦夷政策の一環の中で生じたものと考えるべきであろう。

またこれらの神社の出自は、日高見神社や零羊崎神社、計仙麻(大島)神社等の地域名を冠した地主神と、多賀神や鹿鳴神のように陸奥国に下ってきた中央神の二種から成るとみられるが(註)、ともに官社としての使命目的を同じくして、蝦夷政策の円滑な推進を求める政府の用に供したものと考へられる。

こうした蝦夷政策に関わる形は牡鹿郡、桃生郡の北上川を中心とする河川において最も顕著に表れる。特に牡鹿郡、桃生郡を合わせた数においては、城柵に伴う二社を除いた十四社すべてが關係し、その数は黒川郡以北の駅路關係の神社を上回る。この形からは、湿地における陸路設置の困難という地域の実態に応じて、陸路に代わることとなる北上川の重要性がうかがわれる。こうした特有の環境の厳しさは宮城北部の賀美郡、玉造郡、栗原郡で推定された駅路が西により過ぎると思われるほど低湿地を避け、丘陵主体の道筋を選択していることにも表れているといえよう。

本稿では東山道の辺地ともいえる宮城の式内社の位置について検討し、その意味するところを考へてみた。しかし今回行つた比定についてはなお不十分なところも多く、引き続き究明してゆかねばならないところである。今後の課題としておきたい。

註

1 佐久間潤蔵『奥羽觀瞻聞老志』一七一九年(上・下昭和三年仙台叢書刊行会編)

『仙台叢書』第十五・六巻(一九七二年宝文堂復刻版)

2 佐藤信要『封内名蹟志』一七四一年(大正十四年仙台叢書刊行会編『仙台叢書第八卷所収、一九七二年宝文堂復刻版)

- 3 田辺希文『封内風土記』一七七二年(一〇四、一八九三年仙台叢書出版協会
伊勢斎助編)。
- 4 「安風土記」一七七三(一七八〇年。(宮城県史編纂委員会『宮城県史』
一九五四年、同二一九五八年))
- 5 保田光則『新撰陸奥風土記』一八六〇年(昭和五十五年歴史図書社復刻版)
- 6 吉田東伍『大日本地名辞書』一九〇六年富山房
- 7 「神祇志」義公生誕三百年記念会『大日本史』義公生誕三百年記念出版(一九二
九年)
- 8 「栗田寛『神祇志科』」一八八七年温故堂
- 9 鈴鹿道原他撰『神社叢書』下編一九〇一年皇典研究所
- 10 教部省編『特別神名牒』一八七六年(一九五五年國立甲陽堂)
- 11 宮城県神社庁『宮城神社名鑑』一九七六年
- 12 宮城県神社名鑑三百年記念会『式内社調査報告』卷 東山道3 一九八六年 皇學館大学出版
- 13 伊藤信夫『古代史』『宮城県史』1 一九五七年
- 14 佐々久神社概説『宮城県史』12 一九六一年
- 15 よみは各神社とも『新訂増補国史大系』(黒板勝美・国史大系集会一九七四
年)に従つた。
- 16 蔵王町神社さん委員会『白鳥明神縁起記』『蔵王町史』資料編II八三六一八五
七頁一九八九年
- 17 「封内風土記」では西宮への遷座は大同年中、現在地への移祀は大永年中と
し、『安永風土記書出』及び『白鳥明神縁起記』ではそれぞれの時期を延暦20
年(阿寺守利と為征討の頃、永正年中とする)。
- 18 日本武尊は日本書紀の中で死後白鳥となるのはよく知られる。また(安永
風土記)や『白鳥明神縁起記』等で西宮に祀られるその子も兒捨川(白石市)
で白鳥となる話がみられる。
- 19 蔵王町史編纂委員会『蔵王町史』民俗生活編 一九九三年 九二一九九二
七頁
- 20 和田翠三輪山『国史大辞典』第13巻 一九九二 吉川弘文館
- 21 蔵王町神社さん委員会『蔵王町史』資料編I一九八八年 八六〇頁
- 22 文中の蓬萊寺は荒子の南に位置するのでこの宮は西宮を指すと思われる。
不忘山(これずの山)は『安風土記』等の地誌類の記録から蔵王を指すこと
がわかる。
- 23 「襄廢挨拶」一八一年(仙台叢書刊行会『仙台叢書』第七卷一九九一年)
- 24 宮家隼藏王神社現信仰『国史大辞典』国史大辞典編纂委員会一九八五年
- 25 「山家氏神碑之記」(同21)八六四頁に往古山伏入最初願行寺にて二
七ヶ日修法を努めより薬師ヶ嶺(大刈田山)に登り谷瀬をついた廻り、不
動ヶ瀧水行龍り蔵王ヶ岳金峯山熊野岳にておこなひ、(略)とある。願行
寺は大刈田山の南東麓の宮司に地名が残る(同19)。山家氏は江戸時代の神
官である。
- 26 同11 九五〇九六頁
- 27 小紫敏『蔵王信仰史』『蔵王町史』通史編 藏玉町史編さん委員会一九九四年
同23
- 28 「日本統風土記我篇」復刻版『仙台叢書』伊達世臣家譜第三卷一九七五年
宝文堂(初出『仙台叢書』續刊第六卷仙台叢書刊行会一九三七年)
- 29 山本晃『神社』『仙臺市史』7 別編5 一九五三年ここには「名取郡富澤
邑有古禪爲傳司 背祝諾尊称多賀祠。(略)として紹介されている。
- 30 同32 同30 同貢
- 31 「日本書紀」神代上に「伊佐諾尊(略)仍留(宅)于乃少宮一矣」とある。
- 32 山本晃『神社』『仙臺市史』7 別編5 一九五三年ここには「名取郡富澤
邑有古禪爲傳司 背祝諾尊称多賀祠。(略)として紹介されている。
- 33 「延喜式」の近江國犬上郡の柔に「多何神社」とある。現在の多賀大社である。
- 34 現在の多賀大社である。
- 35 今泉降雄『古代国家と郡山遺跡』郡山遺跡发掘調査報告書 総括編(1) 三〇六頁仙台市教育委員会一九九三年
- 36 なお「日本統風土記」は武田吉吉の「風土記」(岩波文庫版一九三七年)等
には収録されておらず、官撰の風土記とは詳述せなかつたとみられるもの
で取扱いに慎重を要するが、少なくともその記述に該当する地名が関連する
地域に存在することには注目しなければならない。
- 37 中西利徳『名取郡誌』五九三頁一九七七年
- 38 名取市史編纂委員会『名取市史』八五一八五二頁一九七七年
- 39 同11 一三八一三九頁一九七六年
- 40 同11 一三八一三九頁一九七六年
- 41 同11 一三八一三九頁一九七六年
- 42 同11 一三八一三九頁一九七六年
- 43 同11 一三八一三九頁一九七六年
- 44 大槻如電駅路通上 一九一年西東房
- 45 七ヶ浜町誌編纂委員会『七ヶ浜町誌』一九六七年
- 46 賀茂莊次郎『佐々久他宮城県史』16 (観光編)三二六頁一九五五年
- 47 多賀町誌編纂委員会『多賀町誌』三二五頁一九六七年
- 48 押木秋介『鹽竈神社改訂版』一〇一頁二〇〇五年
- 49 同46
- 50 宮城県教育委員会・多賀町『多賀城跡調査報告書・多賀城廃寺跡』一九
七〇年
- 51 同45
- 52 『封内風土記』では須伎ではなく須岐となつており、現在の社名もそれを踏襲
している。

- 帖である。高清水や瀬峰以南の栗原郡は『封内風土記』では栗原郡栗原莊のまとまつた地域である。『大日本地名辞書』はこれらを郷村との照合から長岡郡や新田郡に属するとのみ。古代栗原郡は力石峠の北に広がる一迫、二迫、三迫川流域が中心とするのである。
- 岩崎綱雄『栗原郡旧田地考』志波姫神社の条 一八四七年(古川市郷土研究会一九六四年発行)
- 平川南(府)官沢遺跡に関する文献上の検討 東北自動車道遺跡発掘調査報告書III 宮城県文化財調査報告書 第六九集 宮城県教育委員会 一九七〇年
- 『名志類』名取郡太白山の条 同36
- 志波姫神社の条に「今、八幡の伊豆野權廢せられど、明証なし。按、延喜式、栗原郡志波姫神社は、名神大と注せられたり、之を、高清水駅、又桜目村は擬定する者あれど、共に力石峠の南なれば、古の栗原郡の地にあらず。」とある。
- 『名籍志』『封内記』が栗原村の伊勢宮とする。
- 官城県史編纂委員会『宮城県史』25 資料編 3 一九五四年
- 築館町史編纂委員会『築館町史』一九七六年
- 郡岡良助『日本地理志科』一九〇一(一九〇三)(後名類聚抄外篇) 京都大学文学部国語学部国文学研究室編 一九六六年
- 神護景雲三年(七六九)三月辛巳条に「玉造郡人(略)下毛野脩見公。」とある。
- 同98
- 古代長岡郡は表刀神社の案でふれたとおりである。
- 日本往生極要記 寛和年間九八五年・九八七年・『日本思想大系』7 「往生伝・法華驗記」二三〇三四頁 一九七四年
- 『古今吉物語集』三 登第十五(陸奥國小寺松僧玄海・往生) 語第十九(日本古典文学大系三七〇三七一頁)一九六一年
- 田尻町史編さん委員会『田尻町史』上巻 一九八一年
- 田尻町教育委員会『新田柵跡推定地』I~IX 田尻町文化財調査報告書第3~11集 一九九八年~二〇〇六年
- 神安海『陸奥國小寺松金山神社考』一八一〇年 黄金山神社社務所『黄金山神社志稿』一九五四年)
- 113 112 111 110 109 108 101 100 99 98 97
- 116 115 114 117 116 115 114 112 121 120 119 118 117 116 115 114 同75
- 佐藤信雄『天平金蓮遺跡』涌谷町文化財調査報告書 一九六〇年
- 柴田郡教育会『柴田郡誌』一六六頁 一九七二年 名著出版復刻 初出 一九二五年
- 佐藤平吉『闇場鎌』一八九五年(村田町教育委員会『闇場鎌・足立風土聞老志』村田町歴史資料集第1号 一九〇一年)
- 柴王町教育委員会『十郎田遺跡の7世紀集落をめぐる諸問題』『十郎田遺跡』柴王町文化財調査報告書第2集 二〇一二年
- 『吾妻鏡』文治五年(一八九八)八月十日の条
- 『吾妻鏡』文治五年(一八九〇)年 東京慶應文庫書店
- 原秀四郎『玉造墓址につきて』『史学雑誌』19編8号 一九〇八年
- 『宮城県史』1では加美郡中新田の城山櫛跡とし、佐々木茂樹『宮城県古川市伏見廃跡』(『名古屋雑誌』第56卷3号 一九七一年)では古川市古川東大崎の名生遺跡に擬定する。
- 大槻如電 同43
- 山田安彦『陸奥国』『羽出国』『古代日本の交通路II』一九七八年 大明堂
- 黒坂周平『東羽の東山道』『東山道の実証的研究』一九九二年 吉川弘文館
- 弘武健『古代の道』叢文・東海道・東山道・北陸道 二〇〇四年 吉川文館
- 色麻櫛については城山櫛跡に擬定する向きもあるが、色麻櫛からは離れる位罫になる。色麻郡は地名の照合がら『大日本地名辞書』のいう四条を付近と考えざるを得ないので疑問が残る。
- 佐藤露江『河川史』『石巻市史』第一巻 石巻市史編纂委員会 一九五六年
- 菊地勝之助『宮城県地名考』一九七〇年
- 只野淳『北上川の変遷』『宮城県史』8(土木) 宮城県史編纂委員会 一九八七年
- 石垣宏『北上川流路変遷史と石巻の開港』『石巻の歴史』第六卷 石巻市史編纂委員会 一九九二年
- 佐藤露江 同126
- 大槻如電 同43
- 山田安彦 同124
- 黒坂周平 同124

神英雄「古代仙台平野の交通路に関する一考察」『龍谷史壇』第90号 一九八七年

武部健「古代の道筋内・東海道・東山道・北陸道編」二〇〇四年

「余自文書」のうち正安元年（一二九九）の「浮妙留守家政議狀」（正安元年一二九九）では、「すねやうちのめのきたのミねすら家にしべ、をく大たうにいたす、これわへうこのさかひなり」とあって「すねや」という地域と

「奥大道」という主要道の關係を思われる件がある。同書状にはこれ以外にも「をつるさわ」（小鶴沢）や「あをそ」（青麻）といった近隣地に照合される地名が表れるので、菅谷地域を指していることがわかる。（仙台市史編さん委員会『仙台市史』資料編I古代中世一二九九～三〇〇頁一九九五年）

このことについては神英雄同上が亘理郡を含め詳しく論じており、筆者も触れた経緯がある（真山悟「奥羽の山道と海道」『研究紀要』東北歴史博物館）一二〇一二年。

山田安彦「陸上交通 同一」

『駿路通』では柴田郷船泊とするが、『和妙類聚抄』によれば柴田郡駅家郷があるので、柴田郷とするには疑問が生じ、また位置的にも疑問視する向きも多々不明といわざるを得ない。

大根文彦「陸上交通 同一」

この経路では「宿屋」を通ることは難しく、このとおりとすれば後世の変化と考えなければならない。また岩切から黒川郡石積へ直進する形は、多賀国府を東にやや遠く見ながら東へ進む方向になるが、引用文では朝禰は多賀國に立ち寄ることになるので、このとおりとすれば理解し難い。朝禰時代の国府の位置も含め検討が必要であろう。

大和町教育委員会『一里塚遺跡発掘調査報告書』大和町文化財調査報告第12集一二〇〇〇年

富谷町教育委員会『三ヶ森遺跡発掘調査報告書』富谷町文化財調査報告第2集一九九九年

同『白鳥遺跡発掘調査報告書』富谷町文化財調査報告第4集一二〇〇三年

『利府町誌』（一九八六年）に沢乙温泉に関する伝承を記している。要約すると「延喜年間、将軍村麻呂は、黒川郡七ツ森で狩をし、多賀城に帰る途中、足の指を痛めた。そのとき部下が水煙立ちこめる沢乙を認めた。そこで沢辺の水に足を浸したところ、たらまら傷が治った。」といふ。なお付近にはオト系の「小刀神社」があり、沢乙（オト）の地名の由来となっている。

宮城県教育委員会『歴史の道調査報告書』宮城県文化財調査報告書第六十集一九七九年

山田安彦「大衡村誌」四五六～四六六頁 一九八三年

大衡村誌編纂委員会「大衡村誌」四五六～四六六頁 同一二四

黒坂周平「同一二四」

武部健「同一二四」

飯魯神社を経て玉野に向かう路が地形的には自然な流れである。賀美石神社を経由すれば迂回する形となる。

城生橋跡の前から賀美郡の東山遺跡を通り賀美石神社へ行く道は県道柳沢新田線で、柳沢からは県道鳴子小野田線に合流しこの道が川渡へ向かう。

綾峰として城生橋跡までは西へ進み、そこから川渡まで北上するもので、両地点を結ぶ道としては最も近い。

栗原郡には栗原郷の他清水郷、仲村郷等がある。『地名辞書』では清水郷を栗原市一迫の清水に、仲村郷を同市栗駒の中野とする。それぞれ一迫川、三迫川沿いにあり、川筋とに郷が分布したとする。

宮城遺跡、小寺遺跡の性格は連藤秋輝「東北の古代遺跡」二〇一〇年に論められている。

宝亀十一年（七八〇）十二月丁巳「陸奥鎮守副將軍從五位上百濟王俊哲等言、己等爲賊被圍、兵疲矢尽、面折（桃生白河等郡神）十一社、乃得レ済レ開。」

自非「神力」、何存「軍士」。諸預幣社。許之。」

宮城榮昌「神名式の成立」『延喜式の研究』一九五八年

大塚徳郎「式内の神々」『古代の日本』8東北一九七〇年

熊田亮介「宮城の式内社をめぐる諸問題」『宮城の研究』2古代篇・中世篇一九八三年

熊田亮介「同一五〇」

大塚徳郎「同一五〇」

「利府町誌」（一九九六年）に沢乙温泉に関する伝承を記している。要約すると「延喜年間、将軍村麻呂は、黒川郡七ツ森で狩をし、多賀城に帰る途中、足の指を痛めた。そのとき部下が水煙立ちこめる沢乙を認めた。そこで沢辺の水に足を浸したところ、たらまら傷が治った。」といふ。なお付近にはオト系の「小刀神社」があり、沢乙（オト）の地名の由来となっている。

東北歴史博物館研究紀要 14

発 行／平成25年3月22日

編集発行／東北歴史博物館

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目22-1

TEL.022-368-0101

印 刷／有限会社東北図面工業社

〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-6-3

TEL.022-211-7181

BULLETIN OF TOHOKU HISTORY MUSEUM

[Articles]

Examination of the "Shikinaisha of Miyagi"	MAYAMA Satoru	71
Man and horse hunting wolf, wolf hunting man, from Morioka Clan Document	MURAKAMI Kazuma	28

[Reports]

The Clay Figurines from the Kakura Shell Mound and the Kurasaki Shell Mound of Kyono Collection	SATO Noriyuki	1
--	---------------------	---